

第五回國會 労働委員会 議録 第十七号

昭和二十四年五月十一日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 倉石 忠雄君

理事 福永 健司君 理事 三浦寅之助君

理事 吉武 惠市君 理事 前田 種男君

理事 川崎 秀二君 理事 春日 正一君

理事 島田 末信君

麻生太賀吉君 大橋 武夫君

小淵 光平君 篠田 弘作君

塚原 俊郎君 福田 喜東君

船越 弘君 松野 頼三君

青野 武一君 大矢 省三君

小川 半次君 土橋 一吉君

早稲田柳石門君 石田 一松君

石野 久男君

出席國務大臣

外務大臣 吉田 茂君

内閣總理大臣 田中 俊吉君

國務大臣 殖田 讓治君

厚生大臣 林 讓治君

労働大臣 鈴木 正文君

國務大臣 青木 孝義君

出席政府委員

(経済安定本部 労働局長) 石井 通則君

(労働局長) 高橋 一郎君

(法制第三局長) 佐藤 達夫君

(法制第三局長) 高辻 正己君

(労働局長) 賀來才二郎君

(労働局長) 松崎 芳君

委員外の出席者

厚生事務官 小川 朝吉君

労働事務官 石黒 拓爾君

専門員 濱口金一郎君

五月十日

労働法規改正反対に関する請願(米窪満亮君紹介)(第一四八〇号)

同(春日正一君外二名紹介)(第一五〇七号)

同(土橋一吉君外一名紹介)(第一五六一号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

労働法規改正反対の陳情書(上越労働組合連合会長鈴木長久外二千九十二名)(第三九八号)

労働関係法規改正反対の陳情書(全日本金属労働組合愛岐支部東邦製鋼分会執行委員長酒井三治)(第四三八号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

労働組合法案(内閣提出第一四九号)

労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)

倉石委員長 ただいまより会議を開きます。

前会に引続き労働組合法案及び労働関係調整法の一部を改正する法律案を議題に供します。質疑を許します。前田種男君。

○前田(種)委員 私は労働大臣に相当する方から質問を申し上げたいと思ひます。まず第一に公聴会でも問題になりましたが、労働組合法が保

護立法であるかどうかという点について、労働大臣の見解を明らかにしておいてもらいたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 御指摘の通りに、労働組合法は保護立法であるという建前で進んでおります。

○前田(種)委員 この前も私はちよつと触れましたが昨年問題になりました給金の処理問題について、私がいくらか掘り下げてお尋ねしたいと思ひますことは、九原則と本年度予算から参りますところの今後の経済界の動向というものは、今私が申し上げるまでもなく、労資の紛争が、終戦以來かつてない大幅に激化するのではないかというところが予想されるわけです。

そうした問題に対処するところの対処策としては、法規上から参りますならば、労働委員会を中心とする、労働法の関係におけるところの調停、あるいは仲裁、あつせんということが、できるようになつておりますが、はたして労働委員会に依存して、こうした重要な、激化するであろうと予想されておりますところのたぐさんの紛争処理が、万全を期せられるかどうか。少くとも私の見解から申し上げますならば、できるだけ紛争というものは避け、あるいは未然に防止するといふことが賢明な対策であり、また政府もできるだけ努力してその努めなくてはならぬと考えます。そういう観点からはたして今日の労働委員会の機構、あるいは予算的措置において、そうした

ことの万全が盡されるかどうかという点を考えてみましたときに、中労委にいたしまして、あるいは地労委全体を私は申し上げませんが、全国を見渡して有力な地労委等につきましては、相当の予算的措置、あるいは人員その他についても万全を盡さなければ、こうした処理がうまく行かぬと思ひますが、そうした紛争処理の早期解決という見解と、どういふ対策をもつて臨まればよいとおられるか。その点を明確にお願いしたいと思います。

○鈴木國務大臣 根本的には労働問題の解決は、いづれに法に訴えて行くよりは、まず労資双方の協調による紛争処理の形式で、極力まめて行くということが正しいと思つております。ただ紛争処理機関というものに關する規定を、法律の中にこの際盛り込んでおくかどうかという問題になりますと、いづれに法に訴えて来るのでありまして、現段階において、労働省當局として考えておりますのは、紛争処理は労資双方の協約の中においてまず極力これを實現するようにやつて行く。そして教育その他によつてこの方面の機能を充実して行くといふ方式をとりたい。そういうふうな考えでおられるのであります。いづれにせよ、紛争処理というものが、労働問題の解決のために最も望ましい方式であり、これに極力力を入れて参りたいという考え方を持っておりますのであります。

それから労働委員会の問題であります。

すが、今回の改正案におきましても、労働委員会の強化という点に對しましては、及ぶ限りの考え方を取入れ、それを實現したつもりであります。ただ予算の関係とか、あるいはその他につきましては、現在の日本の財政全体との関係もありまして、必ずしも十分と言ひ得るところまでは行き得なかつたかとも思ひますけれども、労働委員会の強化、それから独自の活動を促すという点におきましては、極力あらゆる面からこれを實現して参りたいと思ひておる次第であります。將來にわた

りましては、予算の問題そのほか人員、機構の問題につきましても、重点的に個々の面では極力力を入れて参りたい。そう考えております。

○前田(種)委員 大臣は本案の提案の説明の中にも、その後の委員の質問に對しても、理由の一つとして、今日の労働組合の中で、破壊的な労働組合運動を抑えて、健全な建設的な労働組合運動を助成しなければならぬといふことを言われたように思ひますが、一体この法規から照らしまして、その趣旨が徹底するかどうか。そういうことが出来るかどうか。あるいはどうしてそういうことをやろうと労働省は考えておられるか。この点を明らかにしていただきたいと考えます。

○鈴木國務大臣 申し上げるまでもなく、労働組合の根本的任務は、経済的の面においてあるものであります。それから廣い意味において、労働者諸君全体の地位の向上維持といふこ

とが根本的の使命であることは、申すまでもないと思います。従いましてきわめて政治的な意味を持つた組合運動とかそういうものは、本来の労働組合の使命、運動というものは、はるかに遠い方面のものであるといわなければならないと思います。破壊的な組合運動を排除すると申しましたのは、そういうような労働組合運動本来の面から逸脱して、きわめて明白な政治的な運動——それからまた労働組合自体は名実ともに民主的に組織され、民主的に運営されなければならないことは当然でありまして、労働組合のそういう民主的な組織の方法、民主的の運営方法が、少数の人たちによつて動かされて行く、全体の組合員の意思が反映しないような組織、方法、運営というものは、どう考へてみても労働組合自体の本来の使命からいまして正しくない、そういうふうな考へが根本的にあるのでありまして、改正法案におきましては、たとえば組織の面において、あるいは運営の面において、労働組合の労働者諸君の基本的な権力を侵害しないという範囲におきまして、できる限りそういう精神がここに取入れられるような形でもつて、最後案というものが練り上げられた次第であります。

○前田(種)委員 ただいま主として政治運動等をやるのは、労働組合の本質を逸脱しておるというようなお答えがありましたが、私は今日の労働組合運動、あるいは経済問題全体をながめまして、一つとして政治問題と関連しない問題はないと思います。大小あるいは軽重の差こそあれ、少くとも労働組合のいろいろの行動、運動にいたしま

しても、政治運動と関連しないものはないと私は考えますので、その点について、どの線が政治運動と経済運動の境界をなすかという点を、もし労働大臣の方において主たる経済運動をやるもの、主たる政治運動をやるもの、あるいは内容的にこういう線から上はいかん、こういう線から下は経済運動だというように境界がございますなら、この際お聞きしておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 お説のように現在の國家機構、社会機構、経済機構のもとにおきましては、組合運動、たといそれがたゞいま申しましたように、経済及び一般的の労働者諸君の地位の維持向上というものを主要な任務にしたにいたしまして、個々の問題については、一般政治問題と全然無関係の形において、そういう問題が生起して来ることはなか／＼ない。この見解においては前田委員と私も同様であります。しかしながら組合運動の实体が、主として申しますか、ほとんど純政治的な意味のみでもつて動いておるような場合には、明らかにたゞいま申しましたような政治的な組合運動である、原則論としては言えるわけであり、では実際にはどういふ場合に、というのが御質問の御趣旨であつたように思ひますけれども、これは根本原則を一本きめておいて、そしてその場合の事情に応じて運営の上でもつて、あるいは労働委員会の認定、それから行政当局の運営の上でもつて、個々に判断して行くことになると思ふのでありまして、具体的に原則の線を一本書して、これからこれまでは、というようなことを明確にするこ

とができれば、きわめて明確でいいのでありますが、なか／＼困難であると思ふのであります。あとの方の御質問の中心的問題は、實際運営の面に當つてそれ／＼適処することになるだろうと思ふのであります。

○前田(種)委員 お忙しい中を総理が御出席願ひましたので、私は総理に対する質問を先に済ませまして、さらに労働大臣への質問を続けて行きたいと考えます。まず総理にお伺ひしたいことは、総理は幸い外相を兼務されていらつしやいますので、今日講和会議がまだいつ開かれるかわからないという日本の現状でございしますが、もうすでに戦争が済んで四年も過ぎております。私はこの際國際外交と申しますか、あるいは日本國民の國民外交が、國際的に伸ばされなくてはならない絶好の機会だと考えます。いろいろの観点から申しますと、労働委員会で質問する要点にはずれませんが、私は今日成長しつつあります日本の労働組合の立場から、世界の労働組合と提携して、日本の親善、民主化、再建のために、どうしても労働組合間においても國際的に提携ができるように、あるいは協力ができるように、進路を開いてもらわなくてはならぬと考えます。そうした観点から日本政府といたしましては、そうした道が開けるように關係方面に強く要請を願ひたいと考えます。

さらにもう一つは、國際労働機關に對する日本の労働組合の参加の問題でございします。これは今申し上げましたのと相關連いたしますが、今日外交が復活する前に、むしろ労働組合の間においては、先行されて行かなければならぬ状態になつておるように見えるのでございします。この点におきまして政府と司令部との關係、あるいは連合各國と日本政府との關係等について、経過あるいは今日の情勢、今後の見通し等について総理から明確な御答弁を得られますれば、日本の労働階級としても非常に仕合せであらうと考えますので、どうぞこの点について見解を明らかにしていただきたいと考えます。

○吉田國務大臣 お答えをいたしました。御趣意はまことにごもつともと思ひます。しかしながら今司令部とどういふ交渉をしておるかというようなことは申し上げにくいけれども、御承知の通り労働會議にはすでにオブザーバーとして招請を受けておるようなわけで、労働會議方面から、日本が國際會議その他に参加を希望するような機運ができ、それがやがて講和會議の促進というふうなことになるれば非常に満足だと思ひます。また労働會議として、すでに日本の委員をオブザーバーとして招請するくらいでありますから、萬國國際會議等に日本を加えたいという希望は十分あるものと思ひます。また世界の労働問題を、日本の側が参加することによつて一層善化する、発展するように、日本側からも持ちかけていただきたいと思ひます。なか簡單に解決すべきものではないと思ひますが、そういう好機が到來しておりますので、吉田総理といたしまして、ぜひとも司令部に對ししまして、あるいは連合各國に對ししまして、強く要請されることを希望しておきます。

さらにそれと関連いたしますが、われわれ國民の外地移民の問題でございします。外地移民という言葉を使うことが、いかゞか別といたしまして、あるいは本委員会としては、むしろ日本人の出かき許してはらうように、強く司令部に要請してもらいたいと思ひます。これは多くの理由を申し上げる必要もないと思ひますが、かつてはわが國は侵略國として扱われましたが、終戦以來今日四年、しかも新しい憲法が施行されて参りまして、滿二年を経過し、新憲法は今日不動なものに確立しておるのであります。この世界平和に貢献しようとするところの日本國民の心構へは十分できております。しかし今日残念なことは、國土は半減され、しかも人口は八千万をオーバーするという現状においては、どうしても自給自足は不可能な關係に置かれておるのでございします。どうしても私は連合各國の認識を新たにしてみようことに努めまして、出かきができるように、外地移民が許されるように日本がよくなつていけばかりではない、あり余つておるところの日本の労働力を、世界經濟の興隆に協力せしめるという観点に立つても、絶対に必要なことであると思ひます。世界各國の中には人口が稀薄で、もつと労働力がほしいという國がたくさんございします。私はそうした所に日本人がどんどん出かせぎして働けるような道が開かれることを、一日千秋の思ひで、おそろく全國民が要望しておると考えます。特に今日輸入食糧にたよつておりますところの日本の食糧事情から申しますまでも、いたずらにこの狭い日本に

徒食するに忍びないという人々も多数あると私は思います。こうした点等を考へてみますならば、どうしても今日非常な制限は受けておりますが、吉田総理の強い決意によつてマッカーサー元帥に要望をされ、連合各國に要請をされる。その時期がもうすでに到来しておると私は考えます。しかももしこれが実現されましたならば、今日一番わが國の悩みとしておるところの、國內的には失業問題の解決の緩和にもなり、食糧問題の解決の緩和にもなる。さらに單一爲替レートが制定されまして、ようやく貿易が軌道に乗ろうとしておりますところの今日の狀態のもとにおいて、われ／＼がほんとうに外地の出かさが許されまして、外國のほんとうの貿易その他の事情等を見ることとができますならば、日本の今後の貿易事業の再建の上についても、大きな期待が持てると私は考えます。さらに外地に出かさをいたします人々が、日本國內の経済に協力することの偉大なものがあるという事は、いまさら申し上げるまでもないのでございませう。私はこうした國內の事情、國際的關係、そして今日わたくしを求められておりますが、もうすでにその時期が到来してあるという見解から、この点について強い要請を、非常な熱意をもつて私は総理大臣にお願いしたいと思ひます。この点につきまゝとこの今日までの経過、あるいは内容、見込み等について、もしこの機会に明らかにしたいだけな点がございしますならば、むしろ絶好のチャンスであると思ひますので、ぜひ総理の見解をお聞きしたいと思ひます。

○吉田國務大臣 これまた御趣意はわれわれ御同感でございます。しかしながらここに考えなければならぬことは、なるべく相手方が日本の移民によつて脅威を受けないようにということでありませう。現にオーストラリアその他南洋に未開の土地がたくさんあるのでも、今なお感情的に脅威を感じるといふ痕跡が残つております。日本が移民することによつてその土地が改良せられる。日本が海外に發展することによつて世界の繁榮が増しはしても減退はしない。こういうことを相手方が十分納得するように、日本側からいいたしたいと思ひます。これは單に理論問題ではなくて、政治問題もあれば、國際情勢もあるものでありまして、どうしても相手方が日本移民を歓迎するようになし向けて行くことが必要であつて、私人の決意ではどうにもできないことを御了承願ひます。

○前田(種)委員 この問題については多くを聞きだしてもいたしかたがなかつたと思ひますが、総理一個の決意ではなくて、少くとも日本を代表する政府の代表者として、この点は機会あるごとにぜひともわれ／＼日本國民の認識を新たにしてもらふために、あるいはそういう道が開かれるように、ベストを盡して、最善の方法を講じていただきたいと、最後にお願ひを申し上げておきます。

次に私は國內問題の一般労働行政の問題について、二、三点まとめてお尋ねしたいと思ひます。今日日本の國內における労働行政の問題というものは、政治全体から見ても非常に重要な問題だと私は考えます。特に経済の安定、あるいは経済の復興に対することの労働階級の協力なくして、日本の再建があり得ないことは、いまさら私が申し上げるまでもないわけでありませう。そうした重要な労働行政に対し、あるいは労働階級の協力を求める施策について、政府が一体いかなる大方針を立てておられるかという点について、総理大臣の見解をこの際承つておきたいと考えます。

○吉田國務大臣 そう確信いたしております。

○前田(種)委員 労働法規の問題について、確信をしておられるようでありませうが、そうした箇條にわたつての質疑は、あとで所管の大臣に十分私はお尋ねしたいと思ひます。

次に私は、政府が今日の労資双方に対する見方を、どういふふうに見ておられるかというのを、この際明らかにしていただきたいと思ひます。一つは過去三箇年におけるところの資本家陣営、あるいは労働組合の實績に対する政府の見解、あるいは政府自身の労資双方に対する対策に対しても、幣原内閣、片山内閣、芦田内閣、吉田内閣と、要するに終戦以來の各政府のつて來ました労働行政等についても、はなはだ遺憾の点があつたことは認めませう。しかし將來労資双方に対してはどうあるべきかということについて、むしろこの際明かにしておく必要があるのではないかと思ひます。あるいは一部には、今度の労働法規の改正は、労働組合の行き過ぎであつたために、改正をしなければならぬということを強く言われておる節もありませうが、私はこの点についても、労働組合全体に、全然行き過ぎがなかつたということをお尋ねするものではありません。私は三年間の労働組合運動の幼稚な搖籃期におけるところの行き方に過ぎましては、いろいろの問題があつたことを認めませう。しかしこれは労働組合が搖籃期であつたのと、それから終戦以來における日本の回復してないところの情勢のもとにおいて、やむを得なかつたのではないかと考えます。むしろ終戦以來の資本家陣営が、あまりにもふし

うーというわけではありますまいが、攻撃し合うよりも、政府の希望するところは、どうか労資協調して、この日本の復興に協力するという態度を整えてもらいたい。これが私の眞の希望ではないのでありまして、ああいうふうなわかりきつておることは、なるべくこういつた法律の中には書かない方が、法文が簡素化されていいのじやないか、こういう考えでもつて、あれを

これこそわかりきつたことであるわけです。私はわかりきつたことだから、もううたわなくともいいというその答弁は、どうも了解に苦しむのでございます。根本的に議論を申し上げますなますから、持つておりません。

お答えいたしますけれども、修正という問題が起きたときは、われ／＼としては別にそれに反対という意向は、今も申しましたような推移であり、ますから、持つておりません。

その次には國民生活確保の問題でございますが、これまで日本が赤字経済のもとにございます現状においては、なか／＼簡単に行くものではありません。食わしてくるならば仕事を

望であります。それからまた失業対策については、費用がはなはだ少い。これはその通りであります。しかしながら現在のところは、均衡予算の関係からいってみても、できるだけの金額を削つたことにはかならないのであります。根本的な考え方といたしまして、いかなる場合でも、特に今日のような条件のもとにおける日本の実情におきまして、日本経済の再建に、労働生産

らば、私は労働組合法の第一條というものは、保護立法の建前から行きましても、基本的な労働組合のあり方というものの、あるいは理想目的を明確にすべきだと考えますので、むしろ改正案

○前田(種)委員 第一條の二項に關しましては、法務總裁が見えましたときに、暴力の行使の問題について、私は新しい観点から質問したいと思いますので、留保します。

という意見もございしますが、私はほんとうに八千万國民が、満足に食えるような日本の経済状態でないことをよく承知しております。しかしそうした中にあつても、一部にはぜいたく三昧をしている。一部にはまじめに働きのが

出したつもりでありますが、しかしながら今後において、常に申す通りに臨時議會等において補正して、そうして必要な経費を生み出すことを政府は考えております。一應御答弁をいたします。

性の維持昂揚というものは絶対無二の重要な要素である。従つて健全なる労働組合、あるいは労働者諸君の活発な活動というものが、経済の興隆の中心となるべきものであるという考え方に、毛頭異論はないのでありまして、

よりも、現行法がまざつていゝと考へます。労働組合運動は、ただ單に労働條件の維持、改善をやる経済團體という狭い範圍でなくして、労働組合が國家、社會に貢獻するところの職責といふものは、相當廣いものがあろうと私

第二條關係につきまして労働大臣にお尋ねしたい問題は、専従者のことがいろいろ問題になつておりますが、私は専従者の問題を考える前に、一休賃金制度といふものはどうあるべきかという、根本的な労働省の見解を明らかに

ら食えないという、悲惨な状態が今日あることを考えてみましたときに、どうしてもまじめに働く勤労大衆に対しては、政府の施策として親心でもつて、十分な対策がなされなくてはならぬと考えます。これは物質的に恵まれなくとも、政府の施策がほんとうに努力をしておるといふ結果が現れますならば、勤労大衆は欣然として今日の耐乏を忍んで、日本再建に協力すると私は考えますが、この点に対する政府の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○前田(種)委員　労働大臣に対する質問を続行いたします。本法の第一條の問題につきましては、いろいろ各委員からも議論がございましたし、公聴会でも眞剣な発言があつたことは御承知の通りでございますが、今日現行法にありまふところの經濟の興隆に寄與するという條項は、むしろ削除するよりも、入れておいた方がよいということ、は、民自党の各委員の中にもそうした意見が十分あるわけです。これをなぜ削つてしまつたか。少くともこの條項は挿入すべきがほんとうではないかと

そういう意味で労働組合、労働者諸君の經濟興隆に対する重要性という問題については、考え方が同じであります。御質問の趣旨は、それをさらに加えるという修正の方針に対してどう考えるか、こういう御質問であつたと思ひます。それは政府が修正するのでなくして、國會側が修正することは、國會の立法權の問題でありまして、私どもといたしましては、形式的にも何ら申し上げるところはないのであります。趣旨は今申しましたように、反対であつて削つたのではないのであります。

は考えます。おの／＼國民を人格的に育て上げる、また世界の労働者に負けないところの、技術的にも、人格的にも、りつぱな労働者を育て上げるといふ大きな役割を労働組合は果さなくてはならぬと考えます。そういう意味から行きまして、私は社会的にも、経済的にも、あるいは文化的にも、労働組合の役割というものはかくあるべしということを明確にうたうべきが、本法の第一條であろうと考えますが、この点についてももう一度大臣の見解を承つておきたいと考えます。

にしてもらいたいと考えます。今日生活給か、能率給かという問題も、いろいろ言われております。また日本の賃金制度は非常に複雑多岐にわたつておりまして、勘定袋をもらいますならば、十項目くらい項目をわけて、そして賃金が支拂われておるといふようなところも、少くないわけであります。

私はこうした点等を考えてみましたときに、この賃金制度が一体どうあるべきかという点について、労働大臣の根本的な見解を承つておきたいと考えます。

○倉石委員長　前田君、今参議院の本会議で総理大臣を待つて開会ができない。そうであります。答弁をあとに譲つて、参議院の方に先に行つていただくことにしたいと思います。が……。

私は考えますが、もし本委員会がこの條項は挿入したいということになりますならば、労働大臣としてどういふ見解を持たれるか、この点お聞きしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣　經濟の興隆云々といふから、御質問の點は、國會の立法權の方におまかせたいと思ひます。

○前田(種)委員　今經濟の興隆に寄與するといふことは、わかりきつた條項であるから、入れなくともその趣旨を

○鈴木國務大臣 いらないものだから削つたというならば、第一條の方はどうかという御質問であります、一條の方は憲法に定められておることを、そのまま労働者の基本的の立場と合せまして書いたのでありまして、これは

○鈴木國務大臣 賃金制度の問題につきましては、根本的な賃金制度の理論のほかに、現実の問題といたしましては、今日日本が與えられた九原則の問題、あるいは從來補給金でもつて重要産業のある部分は賃金が維持されて來て

○吉田國務大臣　ちよつと今の御質問だけ答弁いたします。ただいまのお話ではありますが、組合が悪い、資本家が悪いといつて、互いののしり合

う字句を削りました意味は、これはもうすでに御説明申し上げたかもしれませんけれども、あれに反対だというような意味が頭われ／＼にはあつたの

決してうとんじたものではないという
答弁でございましたが、もしわかりき
つたことであるという條項から行きま
すれば、改正案の第一條のごときは、

やはり書いておく方がいいという考えのもとに、書いたのであります。それから経済の興隆云々という言葉を省いたというのことに對しましては、重ねて

た。そういう問題が、四月以降切られたというふうな現実の問題ともにもらみ合せまして、一つは根本的な理論的な問題、一つはきわめて現実的な、現段階

的な措置の問題というふうに考えなければならぬと思っております。いづれにせよ、今後最も重大な問題の一つとなつて来るということは、私どもも考えております。大体といたしまして生活賃金、あるいは理論的生活賃金というふうな考え方は、理論としてはともかく、現実の問題として、そういうところまでな／＼行き得ない日本の現段階であると考えておりますので、依然として実質賃金というものの維持、積極的には、さらにその向上をも含んでありますけれども、これを当面賃金政策の中心として行くべきであります。そういうふうな考えでおる次第であります。なお根本的な賃金の問題につきましても――基準法その他の関係の賃金の問題につきましても、政府といたしましては、この際周囲の事情の根本的の轉換をにらみ合せまして、積極的に新しい検討の方面に進みたいと考えております。

○前田(種)委員 今の日本の賃金制度の中にはいろいろございしますが、本給が安いために、あるいは交通費を事業主が全額負担する、あるいは税金を負担する、あるいは健康保険の掛金を負担する、その他いろいろ項目をまとめまして、それが総括的な今日の賃金になつておるといふようなところが、相当ございします。さらに職工を募集するにあたりまして、事業主みずからが交通費全額負担とか、あるいは保険金は会社持ちだとかいうようなことをいつて、職工の募集をやつておるといふことすらあるわけです。私はできるだけこうした複雑な賃金制度を一本にまとめて、俸給として一本にしたらいと思ふ。何も交通費を会社が負担

担しなくても、みずからが定期を買うて通勤したらよい。それだけの賃金があれば、それだけでよい。税金なり保険金というものは、当然それだけの法の命ずるところによつて、負担をしてやつて行くといふことが正しい行き方であつて、それができ得るような賃金制度にしなければならぬ。あるいは計算上の面から行きますと、わずかな工場でも何人、あるいはちよつと大きいところは、何十人という賃金の計算の係の者があつて、計算をしなければならぬような、複雑な賃金制度にするのは、今日の國際的関係からいつても、あるいは今日の賃金制度の理想からいつても、当を得たものではないと私は考えます。こうした問題等につきましても、どうしても賃金は一本にして、その線に沿うように簡素化するといふことが、必要であらうと私は考えます。そうした点に対する見解と、あわせてこの専従者の問題について私は申し上げたいのでございますが、この法規で行きますならば、嚴重に専従者は認めないといふことに改正案はなつております。この専従者があまりに多くなるとは、その企業自体から参りますれば、お互いに働いて、そうした人々の給料を拂つておるといふことになるわけでありまして、私もまた先ほど言つた論法から行きますと、労働組合が高い組合費をとり得るような賃金制度になりますならば、何も事業主から給料をもらわなくても、組合から給料を拂つて、専従者を置くことができるわけです。そうできるような高い賃金制度にしてもよろしいと、妥当であると私は考えます。しかし實際問題として、専従者が一人も

ないというふうな状態で、はたしてその企業がうまく行くかどうかといふことを現実的に考えてみましたときに、むしろある程度の専従者があることが、實際に労働関係におけるところのいろいろな交渉、折衝等が円滑に行くといふ實際を、私は戦前の労働組合においてもこれを認めておるのであります。それはなぜかと申しますならば、ここに麻生さんといふ方がつたのであります。組合長が坑内奥深く入つておるといふような状態のもとにおいて、交渉するといふことも、なか／＼うまく行くものではありません。それから流れ作業をやつておる組合の幹部が、手をはずして交渉をするといふことになると、工場の流れ作業というものはとまつてしまふわけです。私はある一定の者は、むしろそうした流れ作業や工程の関係から、わく外に置いて、そしてある程度の仕事はしつゝ、組合と会社側との折衝が円滑に行くといふ方法を認めてやる方が、實際の運営の上からいつても、事業内部の労働関係からいつても、うまく行くといふ實際をたくさん持つております。一律にまかりならぬといふような改正案を押しつけてしまつた結果、一体どうなるかといふことを考えてみましたときに、私はここに相當の猶予期間を置く、あるいはそれ／＼の企業において便法を設けて、ここがうまく行くような、とりはからいができるような方法を、労働省は考えてやる必要があると思ひますが、大臣の見解を承つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 最初の御質問は、賃金の形態は、なるべく現在よりは複雑でない、一目瞭然とわかるような單純なものにした方がよいではないかといふ御意見でありましたが、根本的の考え方、動向といたしましては、それはその通りだと思ひます。ただ保護に関する方面の形式といふようなものを、一挙にその方式にあてはめて、切つてとつてしまふといふふうなことは、まだその段階ではないし、必ずしも労働者諸君の利益にそれが結果するとも思われなないのであります。そこにはいくつかの段階を置いて、そして措置して行かなければならないといふふうに考えております。根本的の考え方としては、賃金の形態はなるべく現在よりは簡素な、わかりやすいものにするといふ考え方には賛成でありまして、將來をうける方面の検討にも、また實現にも努力いたしたいと思ひます。

それから専従者の問題であります。前田さんたちのような、實際の面をよく知つておられる方々の経験から徴して、御指摘になりましたような場合も、ないではないと思ひますけれども、そのうちであるからといつて、組合の専従者が経営者側からさういつた経費の補助を受けてよいのか、それとも受けるべきでないかといふ根本的な考え方を、この段階においてくつがえすことは、妥当ではないと思ひます。まして、組合の事務自体に専従する人たちは、今後もあるていゝのであります。それは組合自体の創意とくふうとにおいて、それ／＼新しい段階に應じ得るような形に、くふうしていただくと思ひるのであります。専従するところの組合の人たちが、経営者側から経費をとつては、いわゆる御用組合になるおそれがあるからいけないといふ根本の原則だけは、この際立てておくのが妥当ではないかと思つております。

○前田(種)委員 厚生大臣がお見えになつておりますから、私は厚生大臣に二、三の質問を申し上げて御答弁を願ひたいと思ひます。

一つは労働者の保健衛生の問題でございます。これは工場衛生といふことになりましたと、あるいは労働大臣の所管になるかわかりませんが、私は廣い意味におきますところの國民の保健衛生という立場から、特に労働者の保健衛生――御承知のように今日でも紡績工場におけるところの肺結核がその跡を断たないといふ現状、特に敗戦後の今日の事業場というものは、いろいろ／＼な制約を受けております関係もございしますが、非常に保健衛生といふ面については欠けておるわけでありまして、そうしたことのために、今日労働階級が非常に病に冒され困つておるといふ現状から、どうしても保健衛生の問題は、もつと重要に、大々的に取上げられなければならぬと私は考えますので、この点に対して厚生省としてどういふ見解、あるいはどういふ施策を持つておられるか。お聞きしたいと思ひます。

○林國務大臣 お答えいたします。ただいま前田委員のおつしやいました通りに、大体たゞいまのところは、労働者に対してする保健衛生の問題は、もちろん労働者の管轄でありまして、ただ私どもの方におきましては、國民衛生の点からかんがみて、緊密なる連絡をとりまして、遺憾なきを期したいと思ひておるわけでありまして、なお今厚生省の方でどういふふうにしたしておるかと思ひますと、結核の対策の上に

おきましては、まず第一に病氣になつた者については、療養といふことを考へまして、現在では公私合せますと、結核の療養をする病床が、約六万二千くらいございます。これは先進國などの研究をいたしました結果によりまして、まずわが日本におきましては、八万病床くらいほしいと思ひまして、その予定で進んでおります。幸ひ今日國家病床として、昭和二十四年度には、國立療養所と國立病院とに、完全とは言われませんが、まず一万三千床だけ増加することの予算がとれまして、これを適當にあんばいして参りたいと考えておるわけでありまして、しかしながらこれはなつた者の問題でありまして、いまだならざる者に対しては、今後大いに患者の療養あるいは隔離などにつきましても、十分宣傳をいたしまして、結核予防に對する思想を十分普及するように努めることが、大事ではなからうかと考えておるわけでありまして、なおそのほかにB O G、による結核免疫の普及があります。それは本年の七月から予防接種法の施行によりまして、青少年を中心指導的に行つて参つておりますが、厚生省ではこれを逐次拡充いたしまして、生れたばかりの者から三十歳くらいに至るまでの約三千万人くらいの接種をすする予定でおるわけでありまして、なお施設の問題などにつきましては、医者だとか、その関係者その他國民の御協力によりまして、逐次病人の数を増さないように、どこまでも努力いたしてみたいと考えておるわけでありまして、

それから最近新聞に出ております通り、今般連合軍の非常な好意によりま

して、アメリカからストレプトマイシンという薬が、約二百キログラム参つたのであります。それを各病院に、あるいは府縣等に分配いたしまして、その患者の全快をはかるようにいたしたい。こういうことを今厚生省で行つておるわけでありまして、ですから工場における設備その他の問題につきましては、労働省あたりともよく相談をいたしまして、遺憾なきを期して行きたいと考えておるわけでありまして。

○前田(種)委員 さに厚生大臣にお伺ひしたいことは、今日のろ／＼問題になつておりますところの産兒制限の問題でございますが、いわゆる貧乏人の子だくさんで、今日のような経済情勢のもとにおいては、勤労大衆が非常に生活に脅かされておる。そして子供はだん／＼ふえるばかりだといふ實際の事情でございます。この点につきましては、實際弊害をいかにして避けてやるか、あるいは根本的には産兒制限がよいか悪いかという議論もありまして、

よくが、政府としてどういう方法を持つておられるか。あるいは産兒制限をやるといふことになりますれば、國民、特に子だくさんで困つてゐる勤勞大衆に對して、どういふ普及の仕方をされるかという点について、この際お聞きしたいと思ひます。

ついでに私はもう一つ質問してお答えを願ひたいと思ひますことは、勞務者住宅の問題でございます。これはあるいは建設省の所管かと思ひますが、厚生大臣は副総理でもございまして、特に私がお尋ねしたいと思ひますことは、厚生年金は今日大藏省が預かつておるわけですか。五十億、あるいは六十億、あるいはそれ以上あるかもわ

かりませんが、こうした労働階級を對象にして掛金をとりましたところの年金といふものは、ただ單に大藏省の金庫に入れておく、あるいは大藏省がその責任において使うといふことでなくして、労働階級の特殊の施設等に融資をして、特別に使用道を講じてやることが非常によいのではないかと私は考へます。これは失業保険の金にしても、そうでありまして、私はこの意味において、非常に労働階級が困つておりますところの住宅問題、特に勞務者住宅の責任において行つて、労働階級の住宅の緩和をはかるというところに努力すべきであらうと思ひます。これはなかなかできないというお答えがあるかもしれませんが、政府に熱意をもつて何とかしようという方法を検討しても、

何ともしようか、その道が開けて行くと思ひますので、あわせてこの点に對する御答弁を願つて、厚生大臣に對する私の質問を終ります。

○林國務大臣 ただいまの産兒制限の問題であります。昨今こういうやうな問題が非常にき／＼しくなつて参つておられます。私もこれをいかにして解決するかという点につきましては、相當に研究もいたして参つたのであります。敗戦後の今日におきましては、他國に移住をするといふことはもちろんし得ませんでしやうし、従つて受胎調節といふことを一應考へて見なければならぬのではなからうか。人口の問題につきましては、先般も内閣において人口問題審議會などをつくつて、今後の非常に大きな問題となつておられますが、しかし今のところでは統計などをつつてみたところによりますと、國民の約二割余りというものは、受胎調節を實行いたしておるというところが現れております。また最近死産が非常に増加をいたして、その死産が二割六分くらいになつておるやうな統計が現れておるのであります。まことに遺憾に思われるわけでありまして、しかしながら政府がどういふ方法によつて受胎調節をはかるかといふことになりまして、なかなかむづかしい問題でありまして、その大きな問題の取扱ひとして、今後人口問題の審議會に御考案を願つて、その結論を得るやうに努めて参りたいと考えております。なお今日、ただいま申しましたやうな死産とかいふものがたくさんありますが、仰せのごく生活の脅威によりまして、妊娠をいたすことを好まない者があつた場合には、おきましては、あるいはそれに對しましては、医学上有効で適切な一つの實行方法として申し上げるか、あるいは健康上害のない薬品などを用いるやうに、

ということがいかがであらうかと考へまして、先般それらの薬品を厚生省の方で確實なものとしたいたしましたものを若干発表いたしました、使用していただくやうになつておりますが、なお昨今保健所を各地方に設けておりますから、幸ひにしてそういうやうな所へ御相談にでもなつていただいて、いかなるものかといふことを御研究になつていただくといいことも、一つの方法であらうかと内閣の方では考へておるわけでありまして、

それからただいまのお説の勞務者の住宅の問題につきましては、仰せの通りであります。その点につきましては多額の積立年金がありまして、今私どもの方で取調べて参りましたところ、厚生年金積立金の剰余金と合せまして、二十四年四月三日現在においては、八百億余円という巨額なものになつております。それで私ども労働者の福祉厚生のために、これをぜひ使わしてもらいたいと考えておりますが、なお現在では御承知の通り預金部の資金になつておりますので、この運用については非常にき／＼くつな實際になつております。しかしながら仰せの通りに、厚生省當局といたしましては、これを大藏省にできるだけ折衝いたしまして、

いたいただくやうに、今後使ひ得られるやうな方法に向つて、私も進んで行きたいと思ひます。

○石野委員 厚生大臣にお尋ねいたしますが、結核病者に対しての、特に工場労働者に対しての、い／＼な考慮を十分しなければならぬ段階に今入つておることは、先に前田委員からも言われた通りであります。アメリカからストレプトマイシンが参りまして、そういうことについての當局としてい／＼な御配慮にあつたかと思ひます。そこで去る三月ごろだとおきまして、新聞紙上で、岡山縣の玉野市の方で池上といふ医師の發明した注射液が、非常に効果があるといふことを見たことがございまして。私もたまに岡山の方へ参りましたときに、実はその医師を訪ねまして、その實際をお聞きしたのであります。實際その薬品が非常に効果があるかどうかについては、私確たる調査は持つていないのであります。本人の御意見によりま

た、

すると、相当効果があつて、またその実績もあがつておる様に聞いております。それからまた現在、それについての結核菌の培養なども盛んにやつておるといふことも聞いておるのであります。当局としましては、こういう問題についてはどのような関心をお持ちになつておるか、またせつかくわれわれの國の中でそういうつづきなものできて、これは世界的にも実にすぐれた発明であらうかと思つてあります。が、こういう問題の取扱い方等について、当局としては特別な御配慮を御用意がありますかどうか、また現にどのような問題を取扱つておられるかといふことについて、お尋ねしたいと思ひます。

○林國務大臣 たいだいまの藥の問題につきましては、私まだ詳細に存じておりません。従つて予防課長が来ておりますから、御答弁いたさせます。

○小川説明員 たいだいまのお尋ねは、國內でいろいろ発見される結核特效藥の取扱いについてのお話でございますが、私もまことに同感でございます。まして、できるだけ國內でつづきな藥が生産され、それが十分利用されることを熱望いたしております。従ひまして今までは、十分に鄭重に扱つて研究いたして參つておるのであります。ただ結核の特効藥につきましては從來多々出ておりますが、いまだかつて眞の特効藥に遭遇いたしておらないのであります。従ひましてそういうものが出て參りましたときには、簡単にこれを承認するわけには參りませんし、研究にも結核の特殊性から、相当時日を要するので、慎重に取扱うといふことだけ

は、ひとつ御了承願ひたいと存じます。が、私自身まだ岡山縣のそのものについて具体的なことを存じ上げておりませんので、さつそく調査いたしまして、でき得れば御趣旨に沿うようにいたしたいと考えております。

○前田(種)委員 さらに労働大臣にお尋ねしますが、この前も私は尋ねたと思ひますが、今日労働保護立法の違反行為が相当行われております。基準法の問題にいたしても、あるいは失業保險、その他労働保險等においても、相当あるのじやないかと考えます。今のような経済状態のもとになりますと、基準法は守れぬじやないかといふような者すら、事業家の中には出て來ておるのでございますが、こういう問題に対して、労働省として今後どういう措置、あるいはどういふ指導をやられるか、この点をもう一度明らかにしていただきたいと考へます。

○鈴木國務大臣 各般の法規にわたつての違反の問題はともかくとして、さしあつて基準法のことを中心にお聞きになつたようであります。基準法につきましては、すでに一、二度御質問もあつたように思ひます。根本的の考え方といたしましては、基準法はあくまでも労働者諸君の労働條件の必要な基準を示したものであつて、いかに條件が困難になつて參りましたやうとも、極力その線に沿つて労働者諸君の立場を守るといふのが本質でありまして、その方針に今かつて來たことはあります。それからそのほかの労働法規關係の違反といふやうな問題も、御指摘のようになつて來た困難な状態になつて參りますと、從來よりも複雑な形でもつて、切実な形でもつて、各方

面に困難な事実が出て來ることも、一應考へなければならぬ段階かとも思ひますけれども、労働行政の本質といひましては、あくまでも本来の立場はわかつておるのでありますから、その線に沿つて違反のないように、労働者諸君の立場を守るといふ線において進むのが正しい。またさういふふうに進むつもりであります。

○前田(種)委員 委員長にお願ひしますが、昨日お見えになつた法務廳の高橋局長でけつこうですか來てもらうようにお願ひします。労働省と両方の見解を明らかにしたいと思ひますので、法務總裁がお忙しいうであれば、局長でけつこうでありますから、お願ひいたします。

○倉石委員長 さようとりはからいます。

○前田(種)委員 次に質問いたしますのは、これは法務局長に答へ願つた方がいいと思ひますが、第四條の警察吏員の問題でございます。私には十分國家公務員法の内容を見ていない關係かわかりませんが、地方警察官はこの條項ではつきりしますが、國家公務員法の警察官はどうなるか。國家公務員法で私の知つておる限りにおいては、組合を結成することは、公務員としても何らさしつかえないことになつております。現行法から行きますと、警察官が全部できないという條項はあります。が、特にこの改正案のように地方公共團體の警察官吏といふことになつておりますと、國警關係は除外されることになつておると思ひます。當然公務員法によつては縛られると思ひますが、特に警察官吏には公務員法によつて團結権がないといふ條項がちよつと見当りませ

ん。この点明確にしたい。○賀來政府委員 國家警察の警察官の組合結成は、御承知と思ひますが、公務員法の九十八條の第四項で、禁止されております。

○前田(種)委員 それから五條の會計の監査の問題について、職業的に資格がある會計監査人の証明書が必要だといふ問題でございますが、實際問題として、このねらいは會計の内容を公表して明確にし、しかもその使途をみだりに労働組合運動の本来の姿から逸脱しないように、明らかにすることにあらざるかと私は考へます。事業家の方におきましては、それ／＼商法なり、いろいろな法規によつて、みづからやれるやうになつておるにもかかわらず、労働組合だけが、労働組合以外のそうした職業的な監査人の証明書が必要だといふことは、今日全國的にできております労働組合の現状において、いなかに行きますならば、縣廳のあるやうな町に出て行かなければ、そういう計理士はいない。そのために相当莫大な費用を組合が負担させられるのでございませう。それがはたしてこのねらいであるかどうか。もつと労働組合に対して親切な、公正な立場から行きますならば、この條項は、公正な會計報告が公にできるというやうなことにすれば足りると思ひますが、この点に關する見解を、もう一度明らかに願ひたいと思ひます。

○賀來政府委員 お答へいたします。われ／＼当初には、組合の基盤は何と申しまして財政でありますから、財政並びに會計について、組合員の信頼があるといふことが、組合を強くする重大な要件だと考へたのであります。

す。従つて外部の公正な會計監査を受けるというふうに、いたしたいといふ考へ方で進んでおつたのであります。が、公聴會において組合側でも、極東十六原則による規定にするならば、すべきであるといふことになりましたので、これはごもつとも考へて、これを職業的な會計監査を必要とする、こういうふうに直したのであります。

ところが御指摘のようになつて、いゝやうな表現になると、いわゆる計理士といふものを使わなければならぬことになるのであつて、それ以外のものをもつてこれに充てることは、現在の状況下においてはむづかしいのであります。しかしただいま御意見にもありましたように、現在には全國に計理士が大体二万四、五千人おりますけれども、地方においては、やはり縣廳所在地等にしかいない所もあると思ひます。労働省としては、組合のなすべきことは、してもらうやうに要求はいたしますが、しかし組合がそれがために、非常に苦しむやうなことがあつてはならないと考へておるのであります。この点はわれ／＼といたしまして、將來御意見のようにするために、あらゆる考慮を拂ひ、努力をいたしたいと考へております。

○前田(種)委員 次に十九條の労働委員の選任の問題、きのうも同僚議員から質問がありましたが、特に労働委員の選任は、推薦をした者を大臣なり地方長官が委嘱することになつておりますが、この法規全体から参りますと、労働組合の行方爲は無記名投票でやらなければならぬといふことになつており、必要でないやうな規約を載せねばならぬことが相当法律として

限、あるいは労働委員会との権限、あるいは労働委員会の権限、あるいは労働委員会をなすところの労働委員の選任について、推薦した者を委嘱するという行き方は、前段の規定と比較して同一でないわけであります。ぜひとも労資双方の立場から——資本家団体といえども、これは日経連のようなものに推薦させるよりも、それ／＼の団体がたくさんありますし、一昨日の資本家団体の公述人の中には、逆な意見をいろ／＼言つておられましたか、多岐にわたつておる中、労働問題を処理する上において、各方面の人がやはり出なければならないと考へますので、一定の選挙方法を設けて、いわゆる公選として、それを大臣が委嘱するという形をとる方がいい、この法律の体裁からいっても、そうすべきだと私は強く考えますが、もう一度この点についての御答弁を願つておきたいと思ひます。

○賀来政府委員　お答えいたします。昨日土橋委員からもその点の強い御指摘がありまして、お答え申し上げておいたのでありますが、ただいまのように、労働委員の選任を労資とも選挙制にしただけでは、いいじやないかという御意見なり御希望があることは、われ／＼も十分認めております。これについてはいろいろ議論の余地はありますが、われわれの本法案を立案した考え方といしましては、現行法のやり方をそのままとするという建前であります。この理由は、労働委員会とは特別の行政機関であります。従つてこの行政機関の責任は、労働大臣あるいは知事が、国会あるいは縣議会に対して、とることに

なつております。しかしながら労資の代表の選任については、やはり労資の意見を十分しんじやくいたしまして、最も公正妥当なる委員の選任をしなければならぬ義務は当然あると考えております。それで労資の推薦に基いて、その推薦された方々のうちから、労働大臣あるいは知事の責任において、最も適切な、妥当な、公正な方を選任いたしますから、目下のついでには、その際にそれらの同意を得て、推薦された方の推薦の順位であるとか、あるいは多数、少数に制約されることなく、責任をもつて最も妥当な状態においてこれを選任するのが、現下の状況においては適当であると考えまして、法案を立案いたしておる次第でございます。

○前田(種)委員　今の賀来さんの説明を聞いておりますと、都合のいいところはそれ／＼言い訳をして、こういう形をとつておるといふように聞こえるのです。労働組合の内部のいろ／＼なことにについては、こういうことは法律でも必要ないし、あるいは施行令でも必要がないという條項すら、法規にして盛り上げて、無記名投票をしなればいかぬとか、こうしなければいかぬとか、こまかくあげながら、かんじんなこの問題になつて來ますと、政府の都合のいいような條文を盛られておるといふことにしか、ならぬわけであります。そこに一貫性がないのです。私は今説明されたような状態から行きますならば、労働組合内部の問題についても、こうきゆうくつにわくをはめななくても、いいのではないかという考え方を、さらに深くするのでございます

が、もう一度この点についての御答弁を願つておきたいと考えます。

○賀来政府委員 お答えいたします。労働委員の選任に関する趣旨は、ただいま申し上げたような次第でございますが、先ほど申しましたように、この選任の方法に關しましては、前田委員の御指摘のような意見も相当あるものであります、將來にわたりましては、これは研究を續けて行かなければならぬものと考えております。第五條の組合規約の必要記載事項を、ああいうふうに書きましたことは、本法立案の全体に流れております趣旨といいたしまして、組合の設立はこれは自由設立主義をとるべきである。しかしながら民主性、自主性の明確な組合といたしましては、最小限度この程度の規約を設けてもらいたいということを、書

いておるのでありまして、特にこれによつて、組合を縛つて行くという考えはないということを、御了解願いたいと思います。

○前田(種)委員　さらに十九條の八項の労働委員の資格という問題について「禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁この刑に処せられてその執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者」というこの文字を読んでおきますと、どうも解釈がわからぬのですね。だからこの点は修正をすることが一番いいと私は考えますが、この意味を明確にせなければ、いろいろ疑義が起きて来ると考えますので、これは法規上のことでですから、それく専門家の立場から、この意味を明確にしてもらいたいと考えます。

○高辻政府委員　お答え申し上げます。これの正確な読み方は御承知のこと

とたと存じますが、「終り」までの者というふうにつながりかけてございます。これは他の立法例で、これと同様の規定がございまして、その先例を踏襲いたして書き上げたということでございます。そういうふうを考えております。

○前田(種)委員　そういたしますと、かりに前科がありましても、国会職員法なんかにこの文句が引用されておりますが、それであれば資格はあるということになるのですか。前科が終れば……。

○高辻政府委員 終ればそういうよう
になります。

○前田(種)委員　さらに労働委員会の権限の中の、一番重要な問題になっておりますところの、公益委員の特権の問題でございしますが、これは労働大臣にお聞きしたいと考えます。こういう改正案にせなければならなかつた事情、あるいは理由等も、ある程度私は認められる節もあります、しかし全体を考えてみ、しかも今日全国的な労働委員会の構成事情等から申しますと、むしろこうすることよりも、現行法の三者対等の立場に置く方がいいのじやないか、私はプラス、マイナスという言葉で申し上げますならば、現行法の三者対等の関係の方がプラスであつて、改正案の方がマイナスになるのではないかと懸念するのであります。それは準司法的な処置等も考えられておりますが、私は労働委員というものは、労資双方の立場から選出されていようとも、労働委員会の運営をうまくやつて行くという観点に立たなければならぬと思います。過去三箇年間の実例の中には、いろいろの特殊なものが

あることは、私はよく知っておりますが、全体をながめますと、やはり三者対等の立場で構成をしておりますところの労働委員会の運営が、非常にうまく行つておるといふ多くの事例を知つておるわけです。このように公益委員に特権を與えるということになりますと、労資双方を、必要以上に階級的な立場に押しやつてしまつて、事ごとに労働委員会が労資の争ひの的になるといふことになつて、労働委員会の本来の使命を達するのに、現行法よりもむしろ悪い結果になりはせぬかということとを私は心配いたしますので、この点に對するところの労働省の考えを、明らかに願つておきたいと考えます。

○鈴木國務大臣 法文の細目の点について、すでにそれ／＼政府委員から

答弁があつたと思います。要するに前田委員の見解のような考え方も、一應の考え方として考えられますが、諸外國の事例、それからこの数年の経験等から考えまして、ああいうふうな種類の権限は、公益委員によつて運営して行くことの方が、やはり妥当である。しかし一面において、労資双方の委員の人たちの意向というものを、十分取入れなければならぬ。その方がいいという考え方がもちろんございましたので、双方とも必要なとき審問に参加し得るといふことにしたのであります。大体現状におきましては、いろいろな角度から、いろいろな見方はありますけれども、あの線において決定し、あの方式によつて運営して行くことが妥当である、そういうふうにご考えただ次第であります。現在そう考えておるわけであります。

○前田(種)委員　それならもう一度聞

る活動をなすべきであるということの期待いたしておりますが、さようでないといふことは、使用者側は百パーセントに使用者の利益を主張して譲らず、労働者側はまた百パーセント労働者側の利益を主張して譲らない。それがために調停にいたしまして、あるいは十一條違反の審判にいたしまして、非常に結果が長引くといふふうな事実が出たりいたしておりますのであります。これらに関連いたしまして——これらは教育あるいは指導等ではできない。特に労働委員会の現状回復の問題でありますとか、あるいは使用者の不当労働行為に対処する処分の方法でありますとか、あるいは労働組合の行き過ぎの不当な行為を是正する、かような意味におきまして、単なる教育ではできないという結果が出て参るのではありません。これらのことに関連いたしましては、政府当局といたしまして、各般の資料によりまして、かように改正すべきであるという意見も感じておりますが、さらに労働委員会の全国会議におきまして、二回または三回にわたつて改正意見を申しておりますし、また実現をされておる点もありません。特に中立委員におきましては、やはり準司法的事項は、中立委員だけで行へばという意見も申しております。使用者側にももちろん、自分らがふしだらであつたといふふうな反省はしないで、そうして法律によつて自分らの力をバック・アップしてもらおうといふふうな意見の者もありましたけれども、しかし公正な立場から、労資双方の正当な対等な地位を保持して行こうとする主張もあつたのであります。従いまして労働組合側の主張、

あるいは使用者側の主張、学識経験者による主張、労働委員会の主張等も、十分さやうな点は認めて議論されておつた点を、われわれは認めておるのであります。

○前田種委員 安本長官が見えまして、たゞ質問申し上げますが、この前の本委員会に、安本長官がお見えになつて約束された労働行政全般に対するところの政府の計画、言いかえしますならば、生産計画、資金計画、あるいは労働計画、配置轉換の問題、あるいは企業合理化に対する適切な政府の施策、あるいはそれから生れて参りますところの失業対策、中小企業の対策、あるいは社会保険制度に対する対策、いろいろの問題があらうと考えますが、私が質問する内容を申し上げるまでもなく、安本として相当準備されておられると思ひますので、その全貌を明確にお願いしたいと思ひます。

○青木國務大臣 ただいまの御質問の中で、生産計画あるいは資金計画、それらの点はたゞいま関係筋と折衝中でありまして、発表できないものがござりますので、ただいまの御質問中の特に労働関係を、これはごく大綱的なものではあります。昭和二十四年度におきましては、行政整理によりする失業者が約五十万、引揚者が二十万、潜在失業者の顕在化、この数が二十万、それから新規の学校卒業者で未就職者が約十萬、こういう数を考えておりまして、さらに企業の合理化によつて生ずる失業者が約六十萬、もちろんこれらラウンド・ナランバーであります。合計百四十萬ないし百七十萬、これは

労働省の方でも大体一致しておると存じます。この失業者が出まして、これを輸出産業に約二十萬、そのほかの産業に約二十萬、この程度のものを吸収するという考えを持つておられますし、それから失業保険と日雇失業保険におきまして四十五萬人、それから職業補導におきまして約五萬人、失業対策事業で約四萬人を救済する見込みであります。またまだ確定いたしておりませんが、見返り援助資金の決定を見ますれば、電力と鉄鋼と造船等に対する設備資金によつて、相当数の失業者が吸収できるものであると考えております。それから本年度はわが國の戦後経済の大きな轉換期に際して参りまして、戦後長い間続けて参りましたいわゆる竹馬経済と申します。温室経済、そういう点から雇用面におきましては生産と雇用の不均衡、それから労働生産性の低位、いわゆる水増し雇用の状態を、インフレーションの収束、爲替一本レートの設定によつて、正當の経済に引きもどしますとともに、これを契機といたしまして、いよいよわが國経済の安定と自立への発足の年と、今年を考えておる次第であります。本年度は一面におきまして輸出産業、生産財産業等の生産復興の必要と、他面企業の合理化を行わなければならぬ。これが必至であるという條件がありまして、失業問題の発足もまたやむを得ないのではないかと考えます。これに對しまして、現在のわが國の貧弱な経済力をもつていたしましては、産業吸収のみでは不可能でありますので、一面輸出産業等の吸収と、他面において保険、失業対策事業等の経済的側面をも並行いたして考えた次第

であります。こういったしまして、本年度多少のむりをしても、従来の温室経済、跛行経済を清算いたしまして、今後の経済復興のテンポに大きな齟齬を來さないように、努力をいたして参る所存であります。こういう点を考慮いたしまして、かねて経済安定本部におきましては、わが國の長期的な復興計画、復興過程を検討中でありまして、労働力の問題に關しても同様で、これに即應して長期的数字を検討いたしておる次第であります。それによりまして、昭和二十四年度では全従業者数が三千三百六十六萬人、それから二十五年度では三千四百四十六萬人、二十六年度では三千五百四十五萬人、二十七年では三千六百三十七萬人、二十八年度では三千七百三十八萬人、こういう計数を考えまして、毎年約百万人前後増加して参るという見込みであります。もちろん生産規模が著しく縮小したのに對しまして、人口はだん／＼増加いたしております。すべての者に職業を與えるといふことは、なか／＼困難な状態にありまします。で、この二、三年は失業対策としての産業吸収の面は、失業保険等の救済に依存しなければならぬ面も、いたし方がないのであります。が、一年、年を追ひまして雇用の吸収力が大きくなり、労働力の活用によつて、いよいよ経済復興の実績をあげて参りたいという考えであります。なお労働力の物資の計画につきましては、いろいろと数字がございますので、その方面の係官に詳細に説明をいたさせたいと思ひます。

○石井政府委員 この間労働用物資に關しまして御質問がございましたが、

まだ関係筋と交渉中でありまして、最終的な報告をするところまでは至つておりませんけれども、大體品目別に現在の見通しを申し上げたいと思つております。まず労働加配主食でございしますが、昭和二十三年度におきましては——二十三年といひますと、昨年の十月から本年の六月末を予定いたしております。総数三百四十五萬石、加配の對象人員が約七百三十萬人でありまして、基準量は業種によつて違ひますが、一日七匁ないし三合五匁、稼働日数は二十二日平均でありましたが、本年度におきましては國內生産食糧の見通し、ガリオア資金、輸入食糧の数量等、未確定の要素が多いのであります。いまだ決定いたして参りませんが、目下折衝しておりますところによりまして、大體本年度程度の主食の確保はできる見込みでございします。なお本年度におきましては、稼働日数は二十二日平均というものが、二三・五日といふふうな認められそうでございますので、その面におきましては、増加するといふことになるのであります。

次に衣料品でございしますが、昭和二十三年度は労働用はリンク用を含めまして四千五百萬ポンド、對象人口は約二千五百萬人でありましたが、これで一人当り年間一・七ポンドになるのであります。昭和二十四年度の労働用につきましては、一・八ポンドの基準を維持するように計画を進めております。なお品質につきましても大部分綿で配給したいという考えで、目下作業を続けております。

次にゴムのはきものでございしますが、昭和二十三年度におきましては、原料事情の好轉によりまして、地下た

びの生産は大体目標を確保いたしましたが、まだ昭和五年ないし九年平均から見ると、非常に少い状況でございます。地下たばを必要とする配給の対象人員は、農林、水産業を含めまして約二千五百万人と推定されますが、これによりますれば、大体一人年間約〇・七足というようになりまして、総ゴム靴は生産計画が二百八十八万足で、大体戦前から比べますと九割というぐあいに非常に少量でございます。昭和二十四年度におきましては、生ゴムの輸入量が三万五千トンの要請に對しまして、三万トン程度の確保の見込みがございましたので、地下たば千七百四十万足、ゴムぐつ三百九十万足の生産計画を立てて、大体二十三年度の程度は維持し得るということになるわけでございます。

酒につきましては、昭和二十三年年度の総供給量は百六十二万石でありましたが、昭和二十四年度においては、約二割増の百六十五万石の供給を見込んでおりますが、財政収入等の関係もありまして、自由價格酒が増加する予定でありまして、労務用としては昨年度の四十八万石に對しまして三十三万石、約三割減小ということとは、やむを得ないことではないかと思われまゝ。ただ酒に關しましては、家庭用の配給は停止されるようですが、労務用配給はこの目標でせひ存続して行きたいという方針であります。

次にタバコでございますが、タバコは二十三年度におきましては労務加配が二十八億本の計画でありましたが、二十四年度の一月以降において、家庭用配給は一人当り月十本を増加いたしましたので、減少することになるわけ

であります。二十四年度におきましては大体十七億五千万本の見込みを立てて検討中でありまして、なお家庭配給が廃止できるということになりますれば、労務用の配給も増加し得るということには相なり得るのでありますけれども、この交渉は現在のところ、なかなか困難の状況であります。しかしながら一般家庭用の一人当り月十本が加わりますので、労務用だけといたしましては、三七割減ずるということになりますけれども、家庭用を合せますと、大体前年度同様の数量が労務者にも確保されるということになると思ひます。

せつけんであります。二十三年年度の労務用年間割当量は三千八百四十九万個で、対象労務者七百七十一万人でありましたが、これは一人当り約五個となつております。昭和二十四年度におきましては、せつけんの原料用油脂の輸入が、約二倍に増大するというふうに見通しをつけられておりますので、二倍の生産計画が可能であると思ひます。従つて労務者の方では約八千万個、一人当り年平均十個というふうな、二十三年度よりも二倍くらい増加するように見込んでおります。これは目下検討中でありまして、大体この見通しで、そう大きな狂ひはないと思ひていますが、目下最終的決定を急いでおるような状況であります。

○前田(種)委員 安本長官の数字をあげての説明は一應感謝しますが、二十四年度に出ます失業者が百四十万ないし百七十万と言われますけれども、私の見込みから行きますと、二百万人以上、あるいは政府の数字の倍になりはしないかと懸念いたします。もう一度

この点について、百四十万ないし百七十万で食いとめられるという確信があるかどうかというのを聞きたい。それから第二点は、雇用量が年一年増加するといふ数字をあげておられますが、今日の日本の経済の状態から行く、その数字は、架空の数字になつてしまつて、むしろ日本経済が破滅に瀕するやうな痛手を、本年から来年にかけて負わなければならぬのではないかと私は考えます。それから立て直るといふことになつて参りますと、なかなか今申されたやうに雇用量も増えず、うまく收拾がつかないと私は見ております。そのためには、今日経済政策の基本的なものはめられましたか、今日の実際の事情から推して、どうかこの対策を立てて、日本の経済の生きる道を考へてやらなければならぬのではないかと思ひます。この点に對する方策があるかどうか。それから四十五万人を失業保険、あるいは日雇失業保険に對しては吸収すると言われますが、一時的にはもちろん保険制度で吸収されることは当然でございますけれども、これによつて生活をささえるといふことは、今日の國民生活の現状からいつて、なか／＼至難な問題であらうと考えます。その半面、失業対策方面にさしずめ四万人を吸収するといふ数字をあげておられますが、私はこれはもつと大幅に何とかして予算の措置を講じて、失業対策のために、四万どころか、むしろ四十万、あるいはそれ以上吸収できるやうな対策を、この際安本としては考へるべきではないかと考えます。それから輸出産業に二十万、一般産業に二十万吸収されるとい

うやうな数字も出しておられますが、この数字はむしろ甘い数字ではないか。といふのは今日の全体の経済事情から申し上げまして、私はむしろ甘いといふ見解を持っておりますが、安本の見解を明らかにしてもらいたいと考えます。それに今政府委員から労務物資の配給計画を親切に数字をあげて説明されましたが、実に遺憾に思ひますことは、酒、タバコが減額になつておるといふ問題でございます。これは國家経済全体から見ても、やむを得なかつた、あるいは予算面等から見ても、そういう結論になつたと思ひますが、私はむしろこの問題こそ安本、あるいは政府全体が力を盡して、そうしてまじめに働く者に対する職場配給に對しましては、減額するよりも、たとい一本のタバコ、一合の酒でも、ふやしてやるという親心がなくてはならぬと考えます。今日の財政計画の全般から見て、やむを得ないと言われますが、實際に日本の経済をささえておる者はだれか。でき上つた製品をやみからやみに賣買して、やみ行爲をやつて巨万の富を積んで、そして日本橋や赤坂へ行つて、何十万の金もいとわずに、ぜいたく三昧をしている者が、今日の日本をささえておるかといへば、そうではありません。實際に苦しい中から、血みどろになつて働いておるところの勤労大衆こそ、今日の日本をささえておる、私は考えます。しかも勤労大衆は、今日そうした世間のいろ／＼な悪評を聞き、あるいはいろ／＼な行爲を見つても、なおかつ祖國日本再建のために、涙をのんで黙々として働いておると考えます。一部にはいろ／＼なことを指摘される人もあるかも知れま

せんが、全体の労働階級は、一部にぜいたく三昧をしている者のある半面に、ほんとうに血みどろになつて工場や営々として、日本再建のために盡すのだという氣持で働いておると私は考えます。そうした人々に、一人に一合にも当らないやうな酒をさらに減額し、あるいはタバコを減額しなければならぬといふことは、どうしても今日の政府の政治力の貧困から来るものだと考えます。選挙で多数の國民の支持を得てきております吉田内閣こそ、國民全体の立場に立つて、勤労大衆に對して、もつと何とか対策を立てるべきだ。あるいは吉田内閣は、資本家を代表した保守党の代表だといわれておりますが、選挙の結果は多数の票を集めて、今日の政権が樹立されておるのであります。資本家を代表したといわれるその基盤はございまして、私は一例を申し上げますと、自分の子供が近所の子供とけんかをして、自分の子供がかわいから、近所の子供をしかるのが普通の親です。しかし賢者は、まず自分の子供をしっかりと飛ばして、そしてじゅん／＼と事情を聞いて近所の子供をさす。これが常識ある人々の態度であると考えます。今日の日本の再建のためには、吉田内閣は、あるいは資本家階級に對してしかつてでも、犠牲を忍んでもらつても、勤労大衆に對して、何とか親心を示すといふ対策を立てるべきだと私は考えます。一本のタバコ、一合の酒、何でもありません。しかし働いている者が、安い金でももらえる制度になつていて、この政府の施策を、労働階級はありがたいのだと考えます。全体に満足の行く量はもちろんございせん。しかし

少くとも減らすことなく、現状を維持するか、たとい一本でもふやすという対策が、立てられてしかるべきだと考へますが、この点に対する見解を承つて、私は安本に対する質問を終ります。

○青木國務大臣 お答えいたします。潜在化しておる失業者が顕在化する。こういう点で、先ほど二十万と数字を申し上げましたが、これは二十万から四十万というふうに出てくる次第でございまして、この点を訂正いたしました。それから失業者の数が、政府の考へ方は甘いというお言葉でございまして、われわれもできるだけその点については注意をいたして参つておりますけれども、この問題は單に想像の上で、こうだろ、ああだろと言つてみても、なか／＼結論がつきません。従つてわれわれは、これが出て来ることは、大体先ほど申し上げましたような数字で予想をいたしておりますが、しかしこれがわれわれの間違ひである、もつと多くの人が出て来るという結果になれば、またそれに即應するような態度を、とつて参る考へを持つておる次第でございまして、しかしわれわれとしては、まだこの数字の中で、何とかできるものと確信をいたしておる次第であります。なおそのほかに配給物資についてタバコ、酒が少い、こういうことでもございしますが、この点よく御了承願ひたいと思ひますのは、いろいろものが豊富に渡つて参りますことは、私どもといへども、願ひしいこととであります。しかしわが國の現状では、できるだけ勤労者に対して報いるという意味での努力も、今日のところでは発表いたしました程度しか行き渡

りません。ことに吉田内閣は、いろいろな面で、どうしても統制を強くして行かなければならぬ面は、強くいたしますけれども、他面におきまして、自由に取扱つて行つていいという状況にあるものでございまして、むしろそうすべきである。すなわち無意味な統制はしないという考へ方から申して来ますが、なお勤労者の面におきまして、配給されたものが必ず必要なときに、必要なものが、必要な程度にまわつて来るということもなければなりません。酒のごときも、これは全部が全部用いるというものでございませぬし、そこいらは今日の酒の販賣というふうな面、たとえば料理飲食店の再開といつたようなことも考へ合せて参りますれば、適当にこれが用ひられて行くということを考へて行かなければなりません。——ただ特に多く配給すればよろしい。これができるならばよろしうございしますけれども、現在の生産並びに配給という面では、この程度しかできないというこの制約のために、やむなくこういう状態に置かれてある次第であります。ただいま申し上げましたような意味合いで、國民生活のあらゆる面において、いろいろと困難なところはあります。今年度は御承知の通り、ともかくも今のインフレーションを収束せしめる、安定経済の第一年に属するといふ今年度において、どうしてもインフレーションを収束せしめるという決意のもとに臨んでおりますので、予算的關係におきましても、單一爲替レート設定の問題におきましても、皆御承知の通りであります。従つてこの二十四年度の経済は、

少くとも安定したる経済の上で、われわれの出発点を得ようとするところに、この基礎を置いて考へて参りますならば、われわれはこの程度の努力をもつてして、十分だと思ひませぬけれども、あらゆる面から企業整備、企業合理化を行い、しかも勤労者の生活の面についても、これに沿つた、また失業対策を考へて行くことにおいて、決してやぶさかではございませぬ。ただいまのところ、予算的措置が明瞭でないという御非難もあるかと存じますけれども、失業者の現われまします場合において、それに即應した予算的措置を考へたいと存じております。なお御承知通り、対日援助見返資金の点におきましても、この面からまだはつきりした資金計画といふものを申し上げる段階に立ち至つておりません。しかしこの方面における基幹産業に対する資金の運用といふことを考へますれば、相当の方面におきましても、失業者を吸収する力ができて来るものと確信をいたしておる次第であります。

○前田(種)委員 今の安本長官の答弁の中で、できるだけ自由な面によるようにして、統制のわくをはずす。酒やタバコの問題も市中で買えるようにしたい。これはなるほどけっこうなことですが、私は労働者といへども、ほんとうに自由に買える状態になりますれば、何も当てにできないような特配をくれというような者はないのであります。今日働いても食はないのであります。今日働いても食はないのであります。この実際の労働者階級の生活の事情を見て、そして政府は特別の方策をもつて、勤労者への報奨という意味で、今

までの特配の制度を設けていと思ひます。一合が百五十円、二百円もする酒を、今日賃金をもらつてゐる労働者階級が、一体どの程度飲めますか。飲める人はそれでけっこうです。飲めない労働者階級のために、特別の措置を講じてやるのが政府の施策だと私は考へます。その面を拡大して、そうして配給を減す。そしてかつて飲んでもらつたら、タバコを買つてもらつたら、町になんばでもあります。買える金があるならば、そういうことは言ひません。買える金がないから、今日労働者に対する特別の施策をして、やらなければならぬという問題になつて来ていると私は考へます。もちろん國家経済全体の予算面から私も考へております。また労働階級といへども、それを考へていない者はないと思ひます。しかし二十三年度と比べて、こうした減額をしなければならぬといふところ、むしろ吉田内閣の親心でなくて、本質が現れておると言つても、過言でないとは私は考へます。少くともこうした問題を特別に考へるとか、親心をもつて施策を講じてやるというところ、政府としてやるべき措置がなくてはならぬと私は考へます。これ以上は議論にわたりますから、私は議論を申し上げませんが、一言私の意見を申し上げます。答弁がございしますならば、承つておきたいと考へます。

○青木國務大臣 おつしやることは、こもつともございまして、私もできることならば、今年度も昨年度と同様、あるいはそれ以上に配給をいたしたいて、タバコ、酒等もそういうことを考へて参つたのであります。しかし今

年度の財政の状況から考へまして、どうしてもこの程度以上には、配給がでないといふこととありますので、やむを得ない次第であります。

○川崎委員 簡単に言ひますから、簡単にひととお答えを願ひたいと思ひます。青木安本長官には、先般の委員会でも、一應長期復興計画について具体的に質問するからといふことを、予告をしてあるわけでありまして、本日は時間の關係もありますので、簡単に申し述べます。資金計画、生産計画が作業中なので、まだ全貌を発表するに至らない、こういうこととあります。しかしながら一体この困難なる時代において、計画性のない経済を続けて行くといふことは、非常に私は不安を感じるのであります。本年度だけの生産計画、あるいは資金計画といふものも、近く発表する段階にならないのでしうか。

○青木國務大臣 前々から、なるべく早く生産計画、資金計画等を説明しようといふことを、川崎委員からもお話がございしました。私どもは鋭意努力をいたしておりますが、ただいまのところ、まだ発表する段階に達しておりません。遺憾ながら申し上げることができません。

○川崎委員 資金計画、長期計画の作業の完成しないのに、先ほど労働行政について、二十七年までの雇用量なんかもあげて言われましたが、これはいつの数字ですか。いつつくられた数字ですか。

○石井政府委員 これをつくりましたのは、第一案は一月ごろに一應の案ができておりました。それがだん／＼いろいろな情勢がかわつて参つております

部改正に伴つて来る打撃というものは、非常に大きいというふうに考えられるのでございます。四千七百カリを基準としてきめる炭價の問題、それからそれに伴つて起るであろう福島、あるいは茨城地区における常磐炭田方面のいわゆる失業者というものは、予想外に大きいのではないかと思います。あの地方においては、炭鉱の従業者は約四万七千人おるのでございますが、このような炭價の決定、あるいは配炭公團法の改正等に伴ひまして、いわゆる低品質炭の公團取扱いを停止するということによつて起る失業者は、われわれの推定によれば、四千七千人のうち約三万二千人が、それに該当して失業者となつて来るであろうし、また企業はつぶれるという形になつて来ると思つております。全般としての予算、それからこういう法案に伴う失業者として、ごく小さな部門でありますがこの石炭産業におきまして、このような見込みが予想されておつたかどうかということ、まず私はお聞きしたいのであります。

○青木國務大臣 私どものとらえて推定数字が、でたらめであるというやうなことをおつしやいますけれども、決してさうなわけではございません。但しただいまおつしやいますやうな、メリット制による一定カリ以下のものでつては、相当困難な状態に当面するだろう。その場合における失業者を考えたかどうかということについては、その数字はまだ私どもでは考えておりません。

○石野委員 ただ失業者だけの問題でなしに、これらの企業についての、経済安定本部としての総合計画の面から来る御配慮は、どのようになつておるかということもお聞かせ願ひたい。

○青木國務大臣 その点は今のところ、私どもの考えとしては、合理化が行われるというやうな意味で、今度の配炭公團の問題に関連いたしまして、一定程度以下のカリの石炭山はどうなるか、こういう問題については適当な処置がとられて行くものと考えておりますし、おつしやるやうに、これが極端に立ち行かないものになるというふうには考えておりません。

○石野委員 適当な処置がとられるであらうということの意味は、いわゆる中小企業それ自体の努力によつて、適当な処置がとられるであらうという意味でありますか。それとも政府がそのやうなことを考えるであらうという意味でありますか。はつきり承りたい。

○青木國務大臣 その点につきましては、政府ももちろんこれに考慮を拂つております。また拂う考えであります。が、どういふ考えをもつてやるか、どういふ方法を講ずるかというやうなことは、ただいま申し上げられませんが、ただ中小企業それ自身が、かつてにおやりなさいというやうな態度をとるやうな考えは、政府としては決して持つておりません。

○石野委員 政府としては考慮するつもりであるというふうに理解いたしました。政府から提案されております配炭公團法の一部改正の問題にも当然かみ合いますし、それから基本的には、メリット制の問題に関連すると思つております。メリット制の問題につきましては、今指示されておりますやうに、四千七百カリを基準としまして、それよりも百カリ上つたものについては三%のプラス、百カリ以下つたものについては三・五%のマイナスの炭價の設定が行われる、こういうふうな聞いておるのであります。この建前から行きますと、特に低品質を持つてゐる茨城縣常磐炭田におきましては、経営上非常に大きな困難が出て来るのであります。いわゆる五大炭鉱である三井、三菱、北海道炭坑汽船、井原、古河というやうなところのものでは、トン当り炭價としては約千円以上もはね上つてしまふ。ところが低品質におきましては、六百円もずつと下つてしまふという実情になつております。こういう問題についての経済安定本部のメリット制に關しましての考え方について、明確な御答弁を願ひたいと思ひます。

○青木國務大臣 その点は経済安定本部としてもただいま研究し、いろいろと作業もいたしておる状態でございます。

○倉石委員長 この際、昨日の土橋一吉君の法務廳に対する御質疑に對して、法務廳側が出席しておられますから、説明を求めます。

○高辻政府委員 労働組合法第五條第二項第四号の規定が、憲法に違反しておるのではないかと、御質問であつたやうに伺つたのであります。それについてお答え申し上げます。現行の労働組合法におきましては、御承知のやうに政治的信條と組合員の資格の問題については、何も触れておるところはございません。今回の改正法案におきましても、政治的信條と組合員の資格の問題については、同様に触れておらないのであります。それで私の自治に

關するものについては、そのものに一任していただくやうなことをとおあります。その点は現行組合法と同様であります。しかし憲法第十四條の規定によりますならば、特定の法律を制定して、政治的信條によつて國民に差別待遇をすることを規定しておりますれば、これは明瞭に憲法違反の問題も生ずると思ひますが、個々の労働組合が、その私的自治の範囲内で、政治的信條と組合員の資格の問題について定める余地を残してゐるということ、これは立法政策の問題は別として、まして、憲法上の問題は生じないというふうな解しております。

○土橋委員 ただいまの御説明を承りますと、現行法においてもこれは私的な自治にまかしてあつたんだ。また現在改正せられる原案についても私的な自治にまかしてあるんだ。従つて改正案も現行法もこの点については何ら間違つてゐる点はないんだと言われまが、私が憲法の規定について御質問申し上げてゐる点は、さうな点ではないのであります。憲法の第十四條が規定しております内容は、國民の基本的な人権に關する條項でありまして、その第十四條は、ここで申し上げなくてもわかるやうに、あらゆる條項について、法の前にては國民が平等であるという原則を立てておるのであります。従つて現行の労働組合法のやうに、かような條項が書いてなければ、これは問題ないのであります。憲法第十四條の規定に従つていかなる政治的信條を持とうとも、いかなる思想的な信條を持とうとも、これは自由であるのであります。またその範圍においても、各組合におかれて自由にその

の内容が討議せられるやうになるのであります。ところが第五條第二項第四号のやうな規定を設けるとすれば、この中に必ず憲法第十四條と同じ内容を盛りなければならぬ。もしこれが意識的に落されたとするならば、これは弁明の余地はないのであります。ただちにこれは挿入すべきである。ところが意識的にこれを削除してゐるという点、私はどうしても理解できない。するならば、憲法の規定の、國民は法の前に平等であるという原則は、當然第五條の第二項の第四号にも明確にすべきである。これを書かないというところに、きのうも石田委員からいろいろ御質問があつたが、これは共產黨に対するところの政治的な信條なり、あるいは思想的な信條に対する反撃ではないか。特に民主自由黨が、日本共產黨に対するあらゆる誹謗的な行動、さういふものを立法化して、自分の一党的な考えを法文化するという考へ方は、これは独裁政治ではないか。こういうやうな発言があつたと考えておるのであります。これは私も同感であります。従つて國民は法の前に平等であるという原則を、あくまでも第四号の規定においても明確にすることが、法的技術に見ましても、また現在の民主的な方向において、思想あるいは信念がいかにあつても、労働組合については國家が保障してやるんだということを書かなければ、憲法違反であるということを明確に言つておるのでありますから、その点についての御答弁を願へばよろしいのであります。

○高辻政府委員 昨日の御質問を傳へ聞いてお答えいたしましたので、ある

いは私の誤解に基いて御答弁を申し上げたかも知れませんが、その点はあしからず御了承願います。御質問の点であります、ただいまの土橋委員のお話のうちには、政策の問題、憲法自体の法律の問題と、両方あるように私共よつと拜承いたしましたのでありますが、その政策上の当否の問題、これは私も申し上げる筋でないし、これは差控えることとしたしまして、法律上の問題といたしましては、憲法の十四條の規定というものが、私的自治の範囲を全然没却しておるといふならば別であります、その範囲というものは別に考慮されてよろしいのであります、そこで憲法が言つておるといふように、は、解せられないのであります。それだとすれば、特定の宗教團體が特定の宗教を信する、その信する信者だけをその構成員とするということ、これが憲法違反であるということは言えないのではないかと、というような意味合いにおきまして、申し上げてお答えしたつもりでございます。

○土橋委員 そういたしますと、労働組合に対して信條という條項に関しては、これは私的自治にまかすものである、こういう御見解でありますか。最後の御結論を承りますと、労働組合に関する限りにおいては、特定な種——ここに書いてありますような人種の差別はしない、さらに宗教の差別もしない、あるいは性別の差別もしない、門地あるいは身分的の差別はしない。労働組合については政治的信條、思想的信條についてはこれは自治にまかす、こういう御意見でよろしいのでございますか。

○高辻政府委員 重ねて申し上げますが、憲法違反であるかどうかということについては実は申し上げておるので、労働組合だけについて、政治的信條を抜かしたのはいかかという、当、不当の問題は、私から答弁する筋合いでないと思ひますので、憲法問題について申し上げます、第五條第二項といふことも、差別的取扱ひを禁止する最低限のところを押えて、それ以上は触れていないか、つこうになつておりますので、その触れていない部分については私的自治に一任する、それは別に憲法違反の問題とは直接なつながりがない。かように見ているつもりでございます。

○倉石委員長 それでは午後二時まで休憩いたします。

午後一時十四分休憩

○倉石委員長 休憩前に引續いて會議を開きます。石野君。

○石野委員 朝の質問がちょうど中途半端になつておりますので、引續いて申し上げます。先ほど労働局長からの御答弁は、私の質問の重点にまだ触れていなかったわけですね。私の質問は、政府が今度の改正にあたりまして、過去三年間の経験にかんがみてということとを言つておる。それによつてとにかく痛感された点から改正案を出すに至つたのだという説明をしているが、その痛感したのはだれであるかということとを私は聞いたわけでありまして、これは事は簡単なのでございますが、一番最初に私がお尋ねしましたように、立法の建前からして、特に法の改正にあつては、受益者の側におけるその

意見を多分に取上げられることが、立法府の基本的な建前だといふふうに私は考へてゐる。その痛感された方々に、ほんとうに受益者の層が含まれておるかどうかといふことの相違は、この法案の取扱ひについて、非常に重要なわがれ道をなして来るといふふうに、私は思つておるわけですね。従つて痛感された方々は政府であつたり、あるいは民主自由党だけであるのか、それともこれらの受益者である労働者全般も含めておるかといふことを、私はお聞きしたいのであります。特に政府から配付されております多くの資料が——労働局から出ております労働協約に関する調査、あるいは労働組合に関する調査などという資料は、私どもも過去の経験の裏づけとして、私どもに配付されたものと私は思つたのであります。この資料を細部にわたつて検討してみます場合に、私はこの法律を改正する上での理由が、どこからもなかなか見出せないように思ふ。むしろ逆に、政府当局が心配しておるような傾向は、徐々によくなりつつあるといふことが、この資料の中から見えてくる。といふふうに思ふのでございまして、特に痛感された方々がだれであるかといふことを、明日に御答弁願ひたい。

○賀来政府委員 お答えいたします。午前中お答えいたしましたところでもありますが、労働委員会の全會議におきまして、第一回もそうでありまして、第二回もそうでありまして、労働委員会の決議といたしまして、労働委員会制度の改正、あるいは現行法第十条の改正といふことが言われておるのであります。この労働委員会は御承知のように、労資及び学識経験者の代

表からなつておるものでありまして、これらの方が、確實にさうな点を感じられておると思ふのであります。さらに具体的な例になります、山口縣の小野田の大浜炭鉱におきましては、九十数名の労働者が約一年近くわたつて失業の状態にあつたのであります。その際に労働者各位を應援し協力いたしましたのは、これは総同盟系統の日本鉱山労働組合連合会でありまして、これらの組合におきまして百数十万円の金を使つておるのであります。痛切に現行労働組合法の欠点を感じられたといふことを、われわれは聞いておるのであります。使用者もまたさうなことを具体的に大いに感じられ、賛成の意見を表明いたしておるのであります。政府といたしましては、これらの各方面で感じられましたことを総合いたしまして、今度の法案にいたしたといふことを申し上げた次第でございます。

○石野委員 ただいまの御意見によりますと、全国の労働委員会會議とか、あるいはその他の各方面の意見に従つて改正した、特に今労働局長のおあげになりました点は、労働委員会とか、あるいは現行法第十一条の点について、いろいろ意見が出ておるといふことを言われておるのであります。けれどもこの法案を通過いたしましたというところを思つてみますと、それは第一條あるいは第二條、第五條といふようなところに、最も大きな重点がおかれおるやうにわれわれは見受けるのであります。しかもこれらの点は、すべての労働者の権利に対する大きな制約を加えるものであるといふふうに考へてお

ります。ただいまも院外において多くの労働者諸君の、この法案通過阻止のための動きを、皆さんは十分見てとられると思ふのでございまして、少くともこれらの第一條あるいは第二條、第五條等に書かれておりますところのその趣旨——ほんとうに政府当局がこの法案を改正しなければならぬといふ裏づけになる経験を、どこで見出しておるかといふことを、私はお尋ねしたいのであります。細部にわたつて各條のときになおお尋ねしたいと思ひますが、労働組合に関する調査という資料に、非常に詳細なデータがございまして、このデータの中から、たとえば専従者の問題にいたしまして、あるいは組合員の範囲、あるいは利益代表の問題、こういうような点を、ずつと数字で見ますときに、そのいずれの面を見ましても、ここで企図しておりますやうな、改正を必要とする理由が出て来ないかと私は思ふのであります。その一つの例をとりまして、組合員中の使用者、利益代表者といふものの数をずつと見まして、含まれていないものと、含まれていないものとの比率を見ますと、全体としましての比率は、この法案を改正しなければならぬといふ理由になるものは、非常に少ないのであります。たとえば含まれていないものといふものが約千五百三十件、それから含まれていてと思へるものといふものが二百六十七件ございまして、それから決議機関に対する構成員の選出の仕方についても、選挙によるものといふものが千八百五十六件あるのに対して、不明なものといふものが二百七十七件といふふうに、およそこれらの比率といふものは九対一の比率

の状態になつておるのでございまして、少くともこういう資料は、過去三年間の統計によつた数字であらうと私は推定いたしております。おそろくこの数字の構成内容というものは、その逐年の経過については、非常に相違があるだらうと思ひます。おそろく初年度におきましては、相当多数あつたであらうが、最近においては、この数字はだん／＼漸減の傾向になつて来ておるのであらうと私は思ふのであります。この資料からは詳細なものは得られませんが、われ／＼の日常の労働運動の姿の中から、そういうことをはつきり確信を持てるのであります。それにもかかわらず、なおこの法案の改正をしなければならぬ理由がどういふところにあつたか、それはおそろく民主自由党とか、あるいは資本家側、あるいは政府というふうな一連のいわゆる資本家を中心とする、われ／＼の言葉をもつてすれば、反動的な性格によつてのみ、これが裏づけられるのである、こういうふうな私どもは考へるのでありますが、そのように見てよろしいのであります。

○賀来政府委員 お手元に配付いたしました資料は、現在あります組合約三万の中からその一割弱、すなわち二千六百幾らの組合に調査しまして、本年の一月以降の状況を調査したものであります。御意見のように、われ／＼といふものが当初に比較いたしますると、著しい成長を遂げて来ておることと認めるのでございます。しかしながら、ものによりましては、たとえて申しますれば、専従者の生活費を使用者

から受けておるといふふうな組合は、パーセンテージで一割ありまして、これは認めるべきものではないといふ考え方もございまして、なおその率がかかりに二割程度であるといふことになりまして、その含んでおります内容が、相当労働組合運動自体にとつて重要な事項でありますならば、これは改善を要すべき点があると思へるのであります。たとえて申しますならば、使用者の利益を代表する者が入つてゐるものというものが、一割でも、あるいは一割五分でも存在するといふことは、これは認めらるべきものではないとわれ／＼は考へております。

この問題の討議されたときの大会の空気が見て来ておりますが、決して一部の人が故意にこれをこまかすような決議の仕方はしなかつたのでございまして、それらの事実をどのように考へて、こういうふうな資料を出してゐるのか。これはおそろく政府が、一方的に労働者側の不正な事実を露骨に出そうといふようなたくらみから、されてゐると私は思ふのでございまして、もつとも労働者側の意見を聞かれなければならぬと私は思ふのでございまして、法を改正しようとする政府の建前が、ただ単に一部の階級、一部の陣営の人々の意見のみにおいて改正されるならば、それは決して全國民のためにも、人民のためにもいいものではない。ことに労働者が、日本の産業再建のために立つ立場というものは、しばしば大臣からも言われているように、また労政局長みづから言われているように、重大な責務を持つてゐるものと私は感じるのでござい

○鈴木國務大臣 改正法案を出した動機、及びただいま提案されております法案を最終的に決定するに至りました推移につきましては、繰返して申し上げるまでもなく、政府といたしましては、一部の経営者側の立場を擁護するとか、あるいはその他いかなる特殊の階級の立場をも擁護するとかいふような考へのもとに改正を考へたのでもありませんし、同時に委員決定の推移におきまして、そういう考へのもとにおきまして、政府が立案を決定したようなことはありません。この点につきましては、率直に申し上げますが、私どもはそういうような意図からは全然離れて、保護法としての労働組合法並びに労働法の一部を改正するという考へ方で終始したつもりであります。

○春日委員 ただいまの石野君の質問に対して、労働大臣あるいは賀来局長からの答弁があつたのでありますけれども、一体それが改正を望んだかといふことに対して、今局長の答弁では、労働委員会がこれを望んでおつた、これには労資、中立委員全体の意向が反映されておる。そういう者が望んでおつたといふような御答弁でありましたけれども、確かに労働委員会も改正を望んでゐる。労働者も改正は望んでゐる。しかし労働委員会の望んでおつた改正の方向というものが、はたして今度の案に出て来たような方向で望んでおつたか。そうではないと思ふ。たとへば前の試案に対する意見ではありますけれども、大体今度のものとほとんど内容は同じであります。一つの例を言へば、全国労働委員会第三回連絡協議会の決議事項として、第二條について

○石野委員 この資料そのものについても非常に大きな疑問を持つてゐるのであります。これは前にも春日君からは、あるいは土橋委員からも、あるいはその他の同僚委員からも、指摘せられましたように、たとえば豊和工業の場合におきまして、東芝の川岸工場の場合におきまして、いろいろとこに出されております資料に対して、組合側の意見があるものでございまして。この中の最後の方に書かれておりますたとえば全鉱連の会計不正問題について、ここに書かれてゐる通りに、非常にあやまられたものであるといふような見方は、全鉱連の大会においてもとられていないのでございまして。私自身この大会には列しまして、ちやうど

この問題の討議されたときの大会の空気が見て来ておりますが、決して一部の人が故意にこれをこまかすような決議の仕方はしなかつたのでございまして、それらの事実をどのように考へて、こういうふうな資料を出してゐるのか。これはおそろく政府が、一方的に労働者側の不正な事実を露骨に出そうといふようなたくらみから、されてゐると私は思ふのでございまして、もつとも労働者側の意見を聞かれなければならぬと私は思ふのでございまして、法を改正しようとする政府の建前が、ただ単に一部の階級、一部の陣営の人々の意見のみにおいて改正されるならば、それは決して全國民のためにも、人民のためにもいいものではない。ことに労働者が、日本の産業再建のために立つ立場というものは、しばしば大臣からも言われているように、また労政局長みづから言われているように、重大な責務を持つてゐるものと私は感じるのでござい

○春日委員 ただいまの石野君の質問に対して、労働大臣あるいは賀来局長からの答弁があつたのでありますけれども、一体それが改正を望んだかといふことに対して、今局長の答弁では、労働委員会がこれを望んでおつた、これには労資、中立委員全体の意向が反映されておる。そういう者が望んでおつたといふような御答弁でありましたけれども、確かに労働委員会も改正を望んでゐる。労働者も改正は望んでゐる。しかし労働委員会の望んでおつた改正の方向というものが、はたして今度の案に出て来たような方向で望んでおつたか。そうではないと思ふ。たとへば前の試案に対する意見ではありますけれども、大体今度のものとほとんど内容は同じであります。一つの例を言へば、全国労働委員会第三回連絡協議会の決議事項として、第二條について

は、労組法試案第二條第二項第一号はその趣旨を正確に表わすために、使用者の利益を代表すると認められるものを、業務の性質上使用者側に立つべきものと改める。あるいは第二項第二号については、組合に経費を支給することによつて、その御用化を企図してゐる使用者の行爲は、不当労働行爲として防遏し、専従者の給與の問題については、急にそういうことをやると非常に混乱を起すと思ひますから、猶予期間を設けて適宜にやれといふような意見をつけてゐる。さらにこの第二号の点については、御用化する傾向もあるけれども、そうでないものもある。これを政府が一挙につぶそうとしてゐるのかい、というふうな意見はつきり出している。これは全体の試案に対する意見を通じてみても、あの試案ないし今度出て來てゐる法案に盛られてゐるような傾向を、決して労働委員会が望んでゐなかつた。このことは先日公聴会における労働委員会の経験を持つた人たちの意見においても、はつきりそう言われておる。こういうことになると、今あなたのお答弁を聞いてみると、労働委員会が直してくれと言つたからこうやつて直してやつたのだという態度である。しかもこれをもつと具體的の例をもつて言うならば、子供が麦飯を食ひたいと言つて泣いてゐるのに、麦飯を食ひたいと言つて泣いてゐる、と言つてとつてしまつた。それと同じ態度である。はたしてそういう態度で臨んでゐるのかどうか。もう一つは労働大臣の答弁でありますけれども、労働大臣は労働組合のためによかれかしと思つてやつた。これはほんと

うだと思ふ。労働大臣が悪かれと思つてやつたとすれば大問題である。だからほんとうによかれかしと思つてやつたというのは、当然だと思ひますけれども、しかしそのことの判断は、決して本人の主観とか、あるいは口から出す言葉によつて判断するべきものではない、やはりそこに現れた具体的な事実によつて判断する。これは裁判の場合と比較するのはちよつと妙でありますけれども、やはり本人の口述書といふものよりも、あんなものは値打がない、物的証拠がすつかりそろつておれば、断定するといふのと同じことで、こういう法案を出して来て、大臣がいかに労働者のためを思ふ、労組の発展を思ふと言つても、現実に出て来た法律、あるいは先ほど石野委員からもあげられた、この法律をつくるために、参考にしたと言われるあの資料、こういうものを合せて見るなら、明らかに労働組合を、資本家側と同じ立場に立つて見て、労働組合といふものは不法なことをやるものだ、この通り悪いのだという建前から、押へつけるという意図によつてやつたと考えるよりしかたがない。こう解釈してさしつかえないかどうか、この点御答弁を願ひたいと思ひます。

○賀来政府委員 お答えいたします。本法案の作成にあたりましては、関係のいろいろの方面の意見を聞いてやつたのであります。従ひましてたとえ使用者側から十の意見があつて、これを聞いたから十の意見があつて、これを全部聞き入れなければならぬとは考へないものであります。労働行政の責任にありますわれ／＼の立場、あるいは政府の立場におきましては、あらゆる

方面の意見を聞きまして、最も妥当であると思ふ線に、この法案を持つて参つたといふことでございしますので、その点はひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○石野委員 先ほど私の質問に対して労政局長は、組合の運動はその初期のころよりもだん／＼とよくなつて来てゐるけれども、一の悪いことでもあれば、それに対して、それを規正するための法律の改正が必要であるといふことを言われました。私はこの場合お聞きしたいのでございしますが、賀来労政局長は、法律の設定にあたりまして、——法律といふものには、刑罰を科するところの法律がありますが、その法律は、はたして國民の間に全的に法が守られるといふことを前提として、これは出されたものであるだろうか、あるいはその中には、必ずその法を犯す者があることを前提として出されたものであるかといふことをお聞きしたい。もし前提となることとして、法を破る者があるといふことが言われるとするならば、その法の建前といひましては、そういうことを前もつて予想して書かれるものだと思ふのでございします。労働組合法の改正にあたりまして、大勢がよき方向に進んでゐるときに、そのごく少数の者を重点として法の改正をするといふことが、どうもわれ／＼にとつて解せない。しかも立法府として、そういうような態度をもつて國民に面するといふことと、これは著しく人民を抑圧するものであるといふような形になる。しかもこの法律の改正にあつて、労働大臣は、しば／＼憲法の條章、あるいは極東十六原則を守つて、労働法は労働者

の権利を保護する法律として制定するのだ、といふことを言明されております。保護するといふ建前からするならば、多数を保護しなければならぬ。少数は、それらの行政施策の中において、徐々に漸進的によき方向に持つて行くといふのが、建前ではなからうかと私は思ふのでございします。今一つの悪いことがあるものをとつて、法制を改正しなくちやいけないうりくつは、どのようなところから労政局長としては立てられてゐるのかといふことを、いま一度お聞かせ願ひたい。

○賀来政府委員 お答えいたします。現行法の施行にあたりまして、当然現行法の第二條によりまして、主たる経費は使用者側が出してはいけないといふことがあります。しかしながら育成期にありました関係からいたしまして、当分の間すなわち約三年近い間は、これが施行に關しましては緩和的な態度で参つたのであります。しかしながら提案理由にもありますように、三年を経ました今日、内外の諸情勢から考えまして、もうすでに労働組合といたしましては、本筋にかえるべき時期になつてゐる。従ひまして本年の一月あたりから、組合に対しまして、現行法の施行はかような解釈のもとにやるべきであるから、すみやかにその方角にかへつてもらひたいといふことを、勸奨いたして参つたのであります。同時に法の改正も、その時期に立ち至つたといふ考え方で、今度の立案に當つたのであります。われ／＼といたしましては、大部分の組合といふものは、非常に健全な歩み方をいたしているわけでありまして、この法案によつて一般人民、あるいは労働大衆

を彈圧しよう、さような考えは一つも持つておらぬのでございします。

○石野委員 角をためて牛を殺すことはよくないといふこと、これは特に爲政者にとつて注意しなければならぬことだと思ふのであります。ただいまも労政局長は、大部分の組合はよくなつて來てゐるといふことを言つてゐる。その大部分の組合が、この改正法律のもとに、はたしてよくなるのだから、どうだろうか、よくなりつつあるものが、この法律の改正によつて、一層苦しめられ、一層縛られて行く。こういう形が出てゐると私は見るのでございします。自主的な健全な組合をばぐまなければならぬ。それを育てなければならぬといふことは、特にこの法案改正の重点であつたと思ひます。その観点からいたしますならば、一のものをつめるために、九のものを殺すといふようなことは、おそろしく法律改正にあつたての基本的な誤謬であらうと私は思ふのでございします。その点については、どのようなお考えを持つておられますか。

○賀来政府委員 お答えいたします。御質問は多分第二條あるいは第五條の点で、労働組合を非常に苦しめるものであるといふふうな御趣旨のように拜聴いたしましたのでございします。ところがこれらの点につきましては、先ほど石野委員の御指摘のように、この法律の施行のために、ただちに組合規約を改め、協約を改めなければならぬけれども、全部の組合ではないのであります。二割あるいは三割に當るかと考へておるのであります。さような意味合いからいたしまして、われ／＼といたしましては、それがただちに全部

の組合をつぶすといふことにはならぬ、必ず組合は、われ／＼の庶幾いたしておりますように、強いものに成長してくれることを、期待いたしておるのであります。同時に本法案におきましては、石野委員の御意見と思ひますが、重点が二條、及び五條にあるといふ御意見でありましたが、われ／＼は全体にわたつての重点を考へておるもので、特に二條、五條におきまして、組合は自主性、民主性及び責任性の明確な組合になつていただきたいといふことを庶幾いたしますと同時に、不当労働行為の章の明確化及び労働委員会の原状回復命令の規定等いたしました。そして、そうして全体として組合の健全化をはかる。さような考え方を持つておることを御了承願ひたいと思ひます。

○石野委員 労政局長はこの法律案が改正されることによつて、いわゆる第五條の規定等によつての届出の件については、全部に行き渡るのじやないといふことを言つておられますけれども、先日末廣博士の公述の中におきましても、東京都におきましてこの法律が改正された場合におきましますところの、いわゆる従來届出をしておるものが、あらためてその届出をしなければならない操作で、非常に混乱を來すであらうといふことを言われております。決して労政局長が言つておるようすに、全部が簡単な安易な見方で行けるものではないと、私は考へておるのであります。ことに制限を付してある期間内に、どうしてもこの法律に従うようないないならぬといふことなどを考へます場合には、ただいまの労政局

長の考え方は、非常に間違つておると私は思うのでございます。この法案全体を貫くところの政府の趣旨が、言われておる通りに、組合の民主化、あるいは健全化、自主性を確保するために、というふうなことであるならば、その親心は、決してこの法案を貫いたものとしての成案にはなっていない。逆にその親心のために、組合が殺されて行くことと私たちは見ておるのであります。この点について、労働局長は、この法案改正にあたりまして各層の意見をお聞きになつたとおっしゃいます。ところが公述人の論ずるところによりまして、資本家側を代表する方のみがこれに対しての賛意を表しておられます。労働者側、あるいは中立側の意見によりまして、ほとんどものは、本法案は、いましばらく慎重な審議をしなければならぬ、その方が將來のためにもよろしかろうということを言つておられます。労働局長としましては、再三この問題について同僚議員に答弁しておられるのでありますけれども、今あらためて私はお聞きしたいのであります。こうした公聴会に現れた空氣というものは、今日の各層の空氣を如何に代弁しておるものだと私は思うのでございまして、こういう各層の声を政府当局としてはどのようにお聞きになつておられますか。その意見によつてあるいはこれを撤回し、あるいは次期國會にまで延ばすというふうな御意見を持たれていないかということを、次官でもよろしくうございしますが、お答えを願ひたいと思ひます。

○賀来政府委員 お答えいたします。各方面におきましていろいろ意見があつたのであります。なお現在におきま

しても、あることは、ただいま石野委員の御指摘の通りでございます。しかしながら特に労働の責任を持つておられますわれ／＼といひましては、先ほど来あるいは午前中以來申し上げたように、各般の事情からいひまして、この國會におきまして、本法案の御審議を願ひ、國會の協賛を得ますれば、この時期においてやるべきが、最も適当な時期であると考えた次第であります。御意見のように改むべき点は、まだ幾多もあると存するのであります。これらの点につきましては大臣からも御答弁申し上げましたように、労働運動というものは生きたものであります。従ひまして常時変化もいたして参ると思つております。これらの事情を常時周知する注意をもちまして、その事態に即應するように、しかもその線といたしましては、民主的な組合が健全に発達して行くように、日本の民主化の基盤として、労働組合運動がその十分な活動ができるように、対処して行かなければならぬと考えておるのであります。従ひまして本法案を本國會から撤回するという考え方は、われ／＼として持つておらないことを御了解願ひたいと思ひます。

○石野委員 政府としても、この法案を撤回する考え方に立ちかへることとは、どういふべきなものであらうと思ひます。またその興である民主自由黨の諸君の考え方も、そうであらうと思つておられますけれども、私といひましては、この法案が労働局長が言うように、決して自主的な、民主的な、組合育成のためによきものであるとは、思つておらないのであります。これはどうかひとつ再考を促したいと思

思つておられます。そこで私たちは、この法案の審議にあたりまして、先ほど来、再三再四にわたつて述べられた、いわゆる憲法の條章、あるいは極東十六原則の條章を守つて、そして保護法としてこの法律案の改正にあつておるといふ、その政府の建前を前提といたしまして、私は次に各條にわたつて、簡単な質問を二、三試みてみたいと思ひます。

第一條の規定は、これは政府の説明にもありますように、宣言的な規定である。そうして憲法二十八條を、より一層具体的に記述したものだといふことが言われておるのでございします。が、それははたしてこの第一條の中において、どういふところが具体的にそのなつておるのかといふことを、お尋ねいたします。

○賀来政府委員 お答えいたします。第一條におきましては、憲法において規定されておりますところの團結権、團體交渉権、及び團體行動権を具體的に現わして行きますためには、労働組合といふものをつくつて行くべきである。その労働組合が、使用者と對等の地位におきまして、團體交渉をし、かつ團體協約を締結し、その他團體行動をやることを、この法律で擁護することにある。さらに正當なる労働組合活動につきましては、刑事上の免責もやる、かようなことが書いてあります。これは、憲法の趣旨を大筋において表現しておると思つておられます。○石野委員 憲法二十八條は労働者の團結権及び團體交渉権、團體行動権をはつきりと保障しておるのでございします。具体的に説明するといふことではありますが、この第一條に書かれておる

ような内容を持つものが、具體的なものであるかどうかといふことに、私はまず第一に疑問を持つておられます。これは野村公述人の公述にあつたと思ひますが、團結権あるいは交渉権、あるいは争議権といふものに對しましても、この條文に書かれておるのには、すべてみな交渉においてとか、交渉するためには、という制限が付けられておる。この第一條は見られるのであります。憲法第二十八條の具體的な記述とは、このような制限を付することが具體的な記述であるのかどうかといふことについて御説明を願ひたい。

○高辻政府委員 お答えいたします。労働組合法の今度の第一條の規定は、憲法の規定を具體的に示したものであるといふ労働省のお話、その通り間違ひはないと思ひます。ただその憲法の規定をあれて全面的におおつておるかどうか。つまり労働組合以外の労働者の團體を、あれて禁止しているといふふうにもしとられるなら、それは労働組合法自身がいつておりますように、労働組合法の特別のサービスの提供を受け得るというふうな種類のものは、これは憲法の規定以上に出ていふといふに解してさしつかえないと思ひわけです。

○石野委員 ただいまの御説明によりまして、この規定に書かれておりますようなことが、憲法の二十八條のいわゆる労働権といふものを全面的に制約した意味でなくして、読み方を、さういふふうに読まないようにしてほしい、といふような御意見であつたと思つてございします。私どもは、具體的に記述するといふことは、憲法に保障して

あるところのものを、より一層わかりやすくすることであつて、疑義をさしはさまないようにすることだと思ひるのでございします。この條項を見まして、特に労働者側と資本家側との交渉の際において、この「交渉において」とか、あるいは「交渉するために」といふようなことが、はたして労資の間における疑義となつて読まれないうであらうかどうかといふことを、非常に危ぶむのでございします。私は、御説明のような観点から、こういうことが書かれておるとするならば、むしろこういふことをはつきり書くべきでなからうかと思ひます。この点についての御見解を一つ。それからいま一つ、憲法においては團結権を保障するといふことはつきり書かれておられます。この條項におきましては、擁護と保障するといふことが書かれておる。擁護と保障するといふことの通俗的な語の読み方、これはどのように法律的には読まれるものであるかといふことについての御見解を承りたいと思ひます。

○高辻政府委員 お答えいたします。ただいまの労働組合法の現行規定によりまして、憲法の規定をそのまま書いた部分があるわけでありまして、それが実は繰返しにすぎないもので、労働組合法のこの法律といたしましては、さらにそれを具體的に明示しようといふことで、ここにありますように具體的に書かれたわけでありまして、これはその本筋とも見られるものを、その筋に沿つて書いてあるといふふうにお解願ひたいのであります。それから擁護するといふのと、保障す

るといふのとありますが、擁護するといふのは、保障するといふことをもちろんで、保障するといふものであると解されなければならぬと考えるのであります。

○石野委員 どうも説明は納得しかねるものであります。具体的に書かなくては、憲法に書かれておることよりも狭義になるということであるならば、それは具体的ではないと私は思うのでございます。むしろ書かれておることがそのまま、どんな問題に適用してもわかりやすいということが、具体的に書く必要はないのであつて、憲法に書かれておることがむしろ狭義になつてしまふということでは、決して具体的ではないと思つてございませう。私は、具体的に記述するといふことの観点から、この條項が書かれておることとを率直に善意にとりまするならば、こういう文句は出て来ないと思ふ。ここに特にこういう前置きをして、それ／＼の権利の擁護といふことが書かれておること、非常に大きな意義を持つし、ここにこそ改正しようという意図があつたといふふうには私には思ふのでございませう。先ほど来、一方面的な立場に立つてこの法制を改正するのではないという政府の答弁でありましたけれども、私たちの立場からすると、これはむしろ労働者に對しまして、憲法で保障されたものを、労働運動の中においては、こういうような制約を受けて行使すべきであるといふふうには、書かれておるものと考へられるのでございまして、そういう意図が、この中に隠されておるのではないかと、いまいち疑義を持つてございませうが、いまいちこの

点についてはつきりした御答弁を願ひたいと思ひます。

○賀來政府委員 これらの表現の形式、あるいはその趣旨につきましては、高辻局長から御説明した通りであります。が、われ／＼といたしましては、今御指摘のような意図は全然持つておりません。ただこの際念のために私自身の感想を申し上げますと、昨日でございまして、土橋委員が、最後に時間切れになりました。質問をされたとき、あの労働者のために思う誠意の態度につきましては、私も感激をいたしましたのであります。が、私は実はこの法案の作成にあたりましては、さうな意図のもとにわれ／＼の責任が侵害される、あるいは支配されるということにつきましては、断然われ／＼の名譽のために、さうな意図は通らないようにという趣旨で、努力をして参つたものであります。従ひましてこの第一條の表現において、さうな意図が現れるといふようなことは毛頭考へておらないのであります。この点は御了解願ひたいと存じます。

○石野委員 これは、ただ賀來局長がさういふように思つてゐる、御了解願ひたいといふことだけでは、落まされたい問題だと思ふのであります。一つの法律ができませんれば、八千万の國民に對して、この法律の適用がされなければならぬのでございまして、一人の解釈だけではなかつて、さういふふうには行かないのでございませう。現にこの法律をもとにして、餓死状態から脱皮しようとする労働者の運動が、今盛んに行われております。それに対して、さうした労働者側の疑義が解消されないといふような條項を改正法案の中へ盛り

るといふことは、私たちに對つては理解できないのでございまして、私はむしろこのようにございまして、私はむしろこの中から出て来るものならば、政府はよろしくこれを前の現行法の文案にもとすべきであると思ふのでございませう。これを現行法にもとすべきでない方がよいといふことについての、政府のいふゆる過去の経験はどのようなところにあるかといふことを、いまいち聞きたいのであります。

なおいまいちは、高辻政府委員にお尋ねしますが、いわゆる擁護といふものは、保障を前提としてなされるものではないといふことを言われました。保障を前提とするといふ意味から、この擁護が書かれておるならば、ここではさういふ理解のしにくいような言葉にしないで、保障といふことを言つて、なぜ悪いのかといふことについて御説明願ひたい。

○賀來政府委員 お答えいたします。現行法の第一條といふものにつきましては、新憲法の施行されました今日におきましては、同じ文句でありますならば憲法に譲りまして、その具体的な表現が必要である。先ほど例で申し上げましたが、現行法の第一條二項におきまして、正当な行為はといふふうな表現で、その行き方といふふうな表現では、社会通念によるといふふうな簡単な書き方をいたしておりましたこと自体が、労資双方にとつて必ずしも適当でなかつた。従ひまして、憲法の條章から出する基本的な筋をここに明確に書くことが、組合法自身の了解を深めるものと考えてやつたこととでございます。

○高辻政府委員 擁護と保障の点につ

いて重ねてのお尋ねでございますが、先ほど擁護といふのは保障を前提としていふと申し上げましたが、その意味は、擁護という方が保障よりも一歩先に出てゐるのだ、この法律によつて、たとえば不当労働行為といふような、さういふ憲法の要請している保障以上のものが、これに加つておるといふような意味で、擁護するといふ別な言葉を使つておるわけです。

○石野委員 私は実は法律は非常に不得手なのであります。法律用語については十分な知識を持つておりませんので、あまりつゞ込んだことをお尋ねできないのであります。しかし私たちが通念からいたしますならば、保障はきびしいものである、擁護といふのはこちらの意思次第によりまして、擁護しようも、擁護しないも、それはかつてだ、受ける者からすれば、保障はいつでもどんな場合でも確保されておるものである、擁護はその場所によつて、その相手によつて、どうにでもかわつて来るものである、さういふふうに通念的に私は理解するものでございませう。もしさうだとするならば、憲法二十八條の保障といふことが、この法律の第一條によつては、むしろ相手によつてどうでもなるといふように、弱められて来ておるうちに私は理解するが、この理解は間違つておるかどうか。

○高辻政府委員 ただいま申し上げましたような趣旨で、ただいまおつしやつたように解することはできない、もう少し廣く解すべきであると、われわれは考へるものでございませう。

○石野委員 廣く解釈すべきであるといふことの意味が、私にはわからない

のです。保障といふのは、私個人にとつては、どんな場合でも保障されておることだと思ふのです。特に憲法二十八條が、永久の權利として一切のものを保障しておる以上は、この保障は実に私たちに對してはきびしい保障である。ところが擁護といふものは、その場所によつて、相手によつて違つて来るのです。この考え方が間違つてゐるかどうかといふことを、高辻さんにお尋ねしたい。

○高辻政府委員 私の解するところは、保障といふと、制限されないといふ消極的な意味にしかすぎないで、もう少しそれにさらに積極的なプラスする場合に、これは保障では足りない、擁護するといふような積極的な意味合いが入つてないと、いけないように思ふのであります。さういふ意味において、先ほど御説明したように解すべきだと思ひます。

（もうよしと呼ぶ者あり）

○石野委員 もうよしといふ声もありますが、これは実に重大な問題でありますので、もうよしでは治まらないと思ひます。保障といふのはむしろ狭いものであつて、擁護といふのは廣いものだといふふうには言われるけれども、保障といふものは、私が保障されるといふ場合は、私が一つの權利を持つのだ、さういふふうには思ひます。ところが擁護といふものは、私には權利がないといふふうには感ずるのですが、これは間違ひないでしやうか。

○高辻政府委員 同じことを繰返してはなはだ恐縮でございますが、保障と申しますと、これは制限されないといふことだと思ひます。自由權の保障といふような言葉から行きまして、そ

れを侵害されないという、そういう消極的な意味が主であつて、さらに積極的なそれに付加されるというようない意味合には、保障では足りないもので、もう少し何かプラスされるような語感を伴う言葉がいいのではないか、こういうふうにするのです。

○石野委員 これは混同するといけませんから、保障される者と、保障する者と、どちらかの立場に立つて考えるのがはつきりするのじやないかと思ひます。私は保障される者の立場に立つて、ひとつお答え願ひたい。保障される場合は、保障された者にとつては、保障された事項は一つの権利として持たれるものだと思うのであります。ところが保障するといふことは、保護される者にとつては、私には非常に不安定なものだと思ひます。それは決して私にとつての、権利でも何でもありません。ことになると思ひます。従つてその條項に關しては、保障を受ける者は、御説明とは反対に、より積極的である。そして保護される者の方が、その事項については、より消極的な立場に立つものだ、こういうふうには私は考えるのですが、それは間違ひではないか。

○高辻政府委員 法律が保護するといふことを言つてゐるのは、その法律によつて、特別な意味が法律的には與えられてゐるのである。保護するといふ以上は、保護される権利といふものが、やはり法律上認められてゐるということになるのであります。

○石野委員 法律が保護するといふことになれば、その法律で保護された者は、保護される権利を持つといふことになるというのであります、しかし

保護されるといふことは、具体的な事象については、それをきめるのは相手方である。保護する立場の者である。保護される者は、積極的なものをどうせといふことは私は言えないと思ひます。保障されている場合には、保障を受ける者は、どんな場合でもそれを主張し得る権利を持つのだ、こういうふうに私は思ひます。従つてここには大きな相違が出て来るのであります。憲法二十八條の労働権といふものは、われわれ労働者にとつては保障されたところのものであるといふ場合には、われわれの権利としてそれが出て来るのであります。けれどもそれが保護された場合におきましては、われわれにとつてはそれは積極的な権利としては出て来ない、こういうふうに私たちは考えるのであります、この点はいかがでありますか。

○高辻政府委員 保護するといふ言葉について、保護する者と保護される者といふふうにおつしやるのであります。が、保護するといふのは、実はこの法律が保護するのであります、される者、する者といふたゞいまおつしやるというふうなそれとは——法律で保護するといふふうには考へていただかなければならぬと思ひます。

○石野委員 いつも同じようなお答えになるのですが、労働者の側が保障を受けるというときには、権利として労働者がそれを保持得るとわれわれは感じております。保護といふ場合には、そういう権利が労働者にとつては積極的に持たれない、こういうふうには私は考えるのであります、こういうふうについていま一度はつきりした御説明を願ひたいと思ひます。

○高辻政府委員 たゞ／＼同じようなことを申し上げるようになって恐縮ですが、法律が保護するといふ以上は、法律によつて保護される権利があるといふわけでありませう。

○石野委員 今度は逆の立場からお尋ねいたします。今は保護される者の方からお尋ねしたのであります、今度は保障する立場からしますと、どうして保障しなければならぬ。しかし保護する立場から行きますと、保護といふことに対する認定は、その保護する人の任意になつて来るのではなからうか、こういうふうには私は考えるのですが、その点についてはいかがでございますか。

○高辻政府委員 それは保護される方から言ひましたも、保護する方から言ひましたも、実は同じであります、法律が保護し、法律によつて保護されるわけでありませう、そういうふうにおつしやるのであります。

○石野委員 保護するといふこと、保障するといふことの言葉の使い方に關しては、非常に大きな疑義が存してゐると私は思ひます。私自身法的な知識が非常に狭いものでありますから、この堂々めぐりしてゐるものに対して、まだ十分に説明することにはできませんけれども、疑義を残しておきます。いづれにいたしましても、保護するといふ言葉は、私の見解をもつてすれば、憲法に保障されている條項について、非常に解釈が弱められてゐるというように解釈するのでございまして、従つてこの條項に掲げておることは、政府は具体的に憲法二十八條を記述したと言ひますけれども、先にも申しましたように、すべて

の團結権なり、あるいは行動権といふものに對して交渉においてというような局限された形容詞が上についてゐるのでありまして、そういうふうな意味からいつても、むしろその権利が制約されております。今の保護といふ場合においても弱められてゐる。むしろこの第一條は現行法の規定を一層弱め、一層ゆがめておる。従つてまた憲法二十八條の趣旨に沿ひ得ないものであり、またさきに労働大臣がしばしば言つておられますところの、保護立法といふ趣旨をゆがめておるものだといふように、私は考へておるのでございませう、その点についてひとつ御回答願ひたいと思ひます。

○高辻政府委員 私どもの方では、ただいまおつしやつたような見解を持つておりませう、反対の見解を持つておるわけでありませう。

○石野委員 反対の見解を持つてゐるというところにつきましては、それはおそれ、これが正しいのだといふふうにおつしやられるのだと思ひます、ありますが、そういうことになる、またもとへもどつてしまふことになる。どうも私の理解できないのは、交渉においてとか、交渉するとかいふような制限を付した言葉があることです。この点も一度聞きますが、これは憲法二十八條の権利の範圍の問題ですけれども、この点で制約は加えられてゐないかどうかといふことを、はつきりひとつ御説明願ひたい。

○高辻政府委員 憲法二十八條との關係でございませう、憲法二十八條を制約してゐないことはもちろんのこと、この法律によつて独自に、特別の手續あるいは救済方法なりを、さらにそれ

以上に附加して規定してゐるということとであります。

○石野委員 おそらく政府としましては、そういう答弁しかできないだらうと思ひます。この法律の改正にあたつては、少くとも先ほど來何人も聞いておりますように、労働者諸君のその受益層の聲は、むしろ無視されておると私は思ひます。そこで私は一部の資本家の諸君、あるいは民主自由党内閣であるところの吉田政府といふものの、来るべき予算、あるいは経済九原則の実施とか、あるいは企業整備といふようなものから來るところの膨大な失業人員、そういうようなものから脱しようとするところの労働者のいゝゆる労働権に基く攻勢をはばもうとする意圖が、この法律改正の大きな重点になつてゐると私は考へておりますので、それ以上の説明がでないのは、ごもつともだと私は思つております。もうこれでこの問題は、疑義を残しながらも一應おきます。

○石田(一)委員 ただいまの説明によりますと、

〔委員長退席、三浦委員長代理着席〕

この改正案の第一條は、憲法二十八條に保障した権利を、またより以上に附加してゐることをおつしやいたしました。が、昨日私が質問いたしましたときに、政府委員の答弁が、非常に断定的なことをおつしやつたので、より以上私は追及しましたら、政府委員は改正案の第一條は憲法二十八條の本筋だけはあらまし具体化してある、こゝ言つたのです。そうすると、あなたは二十八條より以上のものを附加してゐる、と言ふ、もう一人の政府委員は、本筋

○松崎政府委員　ただいま石田委員が

○土橋委員　私も昨日この問題では非

第一頁五十二

いのであります。これが現行法の第一

地位の向上になつて來ておるのであり

五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

る。労働組合が自分の代表を出すの

いうことは、最も反動的な政府とか、

であるといふのであるか、**団体交渉**と

労働協約というものは、労働者が団体

10

ある。かように私は断するのである。

な、かようなわけのわからぬ法を

で團結権を保障するのだというところに、全部これを概括的に團結権という言葉の内容が、こういうもので團結権を保障してやるという規定であるという事になつて来ると、第二項の「前項に掲げる目的を達成するためにした正当なもの」という範圍が非常に縮まつて来るのである。あなたは法律をやつておつて、この規定についてわからぬはずがない。基本的に、團結権を保障するための一切の行爲について保障してやるというもので、それが刑法第三十五條の免責規定で、なお制限せらるべき事項もあるかもしれない。しかしながらわれわれはさういふやほなことは言わない。三十五條の規定でも、その範圍によつて律せられるものがある。しかしながらさういふ小さいわくを設けて、一つの技術的な方法の一端をあげて、これで團結交渉権の内容の説明であるというならば、團結交渉権を、この法律は徹底的に憲法に違反して規定したものである。この法律は憲法違反である。憲法にはそんなことは書いていない。條文を読んでも、明確に書いてある。「勤労者の團結する権利及び團結交渉その他の團體行動をする権利は、これを保障する。」と書いてあるのである。しかも憲法第十一條に書いてあるように、宣言規定がある。これが民主主義の基本的な原則である。「國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる」とある。またこの憲法に違反するいかなる法律も、命令も、詔勅も、政府の執行行爲も、その全部あるいは一部を排除すると、先ほ

ど石野君が説明したように、憲法の前文の後段にも書いてある。そういうことが民主自由黨の政策規定であるならば、これは明らかに邪道である。なぜならば、かように書いてある。平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狹を地上から永遠に除去しなければならぬという大原則に立つてゐる。従つて民主自由黨が、自分の政策であるとして、かような法律を制定するならば、ちようどおとといの公聴会に現れたように、日経連の最も惡辣な、労働階級を苦しめてゐるその代表の諸君の意見と、皆さんの意見とが一致してゐるのである。ここに一党一派に偏する政策を掲げて、國民の名においてつくられてゐる國會の審議權を惡用して、これを國民に強行せんとするものである。ここまで至れば、何をか言はんや。明らかに憲法違反行爲を民主自由黨を中心とする鈴木労働大臣が行つてゐる、さう断ぜざるを得ないのであるが、答弁を願ひたい。

○春日委員 一緒に答えられると思うから、今に關連して……高辻政府委員の言われた擁護と保障ということの説明で、保障ということは制限しないことだ、さういふふうには言はれませんでしたね。それから擁護するということは守つてやることだ、さういふふうにも言われた。ところで、石野委員は受ける方の立場から説明したから、あなたのその説明は十分はつきりしなかつたと思う。法が保障し、法が擁護するとしても、保障するということになれば、制限の必要はないのだから、團結権、團體交渉権を保障するということは、それが刑法規定にも觸れない限り、いかなる形で團體交渉をしよ

と、それは法によつても制限しないということが保障でしょう。ところが、擁護するということになると、法によつてめんどろを見てやるのだから、そこに手がつかつて来ることになる。さうすると、その保障というものは、制限されないものを、今度はめんどろを見て、手を加えて来るから、その説明から言へば、當然制限されるということになつて来る。だから、擁護するということだが、労働組合が、初期で非常に弱いから、擁護して促進しなければならぬ、労働組合に事務所を國費で立ててやるとか、あるいは組合の経費は國家で補助してやるとかいふふうなことから、これは擁護するといふ意味も、ある程度通るけれども、さういふものがこの中に含まれてゐるのではなかつて、この擁護といふ意味が、法で手をつけてやる、制限してやるというので、この第二條及び第五條に出て来るように、これの規約を持たなくてはならぬとか、さういふストライキをやつてはいかぬといふような制限です。文章で言へばこれを導き出すための一つの伏線になつてゐる。この擁護といふ言葉は、あなたの説明から言へばさういふやうですか。さうすれば、憲法の二十八條に保障されてゐる制限しないぞと言つてゐるこの條項に、明らかに違反するといふ結論に、あなたの説明自体がなつて来る。これは日本語の建前から言へば、當然さうなるが、その点どうですか。

○高辻政府委員 この憲法による保障と言ひますのは、これは公共の福祉に反しない場合には、法律をもつても奪われぬといふことが主眼であらうと思ひます。ところが、この法律は憲法に保障されたものの上に、七條にいわゆる不當労働行爲の手続とか、あるいは二十七條による労働委員會の命令等の手続のような特別の保護をその上に附加してゐるのであります。保障といふことと、そのことが矛盾するといふふうには考えられないのであります。

○春日委員 それでは、今あなたは、労働委員會の調停とか、あつせんとか、さういふことを加えられておるといふように言われましたけれども、今言つたように調停とか、不當労働行爲の禁止といふようなものは、やはり他のものからこの労働者の持つてゐる憲法で保障されてゐる基本的な權利——團結の權利、交渉の權利、生きる權利、さういふものにそれが加えられて来る心配を除くために、當然この保障といふ言葉の中に入つておるものであつて、さういふものが特に憲法以上に擁護してゐるということにはならぬ。憲法以上に上つたとしたならば、これは問題だと思ふ。憲法以上のことを、ほかの法律でさらにきめたとしたならば、これは問題である。憲法以上に上つておつたら、憲法といふものが最高の法律ではなくなる。一番高いのだからその上に出る法律はない。さういふ考えを法務廳がしておつたら、大問題であると思ふが、その点はどうか。

○高辻政府委員 土橋委員からの御質問を落しまして、はなはだ申訳ありません。この第一條の規定は、すべてを網羅してゐる、保障の全部をここに書いてあるといふふうに御解釈になりまして、それはさうではないのであります。

○土橋委員 ただいまの御説明は奇怪千萬であります。本筋を書いてゐる、従つてあなたの御説明では、憲法第二十八條の件については、さういふ心配はいらない、さういふ御答弁だと考へる。ところが、この法律の宣言的なことと書いてある第一條の規定の最後の結論をこらんにありますと、この法律はその手続を助成することを目的としておるのである。何も憲法に書いておる基本的な權利であるところの團結権、團體交渉権、あるいはその他團體的のもの／＼の交渉権、さういふものを保障すると書いてはいないのである。ここに書いてあるのは、制限されたその地位の向上なり、あるいは團結を擁護する權利が何か知らぬが、ぼやつとしたお湯にもならない、ぬるま湯みたいなもので、それと團體交渉をするその手続なのである、さういふものを保護助成すると書いてある。従つてこの法律を、あなたのさういふ結論に、一般の常識ある人が解釈するかと

いうと、これは絶対に解釈しない。ここに書いてある制限された地位の向上、すなわち團結することの擁護及び團體協約を結ぶことの交渉をする手続、そういうものを目的として、本條はつくられておるのである。あなた方がそういうことを言うならば、憲法第二十八條が規定しておるような内容をきちつと書いて、たとえば本法においては労働者の團結権、団体交渉権、さらに爭議権を保障する。これによつて労働者の経済的、社会的、政治的、文化的地位の向上を期するものであると明記するならば、簡単にだれでもわかるのである。ところがこの法文を見れば、今申し上げたように諸種の制限をつけて、技術的な一つの方法のみでその地位の向上を表明し、あるいは團結の擁護の内容が、單にみずから代表者を選任し、団体交渉を行うために、自主的に労働組合を結成すること、これが書いてあるだけである。なぜ資本家とか、反動政党、反動政府、分裂主義者が、労働組合の團結権を阻害するということを明記しないのか。なぜそういう解釈が與えられるように文字を表現しないか。その点を説明してもらいたい。反動政党とか、特に多数を占めておる政党が、自分の政策、規定をもつて、労働組合を弾圧することは、憲法がある以上は断じて許されないものである。そういう点をなぜだれでも納得できるように、きちつと書き改めていないのか。この法律は、そういう一つの技術的な方法を達成することを目的としているのである。従つて労働関係における爭議を、徹底的に抑える法文であることは明白である。正当な闘争場所における団体交渉というものを、この法律は否認しておるのである。その点について御答弁を願いたい。そうでないと言われるならば、この條文を書き改めたい。どの人が聞いてもわかるような法文に書き改めることが必要である。これは憲法が規定しているものであるから言をまたないわけである。これでは單なる技術的なものとなつて来ることは、法律の常識である。この点明確に御答弁を願いたい。條文的に、法律学的に、たれが聞いてもわかるように答弁してもらいたい。あいまいなものではだめである。

○高辻政府委員 前と同じことを申し上げて何ですが、これは本筋を書いたものでありまして、それ以上の御説明はむずかしいと思います。

○土橋委員 政府は本筋だけ書いたと言われるが、こんな本筋しか書けぬと了解してよろしいのであります。あなたの方の解釈で言う本筋——これは民主自由党、吉田内閣は、憲法第二十八條の規定について、こういう本筋しか表示ができない。われ／＼の考えておるのは、そういう狭い技術的な一つのわくにはまつた、しかも労働者の人権を保障しないようなものではない。かかるあなたの方の考えはそんなものであると、かように了解してよろしいですか。

○大橋委員 ただいま土橋委員から同じことをたび／＼御質問になりました。政府からも同じようなお答えがあつたのであります。ただいまの土橋委員の質問に関連いたしまして、私も政府に対して質問いたします。

まず第一は、第一條に掲げております事項は、労働組合の團結権、及び争議権、あるいは団体交渉権、こういうものを労働者が行使する場合の手続並びに組合を設立する場合の手続、それから設立せられた組合、あるいはそれらの労働交渉の手続に対して、この組合法がいかなる保護を與えておるかというふうなことを規定してある。こういうふうなことを規定してよろしいでしょうか。

○高辻政府委員 ただいまお話がありました通りには解してよろしいと思ひます。

○大橋委員 そういたしますと、憲法第二十八條の規定と、この第一條の規定は、なるほど同じ團結権、同じ爭議権、同じ交渉権を規定してはおりますけれども、憲法というものはそれがいかなる場合においても、公共の福祉に反せざる限り、國家の権力によつて奪われることがないということを規定しておるのであるし、またこの第一條は、これらの労働組合の爭議なり、交渉なりが、どういふふうな運ばるべきものであるかということを規定しておるのである。一つは自由権の保障であり、一つはその法律によつて定められたところの、それらの組合についての法律上の別個の事項を規定してある。自由権そのものの規定ではなくて、それを行使する場合の、しかも自由権の全部ではなく、その自由権の一部について、具体的にこの法律に規定してある事項についての權利義務關係を、この第一條では規定してある。こういうふうな解釈してよろしいでしょうか。

○高辻政府委員 お答え申し上げますが、ただいまのお話でございますが、

先ほど申し上げましたことを繰返すことになりませんが、人権の保障という以上、独自にこの法律に従つて、労働組合に対しては憲法で保障されておるそのこと以上に、特別な手続、特別な救済方法を與えようという部分があるでございます。

○前田（種）委員 私は議事進行についてちよつと発言します。政府委員の答弁は、昨日と今日とまち／＼の答弁になつておりますし、信念がないと思ひます。これではこの審議は進まないと思ひます。少くとも政府のそれ／＼の立場における最高責任の地位にある者が出席して、統一ある答弁を願いたいと考えます。そうでなければ、同じことを何回繰返しても、答弁がかわつてくれれば、審議は進まないと考えますので、どうぞ委員長はそういうふうにとりかからつて、この委員会がスムーズに進行するようにお願いいたします。

○石野委員 先ほどからの高辻政府委員の説明は、やはりどうしてもわれわれにとつては理解ができない。ただいま前田委員からも、議事進行に關しての意見がありましたように、政府はもつと統一ある回答をしていただかなければならないと思ひますので、でき得るならば、委員長にそのような手続をしていただきたいと思ひるのであります。

○倉石委員長 ただいまの前田君の動議に御異議ありませんか。

（賛成と稱する者あり）

○倉石委員長 御異議がなければ、さうに決定いたしました。質疑を続行いたします。

の第一條の後段の質問をいたしたいと思ひますから、一應第一條はこれで保留しておきます。

第二條の規定につきましては、本條の規定は第五條によつて立証されなければ、本法及び労働法の手續に參與する資格及び保護を受ける資格を喪失するということになるわけでございます。立証した証明は、本法の改正案の第二十條、第二十四條によつて労働委員会、特に公益委員の権限に置かれておるのであります。その第一條、第二條のことは、しば／＼他の同僚委員が意見を述べておりますように、また公述人の多くの方々も指摘しておりますように、組合の自主性と民主性を抑圧し、ぶちこわすものであるといふふうに考えるのであります。公益委員のみの権限のもとに置かれるということは、それに一層拍車をかけるもののように理解するのであります。これは明らかに憲法の精神にも相反することにもなりますし、また組合を弱体化するように思ひますので、第二條の全体の規定は、そのように私も理解するのであります。政府としましては、これについてどのようにお考えになりますか。

○賀來政府委員 お答えいたします。第二條は現行法にもあります通り、かような状況にありまします組合は、組合として認められないという規定であります。われ／＼といたしましては、現行法におきまして使用者の利益を代表する者が加入する、あるいは主たる経費を使用者に仰いでおる、あるいは政治活動のみを目的とする、あるいは其の活動を目的とするもの、これらのものは労働組合としての資格がないとい

○石野委員 ただいまの動議によりまして、責任者が参りましたときに、こ

うので、現行法もそれを規定してあります。この現行法を明確にいたしますために、詳細にいたしたにすぎないのでありまして、現行法の通りであります。これをゆるめ、使用者側の利益を代表する者が入る、あるいは使用者から金をもらう、そのこと自体が組合を弱めるものとわれ／＼は考えておるのであります。なおこれに関連いたしまして、中立委員のみの審査に当ることは、組合を弱めるといふようなお話しでありましたが、われ／＼はさうな考え方はいたしていないのであります。今日までの状況から見ますと、中立委員のみのこれに当ることが至当と考へて、立案をいたしたのでござい

ます。

○倉石委員長 検務局長はお急ぎのようですから、前田種男君。

○前田(種)委員 私は労働大臣と検務局長同席の上で二、三の点をお聞きしたいと考へます。

第一番は生産管理の問題が正當か、合法か非法かという問題は、昨年来、あるいは一昨年来、いろ／＼問題になつておるわけでありまして、昨日もこの改正案の條項の中にあります「正當なる行為」の解釈について、相當意見が出て來ておるわけでありまして、正當なる行為の解釈についても、いろ／＼見方があるかと私は考へます。昨日大橋委員は第一條、第七條、第八條の「正當なる」という文字の解釈は、いろ／＼違ふべきが妥當だ、またこの解釈について政府は統一した姿で臨むべきだ、その結論が得られていなければ、至急に研究して次の機会まででも、この解釈を統一すべきだと言つておられました。私は大橋委員とは

反対の見解を持つております。この改正案に盛り込まれております「正當なる」というこの解釈は、文字通り解釈して至當だと考へます。もしここに一本の線を引きますならば、その線の裏をくぐつて、いろ／＼な不正行為が行われることが予想できるのです。私はあくまで「正當なる」というこの文字の具体は、個々に起きました一つ／＼の事件それ自体を見て、適當な、公正な態度で政府が臨めば、それで足れりと思へるのであると、一定の見解なり、あるいは線を引くというやり方でやりますと、結局弊害がまた生れて來るといふ点も考へますので、この点について、もう一度検務局長のお答えを願つておきたい。全体の生産管理の問題について検務局長はどういう見解を持つておられるか、あわせて御答弁願つておきたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 お答えいたします。爭議行為その他組合活動の當不當という問題につきましては、われ／＼はどこまでも、その態様の非常に複雑なことでありまして、これに對して用いる各人の用語の混乱といつたようなことを考慮して、具体的にこれを見きわめて行きたいという考へを根本的に持つております。それから生産管理の問題は、生産管理の定義そのものが、また人々によつて使い方が違ふのでありますけれども、いやくも使用者の反對にかかわらず、いわゆる生産管理をやることは、一般にいって不當であると思ひます。

○前田(種)委員 いまの局長の答弁であります。生産管理の問題も、合法か非法かというのをきめるべきものではなかつたと思ひます。これは起つた事態を見きわめて、当局が適當な処置を講ずべきだ。特に最近のように賃金不拂い、遅配が続いて参りますと、責任をのめられるために、事業主が震慄をする、あるいは責任を回避してなか／＼明確にしないというやうな場合が出て來るわけでありまして、生産管理が非法だという結論は、労働組合がむちやをやから非法だといふことが、印象的に残つておりますが、その道が、最近のように経済界の不況の事情が深刻になつて参りますと、むしろ事業主が非常に惡質な行為を行う場合があるわけですから、どうかという問題になつて來ますと、十分内容を検討しなくてはならないのでございまして、一概に生産管理は非法だと言ふべきものではないと私は考へます。結論から申しますならば、あくまでもその実態を見きわめて、これは正當にあらざる行為だ、これは正當な行為だという断定をすべきだと考へますが、この点に對する労働大臣並びに検務局長、双方からの見解を承つておきたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 検務局長もただいま申したように、普通の場合において經營者の反對を押し切つて行われる生産管理、そういう場合には不法であるといふことは決定しておることでありまして、特殊の場合、前田委員の指しておられたやうな極端な場合をういつた場合には、特殊の事情を十分考慮するといふ余地は残つておると思ひます。原則として今申したやうな、經營者の反對を押し切つて行ふやうな生産管理が非法であるといふ解釈には、かわりはないと思ひます。

○高橋(一)政府委員 生産管理が一般に不當であるといふことは、不當ではないかといふお尋ねでありました。この際生産管理に對するわれ／＼の見方を一應明らかにしておきたいと思ひます。

われ／＼は生産管理が不當だと申しましたが、ただちにこれに對して檢察の活動をしようといふふうには考へておらない。ではどういふ意味であるかと申しますと、第一に使用者側はこれに對して自由に対抗手段をとることができるといふことであります。すなわち生産管理に入らうとする前に、あらかじめ工場閉鎖することはできません。この場合に生産管理を強行しようとするれば、必ずそこにいわゆる錠前をねじ切るとか、表に立つておる番人を押しのけて入るとか、いふ現象が起るのがあります。すなわち暴力違反であります。それから生産管理に入らうとして、資材倉庫のものを取合ひするといふやうなところで、再びやういふ問題が起るのであります。次にすでに表面に労働者側が生産管理に入りまして、すなわち工場を占拠してしまつた後において、これをもし使用者側が奪還しようとするれば、そこに使用者側の暴力行為が起ります。たとへば高萩炭鉱事件のごときのものであります。そういう場合には、もちろん使用者側の暴力を許しません。そのときには、それでどうすればいいのかわからない場合に、いわゆる生産管理は正當であるといふやうな非難で、何らの救済措置もないのではないかと、何らかの誤解が、一部にあるのではないかと見受けられるのであります。この場合には自力救済は使用者側にとつてできない。

暴力を伴いますから、當然できないのであります。そのかわり私人対私人の問題を救済できない場合は、これは民事上の訴訟をいたしまして、いわゆる仮処分なり、本訴の請求なりをもつて、工場の占有といふことを、正當の軌道に乗せるといふことができるのであります。現在までに民事裁判所において数十件のこの種の事件がありますが、その際に判決その他、いろ／＼の理由を言つておりましたが、組合側の生産管理をそのまま放任したという事例は一件もございせん。すなわち全部組合側の自主的な占有といふものを解きまして会社側に返すとか、あるいはいわゆる法定管理と稱して、第三者の占有にゆだねるのであります。必らずその場合には、裁判所の監視のもとに、法律上のわくのもとでやることであつて、組合側の自主的な一方的な工場占拠といふやうなものは、本質的に異なるのであります。そういうふうな結論は、やはり生産管理が不當であるから出るのであつて、そういう意味で申しておるのであります。もしこの種の民事訴訟の結果の裁判に對して、さらに生産管理を強行しようとするれば、そこには必ず暴力違反が起るのであります。従ひまして今回の法案では生産管理を特にうたつてございませぬけれども、それはかえつてその方がよろしい。つまりできれば當事者間の對抗手段にまかせればいいのであつて、やむを得ない場合のみ國家が介入する、こういう考へ方をわれ／＼とつておりますので、生産管理をあらかじめレッテルつけて、どうしようといふ考へはございせん。しかしながら生産管理を強行しようといふことは、

暴力をあえてするという前提なくしては、どうも行いたいのではないかとわれ／＼は見ております。

○前田(種)委員 この生産管理の問題については、末端のそれ／＼の機関においては、いろ／＼行き過ぎた行為が過去においてもあつたと思ひます。檢察当局の態度においても行き過ぎた点があつたということも考えますので、この点はどうぞ末端の機関に至るまで、生産管理の問題の取扱ひ方等については、慎重なる態度をもつて臨んでいただきたいということを希望申し上げておきます。

それと相関連いたします第一條第二項の暴力行使の問題でございます。これは本委員会の審議の焦点になつておる箇所でございます。私がこの点について観点をかえて、大臣並びに局長にお尋ねしたいと思ひますことは「暴力の行使」というこの文字が挿入されなければ、現行法のもとにおいては、どうにも当局は手をつけることができないということを明確に言ひ得られるかどうか。言いかえすならば、今日ありますいろ／＼な法規によつて、現行の労働組合法においても、いわゆる暴行その他暴力を行使したというような行為に対しては、当然当局が正当な立場に立つて取締りができるはずだと私は考えます。それが今日まででき得なかつたのは、ここにこういう字句がなかつたから、でき得なかつたとおしやるのか、あるいは当局がよりやうなかつたという、いわゆる政府の責任であるのか、その反対に、ここにこうした文字を加えたために、今後は取締りができるといふ解釈ができるのか、あるいは取締りする場合、どういう法規によ

つてやられるかという点が、問題になつて来るわけでありまして。これは大事なところでございまして、双方からひとつ御答弁願つておきたいと考へます。

○高橋(一)政府委員 ただいまのお尋ねの点でございますが、この「暴力の行使」という文字が入つてからと、從來ではなぜこのやうな文字を入れたかと申しますと、從來実際に違法な争議行為として檢察の方面に現われて参りました事案の中で、明らかに労働者諸君が労働組合法を誤解しておりました、暴力もまた許されるのであるというこゝで犯したと認められる事犯が、二、三にとどまらないのであります。そのやうでは、まことに無用の犠牲者を出すということになるのであります。これはぜひとも明らかに法律に書いて、あらかじめそういうところに落ち込むことのないやうにという必要があると考へたのであります。従いまして、われ／＼といたしましては今回の改正によりまして、この種の不祥事件は從來よりは減つてくれるものというやうに期待しておるのであります。

○鈴木國務大臣 検務局長の答弁と同じであります。暴力的な行為が正当視されるはずはないのであります。これを入れておく方がはつきりする。そして効果もあるという見解を持つておることを申し上げておきます。

○前田(種)委員 令の局長の答弁を聞いておりますと、奇怪に聞えるのであります。入れてあつても、入れてなくても、同一だということを言つておられます。しかし今日の事實の上に於いて目に余るものがあつたから、入れ

ておく方がよからうという結論のやうに答弁されたと思ひます。しかしながら現行法においても、十分暴力を行使した行為といふものは取締りができず。刑法その他の法規があるはずで、それが目に余るものがあつたといふことで、取締りができなかつたと言ひますならば、これはむしろ政府当局者、檢察当局者の責任だと私は考へます。むしろ当局がなすべきことを、法の命じておることをやらすにおいて、法の不備だといふ言ひ方は、これは許されないと考へます。この四つの文字を入れることによつて、行き過ぎた今までのやうな行為が未然に防止できるあるいは取締りができるといふことを考へられますならば、これは大きな間違ひだと考へます。私はこの意味において、むしろ今日まで行き過ぎた行為を見のがして、そのまま寛大な処置をとつたというやり方——そうした好意は、ある意味においてはありがたいが、しかし國家治安の立場から申しますれば、当然取締るべきは厳として取締るといふ檢察当局の態度が、確然として行われなければならぬと考へます。そうした不備がはたして今日までいろ／＼な法規上にあつたとするならば、私はそれを認めますが、この四文字を加えることによつて、これが完備されることは考えられません。どうして当局の態度を糾弾しなくてはならぬという結論になつて参るわけございまして、この点について、もう一度検務局長の答弁を願つておきたいと考へます。

○高橋(一)政府委員 私の答へが不徹底でありましたか、十分の御了解を得られなくて遺憾であります。從來であ

りましたも、何もこの暴力の行使というやうな文句がなくても、取締りをすることが法律上もできましたし、またやつて参りました。ただ実際に検挙いたしました事件で、たとえば具体的に申し上げますと、東洋時計の上尾工場の場合、あるいは前橋の泉機械のやうな場合に、明らかに組合側が、暴力でやつてもいいんだというやうな誤解に基いて、大勢の犠牲者を出しておつたと見えるのであります。でありますから、そういうものは、今後はこういう法律にはつきりといけないと書いて、やつぱりいけないんだなあとということに自重されまして、無用にこの刑罰に触れるというやうなことがないようにというのが、われ／＼の念願であります。決してこの改正によりまして、何らかの刑罰法規というものが、つまり犯罪の種類といふものがふえるものではございません。

○前田(種)委員 今の局長の答弁を聞いておりますと、さらに私は了解に苦しむのでございまして。多数の争議團が、暴力を行使してもかまわぬというやうな認識のもとに、多数の犠牲者を出した。そのために、こうしたものを置いておくという御答弁でございますが、私に言ひますならば、先ほども申し上げましたやうに、むしろ当局の態度が明確でなかつたために、そうした印象を争議團に與えたと言ひたいのでございまして。むしろ当局が明確な態度を持つておりましたならば、決して國民が、あるいは集團をもつて争議團を結成しようとも、少くとも暴力の行使というものを是認する者はないと私は考へます。しかしこれは勢いに余つてやる行為もありま

すが、少くとも当局が——当局という意味は必ずしも檢察当局ばかりを言うのじやありませんが、それ／＼國民が間違ひないように指導し、あるいは注意をするという、指導の責任にある者があるはずだと考へます。私はそうした意味において今申し上げております。

さらに先ほど來双方から、この暴力の行使の文字が挿入されておつてもなぐとも、結局内容的には同じだということをおつしやられました。私はこの法の体裁から申し上げても、労働保護法の、しかも第一條の劈頭に暴力の行使という字句をうたわなければ、日本の労働組合運動はやつて行けないというやうなこの印象が、一体世界の労働組合に対して、世界各國に対して、どういふ結果を與えるかといふことを憂ふるものでございまして。少くとも私は、この文字を挿入することによつて、他に非常な重要な効果があるといひましたならば別でございまして、この字句があることによつて、むしろ労働組合法が非常に悪いものになつてしまつたという結論になるわけでありまして。まして保護立法である労働立法に、暴力の行使というやうな言葉を使ふべきものじやない。過日來同僚委員がいろ／＼言われたやうに、刑法その他においても、暴力行為等の処罰以外には、暴力の行使というやうな字句は一項目も使っていないというやうな現状のもとにおいて、しかも労働組合法の第一條にこういう字句を使うといふことは、はなはだばくは國のために残念だと思ひます。健全なる労働組合の発達のためにも遺憾だと考へます。どうしてこの字句といふものは、さら

に政府が考慮されなくてはならない。しかしどうしてもこれをつけなければ、今日の労働組合運動を是正することができない、いわゆる政府から言いますならば、健康なまじめな労働組合にならないという認識なら別でございませう。しかしそのことによつて、決して政府の言うようなことにはならない。むしろ逆の結果になるおそれが、多分にあると思ひますが、私は日本の労働組合運動の健全な発達のためと、日本の國の再建のために盡す労働組合の使命を思ふに思ふほど、この字句を削除していただきたいと考えますが、もう一度この点について、大臣並びに局長の御答弁を願つておきたいと考えます。

○鈴木國務大臣 御意見の根本、それから御意見の労働組合というものに對する側々たる氣持はよくわかりまして、ごもつともその点も感じられますけれども、しかし現在の段階において、この條件のもとにおいては、これを挿入しておく方が妥當であると私も考へております。

○高橋(一)政府委員 今まで政府が、やるべきことをやらずに、そうしてその結果があつたからといつて、こういう改正をするのはいかぬじやないかという第一点の尋ねと思ひますが、檢察といたしましては、先ほど事例にありました事件につきましても、ちゃんとこれを檢査し、処罰を求め、實際に有罪の裁判も受けておるような次第であります。やるべきことは実はやつておるのでございませう。それからそのほかに、いろいろ何か政府として一般に知らしめるような方法を講ずるのも、これは一つの方法かと思ひますけれども、行政府がそういう解釈をいろ／＼

發表するとかいうよりは、やはり國會において法律によつて、その点を必要であれば必要なりとするのが、よろしいのではないかと、いふふうに考へるだけでありませう。もちろんこの種の言葉をこいう法律に出しますことは、できれば私も避けたいと思つております。その点は御同感でありますけれども、しかし遺憾ながら從來、及び今日におきましても、いまだにこの改正の必要があるように感ずるのであります。

○前田(種)委員 今の答弁でございませうが、私が先ほどの答弁に對してさらに申し上げたように、こいういう字句がないと、労働組合の者が暴力を行使してもよいといふことを認めてやつておるといふような認定、これが間違ひだと私は考へます。勢い余つてさういふことになつたかも知れませんが、少くとも今日労働組合を結成しておる者が、暴力を行使してもよいといふようなことを、是認しておるものはないと私は考へます。たゞ／＼さうした事件があつたことを指摘されたのでありますが、それはたゞ／＼起きた事件の處理でありまして、さうしたことを是認する者があるから、暴力の行使といふものはいけないといふ文字を労働組合法に使用しておけば、さうしたことはなほいふことになるだらうといふ親心は、なるほどけつこうです。しかしそれによつて實際問題がうま／＼あるいは少くなるものではないと私は考へます。私はさうしたことは、むしろつとほかで、高い高い立場から、國民教育の必要があるかと考へます。ここにさうしたことを挿入することによつて、防げるものではないと私は考へるのであります。

ます。しかもこの暴力の行使という解釈が、複雑多岐であります。この解釈によつて、容易に結論が得られないやうな字句を使うといふのは、さらに私が過目申し上げましたように、これを口実として、労働組合に對して官憲の干渉の糸口を與へ、中央の官憲の幹部は、今答弁されたやうな氣持でおられるかも知れませんが、全國末端に至りますところの官憲の態度といふものは、必ずしも中央の幹部の意思通り動くものではございませう。この法規の命ずるままに、あるいはかつてな解釈によつて、労働組合に必要以上の干渉をするといふ口実が設けられるのでございませう。それから來るところの結果といふものは、労働組合の健全なる発達でなくして、むしろ必要以上に労働組合が官憲との間に對して、あるいは政府に對して、あるいは社会全体に對して、いろ／＼な点が話題になるやうなことを惹起するおそれがあるやうな、さうしたものは、いわゆる載せても、載せなくとも同一だといふやうなことでありませう。たゞ／＼削除した方がよいのではないかとさういふ私は考へます。この点に對する答弁がいただけますならば、もう一度お願いしたいと考へます。

さらに私は質問を続けたいと思ひますが、他の人の質問もございませうので、一應私の質問は留保いたしてこの程度でおきたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 運用が濫用におたるのではないかと、御心配の点は同感でありますので、運用につきましても、もちろん十分に注意をいたし、この國會における審議の経過なんかも、十分に末端に傳へるつもりでおります。

○石野委員 今の問題に關連しまして——ただいまの前田委員の質問に對します最後の御答弁でありました運用に關するところは、國會における審議なども末端に十分浸透させるつもりだといふ御言葉でありました。先ほど局長の説明によりまして、この暴力行使といふことが、書いてあつてもなくても、すでに今までもその筋において十分なることをやつておつたのだ。こいういふやうな御説明がありました。その通りだと思ひます。至るところで、そのために、かえつて労働者が迷惑をこうむつておる事例がたくさんあつたと思つておる事柄がたくさんあつた場合におきまして、暴力行使云々といふことが書いてあつた、ないにかかわらず、官憲がこの文字から來るであらう労働運動に對する介入なり、あるいは官憲の支配といふやうなものが、その集會に及ぼされた例が多々あるものであります。私も憲法の第二十一條において集會の自由を確保されておりますし、また労働組合十六原則の第三項におきまして、自由な集會、言論、出版並びに放送施設利用の權利を有すべきである、労働組合に對して差別待遇をなさるべきものでないといふことが、はつきり明示されておるのであります。今日この暴力行使の規定が置かれます場合には、從來でも、この條項がなくとも官憲がすでにやつておつたことを、前田委員も言つておるやうに、呼び水を注ぐやうな形になつて、官憲の労働運動に對する介入なり、支配なり、干渉といふものが、起きて來るであらうといふことを心配するのであります。局長の説明によりまして、なるべく下部にまでこのやうな國會におけ

る審議状況を浸透させて、注意するのだといつておりますが、それだけでは私たちはとても満足できないのでございませう。全國の労働者はそれで満足できない、私は從來い／＼な官憲の労働運動に對する圧迫なり、干渉といふものをま／＼と見ておる、昨年の八月二十八日における日立におけるあの事件のごときも、明らかに官憲の干渉であつたとわれ／＼は見ております。また去年三月大阪においても同じやうな事件が起つておりますし、北九州においても、またこれに類似のいろ／＼な事態が出ておる。ここのやうなことから考へますと、この條項が入ることによつて、將來非常に官憲の労働運動に對する干渉が容易になり、しかもきびしくなつて來るであらうといふことを考へるのでございませう。檢察當局としましては、ここのやうなことに對して特に何らかの御配慮をされておるか。それは全然考慮しなくてもいいといふのであるか。その点をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 ただいまのお尋ねの点は、直接労働運動という問題ではありませうけれども、これと密接な關連を持ちます集會、あるいは表現の自由の問題であります。御指摘のやうない／＼な事件がございませうが、私も自分らの力のできる限り、憲法的な解決をいたさうと思つて努力いたしております。この程度で御了解願ひたいと思ひます。

○石野委員 ただいまの説明だけでは非常に納得が行かないのでございまして、特に暴力の規定につきましても、いろいろ議論のあることは、昨日來盛んにこの委員會において論議されておる

ことでも明らかであります。暴力それ自体についての疑義についてはさしおきまして、この暴力行使云々という條項が入ることによつて、最もわれわれの憂うことは、その点から来る官憲の介入ということが危懼されるから、特にこのことが大きい問題として論ぜられるのだ。もしこのことがわれわれの予想するような形において、官憲の労働運動に対する干渉、介入ということになつて参りますならば、この條項はやがて、かつてありました治安維持法のような形へ逆行する一つの呼び水にもなるというように考えるのであります。この点について積極的な——このような條項を労働者に押しつける改正案を持つ以上は、それに對処する考え方を聞いておかなければならぬと思うのでございます。私たちはこのような條項は、他の法律によりまして十分律せられるものであり、ことさらに労働組合に対して——個人としてのものでない労働組合に対して、こういう規定を必要としないというように考へております。どうかひとつこの法案を決定するにあつての当局の、特に檢察当局における、今後そういうような不備を来さないような着意を、はつきり知らしておいていただきたいと思ひます。

でも、これは直接の指揮権は限られた場合のみでありまして、一般的にはございせんけれども、十分に各種の連絡の機会を利用して、徹底をさせたいというふうな考へておるのであります。それから特に重要な事件等につきましては、常に注意しておりまして、その個々の問題につきまして、始終これを調査いたしまして、改むべき点があれば、次の機会に再びそれを取りさぬようにというふうな手を、現在もいろいろ打つておるのであります。

○鈴木國務大臣 ただいまの点は、私自身に対する御質問であつたかどうか存じませんけれども、重要な点でございまして、私からも率直に考へを申し上げておきます。あの言葉が官権の濫用というふうな意味に使われるということは、立案の當時から毛頭考へておりませんし、もし不幸にしてさうなことになるならば、立案し提案した私どもの趣旨とも反するものでございまして、私どもはこの点につきましては、そういうことがないようには、十分注意いたしたいと思ひます。

○春日委員 ただいま、ついでにちよつとはさみたかつたのでありますけれども、この前の前か、いつかの會議で政府委員の方から、大体労働組合は昔から見ればずいぶんおとなになつて來た、團體交渉なんかも上手になつて成果をあげているという報告がされておる。そういうことを頭に置けば、もうずつと古い昔の東洋時計の問題だとか、それから先の北海道の人民裁判の問題にしても、もちろん労働者の側から言へば、言ひ分はいくらもあるのだ、しかしそんなものを一つか二つ引出して來て、だから暴力を入れなくち

やならぬということには、私はならぬと思う。もうずつとおとなになつたのですから。しかもこういうものを入れることによつて、先ほど前田君の言つたように、大阪の事件とか、日立の事件とかいうように、官憲の暴力が促進されるおそれがあるということ、もしもあなた方の論理で行つて、人民裁判があつたから、東洋時計の事件があつたから、今後ともそういうおそれがあるというのなら、大阪の事件があつたから、日立の事件があつたから、官権の濫用されるおそれがあるということ、も当然成立つわけですから。もしそういう論理で、この暴力云々ということはどうしても入れなければならぬというのなら、それに並べてもう一つ但書を入れて、但し官憲はいかなる場合においても、不当に暴力を行使してならぬ、これをつけ加へるべきだと思ふ。さうでなければ私は片手落ちだと思ふが、どうですか。これはよくつじやない、實際の問題です。

○高橋(一)政府委員 具體的事例としてあげましたのが、時期が古いじやないか、今日はそういう必要はないじやないかというお尋ねであつたのであります。どうも現実の事件を見ておりますと、決してそれは言えないやうに考へておるのであります。それから官憲の彈圧につきましては運用上十分注意いたしまして、その点はそういうやうなことの起らないようにして参りたいというふうな考へております。

が、今日は相当時間がありますので、中身として、暴力の行使という内容は、この規定に該当するような場合、どういう場合をあなたの方で考へなつておるか。單純暴行の場合、あるいは脅迫あるいは暴行という行為のどの程度のことをあなたの方では予想されておるか。たとえば私はこの暴力の行使という言葉は、團結権を守る場合にも、当然いろいろな暴力の問題が起つて來ると思ふ。また團體交渉をする場合にも起つて來る。特に一番重要なものは、爭議行為でストライキを敢行する場合に一番起つて來ると思ふのであります。この三つの場合を考へてみた場合、その他大衆的な行動の場合にも暴力ということが問題になると思ふのであります。そういう場合において現刑法の立場、あるいは輕犯罪法、そういうような法律技術的な立場において、一体この暴力の行使というのはどの程度が免責をされ、どの程度が罰せられるか、その中身をひとつ説明していただきたいと思ふのであります。

○高橋(一)政府委員 暴力と申しますのは、前にもお答えいたしましたやうに、不法な暴力の行使でありまして、刑法の罪名で言いますと、暴行のすべて——器物毀棄、いわゆる器物損壞のすべて、それに該當する傷害、殺人なんかももちろんであります。傷害等であります。脅迫などとなりますと、暴力という意味から言ひまして、通常の程度のといひますか、輕い程度の脅迫を、普通暴力というふうにはわれわれは常識的に理解しないのじやなからうか、というふうな考へておるのであります。ただ強盜罪が成立するような

場合のいわゆる脅迫、すなわち相手方の反抗を抑圧する程度のきわめて強度の脅迫であります。そういうものはやはり暴力というふうな考へられるであらうが、しかしこれらは今後の研究問題であると思ひます。しかしそれが暴力に入るにしても、入らぬとしても、その程度の脅迫などが、いわゆる不当なるものであるということはもちろんでありまして、要するにここに「暴力の行使」と書き上げましたけれども、何と不当なるものが暴力の行使に限られるという趣旨ではございせん。従いまして、たとえば團體が一つになるための、爭議をやる場合のピケツティングの際に、相手方がどうしても仕事場に入らぬのを、かりにぶんなぐると思ふすれば、これは免責されません。但しそのとき／＼の事情によりまして、一々そういうところまでやつておつたのでは——全体としては、大体ごくまゝな爭議行為をやるうとしてゐるのに、たま／＼若い人が氣があつてさういうことをやつたというやうな場合に、それがあつたからといって、すぐ飛び出すということとは、これは必ずしも運用上やるべきでない。しかしこれは免責されるというのではなくして、要するにそれは情狀を酌量すべき問題で、たとえば起訴猶予にするとかいう問題であると思ひます。

○土橋委員 ただいまの御説明で、大体あなた方の御説明の内容はわかつたのであります。それならばただいまのやうな説明で、反抗を抑圧する程度の暴行、あるいは脅迫を加へるというやうなことで、普通の場合には罰せられる。こういう御意見ならば、何らここに規定を入れる必要はないので、現行

刑法においても、ただいまの單純暴行罪にしても、傷害罪にしても、すべて相手方の反抗を抑圧する程度にいたした場合に、処罰いたしておるのであります。そうしますと、中身の理論においても、刑法各條が規定しておるような犯罪構成要件を充足する場合に、初めて罰せられることになるのでありますから、そういったしますと、この前も私質問申し上げて決定的な解釈の内容がなかったのであります。それならば刑法各條がちゃんと保障しております。生命、身体、財産、器物に対する傷害なり、あるいは器物毀棄というようなことについては、ちゃんと刑法が各條で書いておるのであります。そうすると、どうしてもあなたの御説明ならば、それ以外の場合をもなお含める、こういう場合にはこうなるのだというこの説明がないと、この規定は、今の内容の説明においても、どうも刑法の規定をそのまま御説明になつたやうでありますので、何らここに特別に暴力の行使はいかぬということを入れるまでもないのであります。これが第一点であります。その点についてはお御所見を聞いておきたいと思ひます。

第二点は、こういう行為は、労働組合側のみを対象としてお考えになつておるから、そう考えられるけれども、こういうことをやるその基本的な挑発行為というものは、むしろ資本案側に九十パーセントも九十五パーセントもあると私は思うのであります。現在のやうな経済は、非常に労働階級にとつては困窮状態になつておる。そういう過程においては、特に労働階級としては団体交渉をする場合でも、争議行為

をする場合でも、そういう必然的な過程に追い込まれておる政府の責任が第一あるであらうし、また資本案側がそういう政府の政策に便乗して、争議行為を誘発する。どうしても労働組合としては正当防衛をやらざるを得ない。自分の労働権を守るため、特に労働権は生命権なり、生存権なり全人格を打込んでおるものでありますから、そういうことに対しては、どうしても緊急避難行為もあるであらう。正当防衛も行われるであらうということ

は、刑法が規定しておりますが、そういう場合において、資本案側が行う場合、あるいは官憲が行う場合も同様であります。意識的にこれを挑発するといふことが間々あるのであります。これは御承知の通りメーデーの場合を見ましても、労働者側には司會者があつて、責任を持つて団体行動しているのに、たくさん警官が寄つて来る。何も寄つて来る必要はない。にもかかわらず何か知らぬが、従來の例によるとたくさん寄つて来る。こういうことはある意味においては労働階級に対する一種の挑発的なものだと思うのであります。そういうやうなことがあつたときに、たとえば予定のコースなり時間どつているとか、あるいは歩き方がどうであるとかいうやうなことで文句を頂戴する。労働階級は、何を言つてゐるのだ、われわれはちゃんとやつてゐるのじやないかというので、いさか

いを生ずる。そこで大きな声をして、このやうと言つたときには、その問題だけで、一種の單純暴行罪が成立するといふやうなことになる。法的內容の解釈自体についても非常に困難を生ずるのであります。従いまし

てそういうやうな個々の單純暴行も入るのだ、しかしながら、これは必ず反抗を抑圧する程度のものであるといふことが條件になつてゐる。そうすれば、もとに帰ります。刑法の規定と何らかわらない、こういうことにならうに考へるのであります。それでもなお違ふといふやうな事例なり、御意見があるであらうでしょうか。

第三点は、資本案側の諸君が暴力行為を行う場合は必ずあると思ふ。現に私の知つておる西多摩の日本セメントの工場においては、いわゆる資本案側の諸君が一種の暴力團になつて、会社のブローカーを使つて、組合側がどうしても憤激をせざるを得ないやうな状態が起つておるのであります。この人の名前は、この前申し上げた益田道義という人でありまして、この方のいろいろな経歴について、私はよく存じておりますけれども、こういう方が意識的に会社に乗り込んで、そうして課長なり、あるいは工場の主任をどん／＼あごで使つて、ああやれ、こゝやれといふやうなことで、どうしても労働組合が、この挑発的な行為に反撃せざるを得ないやうな場合でも、正当防衛と認めないか、そういう場合は正当防衛として当然但書の免責規定に當るかといふことについて、お伺ひしたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 どうも私の御説明が下手でありまして、御了解を得がたいのが残念であります。この労働組合法第一條第二項の規定は、いわゆる違法性の問題でありまして、刑法その他の罰則もありませんけれども、たとえば刑法のいゝ／＼な犯罪がござい

す。それに當る場合であつても、こういう場合には処罰しない、こういうこととあります。それで今回の改正の、暴力の行使の場合は云々と申しますものを入れた結果、どうなるかといふことになりました。そういう刑法各條の罪の中で、たとえば暴行罪に當つたとか、あるいは傷害罪に當つたとか、あるいは器物の損壊罪に當つたとか、あるいは監禁罪に當つたといふやうな場合には、これはもう違法性といふ問題を生じないといふことになるのであります。決してそれらの罪のほかに、また別の何か暴力行使罪といふやうなものをこゝでつくつておるわけではございません。なお十分であります。か

しませんが、一應御説明をします。そういうことになると思ふのであります。○倉石委員長 土橋さんいかがでしようか。先ほど石野さんの御発言中、関連質問でということでおやりになつたのですが、こういうふうになると、石野さんの質問がどこに行かれたかわからなくなりましたので、どうぞひとつ……

○石野委員 私は先ほど第二條の問題につきましまして質問いたしまして、途中で切れてしまつたわけでございます。第二條の全般を通じて、この改正法案は労働組合の自主性と民主性を抑圧して、かえつて労働組合を弱体化するであらうといふふうに、私たちは見てゐるがどうかといふことに対して、賀局長は、そうではないといふ御返事があつたのでございます。しかしこの條項の但書からずつと出ております一、二、三、四、五といふやうなものは、どう考へても、私たちにとつては、労働組合の自主性と民主性を

を、法の力をもつて抑圧するものであるといふふうに考へざるを得ないのでございます。私たちはこういうやうな問題は、どこまでも團結権あるいは極東十六原則の第三項である労働組合は何らの差別待遇なくといふ考へ方に基きまして、組合員である者に対しての法的な干渉が行われるべきではないといふふうに考へておるのでござい

ます。ことに第二條の但書第一号の問題のごときにつきましては、これは從來の例から見ましても、幾多の労働組合の中において、この條項から、非常に政府が御心配しておるやうに、御用組合的な組合が出たとは考へられないのでございます。ことに政府から出されておりますいゝ／＼な参考資料を見ましても、多くの組合はここに書かれてあるやうなことは、もうすでにやつておるのでございます。先ほど賀局長は、ほとんど大多数のものは非常によくなつて来ておつても、一部のごく少数のところでも悪いことがあれば、それを規定すべきだ、こういうふう

に言われたこの考へ方と、いわゆる保護法であるといふ考へ方との相反する点、どこまでも私どもにとつては、つかなければならぬ問題だと思ふのであります。こゝにいう考へ方のため、に、いわゆる角をためて牛を殺すやうなことになるのではないかと、いふに考へておるわけでございます。いわゆる非組合員の問題が、どのように今後労働組合の中に現れて来るかといふことについての、私たちの非常に大きな危惧を、政府としては何ら考へていないのであります。これについては、たとえば非組合員といふものが出て参ります。非組合員が出たと

きに、非組合員たる者がどのような憲法上の保障を得られるか。これを特に私はお聞きしたいのであります。この

の考え方を、ひとつはつきり御説明願いたい。

○賀来政府委員 お答えいたします。

御意見によりますと第二條の規定は、たとえ但書の二号によりまして御用化するものではない。こういう御意見であります。現にわれ／＼は使用者側におきまして、今度、専従者の経費を支出することを全然禁止することはいかぬ。これは使用者として組合が非常に強くなるので困るという意見を聞いておるくらいであります。これを逆に申しますならば、これはわれ／＼から言いますと、かような金をもらいますことは御用化するおそれが多分にあるものと見ておるのであります。

今度の規定によりますと相当数の非組合員が出るではないかというお話であります。われ／＼は四分の一に達するものとは考えておりません。ただ現在は課長、部長という名目でもつて非組合員の線を切つております。非常に少ないということになつておりますが、今度の規定によつても、さうな数になるうとは考えておりません。ただ幹部組合の問題につきまして御意見がありました。これはあの名前を幹部労働組合という扱いをしたために、非常に大きい誤解を受けたのであります。現行法におきまして、もし國鉄の組合において課長助役、あるいは区長を全部非組合員とするという、組合員みずからの決定がありまして、これらの課長、区長、助役が組合をつくることは許されておるのであります。小学校の校長先生は全部非組合員にすべきであるという教員組合規約ができましたならば、これらの校長先生が一つの組合をつくることは現行法でも認められておるのであります。ただ現行法の施行にあたりまして、労働委員会はさうな組合は妥当でないというので、従来は認めないという慣例をつくつて参つたにすぎないのであります。今度の法案にいたしまして、やはりその行き方については同じことでもあります。ただ組合側あるいは使用者側が反対いたしましたような趣旨の幹部組合、すなわち中間におつて漁夫の利を占めたり、あるいは組合の分裂の傾向を來すというやうな幹部組合のつくり方は、これはわれ／＼としても妥当でないと考えております。それらの人々が組合をつくつて自分らの保護に當る。あるいは地位の向上を團結の力によつてやつて行くということ自身は、何ら禁止はされてないのではありません。かように申し上げますれば、これらの保護や、これらの組合のつくり方、組合の行動というものを非常に労働組合大衆は危惧されておるというその氣持はよくわかりますので、規定として出すことは、これを削除いたしました次第でございます。

いま一つは賀来局長はさきに三年間の経験にかんがみていろ／＼と善処したのだ、特に労働者側の声を聞いたというところの中に、幹部労働組合を第二次試験からはひつ込めたではないかということを言つておる。私たちの見るところからいいますと、この非組合員の取扱いは、必ず幹部労働組合の精神に基いてまた取扱われるものであらうと思うのであります。この二点について、第二條の規定から来る政府側の

○石野委員 ただいま賀来局長からの御説明があつたのであります。非組合員となる人員がどのくらいあるかというところについては、これは調査をすればわかることとございますので、四分の一だとか、五分の一だというところは私は申しません。しかし非組合員が相当数出るといふことだけは、政府当局もおわかりになつておることと思ふのであります。そこでこの非組合員になつた労働者諸君、この諸君に對して、憲法の保障はどのような形に、おいてなされようとするのであるかと

○賀来政府委員 労働者の保護に關してでありまして、憲法の規定に基きましていろ／＼の關係法令ができております。労働組合をつくつた場合の、その組合といたしましての、すなわち本法案の二條、五條に該當いたします組合としての保護は受けられませんが、その他の關係法令におきましては、これは受けられると考へます。

○石野委員 ただいまの御答弁で非常に私どもとしては驚くのでございます。組合を結成した場合に、本法第二條、第五條によるところの法のいわゆる保護を受けることができないということになります。これは本法のただ二條、五條の保護だけなくして、本法全体のやはり保護を受けないことに該當することだと私は理解するのであります。特に第五條の規定によりまして、その手続に參與する資格も、有しない、またこれらの法律に規定するところの救済も與えられないということになつて來るのであります。これらの多数の人たちが、労働者としての権利は憲法上認められておるにもかかわらず、團結権、交渉権、団体行動権もほとんど法律的には保障されない。擁護という言葉も言つておりましたが、擁護もされないことになつて來るのであります。これでも政府としては、これらの人々が労働者であるといふことを、お認めになつておるのであります。ようか、どうでありましょうか。

○賀来政府委員 われ／＼といたしましては労働者と労働者でない者は、本法第三條で定めております。非組合員と組合員の範圍は切つておりますが、これは白と黒と、はつきりわかれておるわけではないのであります。われわれは一労働者という立場におりまして、家に帰りますと、女中を使うということもありまして、私が先ほど申し上げましたのは、二條、五條の條項に該當する労働組合につきましては、これは本法並びに労働法におきます手続に參與し、救済を受けることができない。これを具体的に申しますと、労働委員会によりまして、いわゆる不当労働行為の処置に關する原狀回復の手続に參加し、その救済を受けることができる、また労働法の手続に參加することができる、といったのであります。ただいま私が例示いたしましたやうな組合は、二條、五條の組合ではありませんが、それ以外の労働者といつて、これは團結することは、これは認められております。それからその團結いたしました組合の人たちが、使用者側の処置がはなはだしくからぬというので、それを要求いたしました、団体交渉をいたしますことも、認められております。それに関連いたしまして、争議をやるといふことも、何らさしつかえはないのであります。ただその際には、二條、五條の労働組合としての救済は受けられないといふのであります。労働法におきましては、争議團という形において、労働委員会はその調整に當るものと考えておるのであります。

○石野委員 ただいまの御説明は非常に理解できないのでございまして、本法による保護は受けられないけれども、團結権もあるいは団体交渉権も争議権もそれは認めるのだ。しかしその団体交渉権なり、あるいは争議権とい

き、非組合員たる者がどのような憲法上の保障を得られるか。これを特に私はお聞きしたいのであります。この條項の第一号に掲げてあるやうな規定内容からいいますと、さきに春日委員からも指摘せられましたやうに、たとえ東芝のごときはその二万数千人のうち約六千人の人員がこれに該當する。またたとえば日本製鋼の会社から出されております労働協約の内容を見ましても、ほとんど組長級の者が、この規定内容に該當するものとして規定されておるのであります。私も実際に工場に働いておりましたが、その場合組長とか、班長というやうな立場にまで入つて來ます場合には、どのような工場においても、おそらく従業員の四分の一までは、これに該當することになつて來ようと思はるのであります。

この四分の一にも及ぶやうな人員が非組合員として、いわゆる労働法によるところの組合員になることができないというところは重大な問題であります。政府はこのやうな非常に多くの労働者に、どのような非常な保障を保障する労働権を保障するのであるかという点について、ひとつお伺いしたい。

○賀来政府委員 お答えいたします。御意見によりますと第二條の規定は、たとえ但書の二号によりまして御用化するものではない。こういう御意見であります。現にわれ／＼は使用者側におきまして、今度、専従者の経費を支出することを全然禁止することはいかぬ。これは使用者として組合が非常に強くなるので困るという意見を聞いておるくらいであります。これを逆に申しますならば、これはわれ／＼から言いますと、かような金をもらいますことは御用化するおそれが多分にあるものと見ておるのであります。

○石野委員 ただいま賀来局長からの御説明があつたのであります。非組合員となる人員がどのくらいあるかというところについては、これは調査をすればわかることとございますので、四分の一だとか、五分の一だというところは私は申しません。しかし非組合員が相当数出るといふことだけは、政府当局もおわかりになつておることと思ふのであります。そこでこの非組合員になつた労働者諸君、この諸君に對して、憲法の保障はどのような形に、おいてなされようとするのであるかと

○賀来政府委員 われ／＼といたしましては労働者と労働者でない者は、本法第三條で定めております。非組合員と組合員の範圍は切つておりますが、これは白と黒と、はつきりわかれておるわけではないのであります。われわれは一労働者という立場におりまして、家に帰りますと、女中を使うということもありまして、私が先ほど申し上げましたのは、二條、五條の條項に該當する労働組合につきましては、これは本法並びに労働法におきます手続に參與し、救済を受けることができない。これを具体的に申しますと、労働委員会によりまして、いわゆる不当労働行為の処置に關する原狀回復の手続に參加し、その救済を受けることができる、また労働法の手続に參加することができる、といったのであります。ただいま私が例示いたしましたやうな組合は、二條、五條の組合ではありませんが、それ以外の労働者といつて、これは團結することは、これは認められております。それからその團結いたしました組合の人たちが、使用者側の処置がはなはだしくからぬというので、それを要求いたしました、団体交渉をいたしますことも、認められております。それに関連いたしまして、争議をやるといふことも、何らさしつかえはないのであります。ただその際には、二條、五條の労働組合としての救済は受けられないといふのであります。労働法におきましては、争議團という形において、労働委員会はその調整に當るものと考えておるのであります。

○石野委員 ただいまの御説明は非常に理解できないのでございまして、本法による保護は受けられないけれども、團結権もあるいは団体交渉権も争議権もそれは認めるのだ。しかしその団体交渉権なり、あるいは争議権とい

うものが、本法の保護を受けないで行われるような場合、どのようににそれらの労働組合を利益するか、これはおそろしく赤ん坊が見てもわかる。法的には何らそこには保護されるものがないのであります。そういうような組合を認めても、これはまったくナンセンス。こんなことで労働者の権利が保護され、憲法二十八條の精神が生かされるものでないと思ふ。第七條の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈すべきではないというように、ことごとく言つておるのであります。これを、こんなことはまったくナンセンス。こんなことで労働者は決して救われ、この法の保護を受けない労働組合というものが、どういふ形になつて行くか、それらの人をそれとやほんとうにどういふところで保護してやろうというのか、その法律はどこにあるのかという点について、はつきり御説明願いたい。

○賀来政府委員 お答えいたしますが、私も用語が間違つておつたと思ひます。訂正いたしますが、石野さんの言われる、本法による手続に参加し、その保護を受けるというものは、保護でなく、救済ということになつております。救済というのと保護と大分違つておつた。救済と云ふのは、具体的に申しますと、労働委員会が、労働組合及び労働法にはいろいろ保護の規定もありません。それらは受けられるというのであります。た

だいまお話の、それらの労働者はどうして保護を受けるか。これは基準法はもちろん全部に適用になつております。私が申しましたのは、これらの二條、五條の組合の者は、これは手続に参加し、その救済を受けられるというのであります。その他の労働者は團結し、団体交渉し、あるいは争議行為を行うことには、何らの制限も加えていないのであります。憲法のそれらの規定の通りであります。

○石野委員 どうも説明が非常に苦しいように思ふのでございまして、保護と救済ということは——とにかく政府の案は、非常に用語をたくさん使つて、ごまかそうとするような意図が、各所に現れておる。救済でも保護でもよくしうございしますが、いずれにいたしましても、この改正にあつての大方針としては、この法が労働者に対する保護法であるというところは、前提としてうたつておるのでございまして、救済もまた他の保護の一環になるというふうには私どもは考えておるのであります。それはいづれでもよろしうございします。しかし、とにかく局長さんが言われますように、そのような形で與えられるいわゆる保護であるか——救済はされないけれども、保護はされるのだというように、今この労働者がおそらく餓死するかも知れないというように、徹底的な労働権の行使ということが、できると思ひになつておるのでございします。

さへ守れないということになりますれば、憲法で保障された権利に基いて、それらの行動をするのだと思つておられます。

○石野委員 憲法に基いた行動をするであらうというところは賀来さんの見解でございしますが、しかしそれが法で何らの保護も、あるいは救済も與えられないというところになる。しかもこの救済規定のそれに当てはまるところのものは、労働法にいたしましても、あるいは本法にいたしましても、すべてが労働者のいわゆる権利の大筋を行くものである。ほとんど大筋のものはみな救済規定の中に入つておる。こういうふうになつてしまつたならば、おそろしく労働権の行使というものが無意味なものになつてしまふことは、これはだれが見てもわかつておる。そのようなことがこれらの非組合員に與えられる保護であるというようなことは、まったく私どもとしても、何べんも申しますけれども、これは子供だましのことである。こういうふうになつておるわけでありまして、これはいくら話しましても討論のようになつてよくありません。私どもは、いづれにいたしましても、私どもは、いづれにいたしましても、組合員の取扱ひというものが非常に労働者にとつての権利剝奪である、こういうふうに考えておるのでございまして、この点についてだけ、ひとつ局長の明快な御答弁をいただきたい、こういうふうになつておるのであります。

○賀来政府委員 繰返して恐縮であります。規定は、これらの要件を備えた組合は、労働組合法及び労働法の規定する手続に參與し、その救済を受けることができるというのであります。これは具体的に申しますと、労働委員会におきます原状回復の命令に關します手続及び救済を受けることができる。また労働法によります調停、あつせんの手続も受けることができる。その他の組合につきましては、労働法によりますあつせん、調停を受けることもやはりできるのであります。ただ労働委員会の原状回復の命令が、七條——一號は違ひますが、二號三號におきましてはこれは参加することができない。こういうだけあります。

○石野委員 もう一つだけ確かめておきたいのでございしますが、そういうような非組合員の間で、組合と組合とでは、御用組合であるということだけは、はつきり政府は認めておるのでございしますか。

○賀来政府委員 厳密に解釈いたしますと、校長だけがつかつておられます組合は御用組合とは考えておりません。ただそれに上平の言ひますが、使用者と被使用者の關係にありますが、加はりまして、これは御用組合ということになるのであります。

○石野委員 ただいまの問題はこれが一應おきまして、法務總裁がおいでになつておられますので、先に第一條の問題で、問題になりましたものを一度お尋ねいたしたいと思ふのでございします。第一條の規定は、これは政府の説明によりまして、本法改正のいわゆる宣言規定でありまして、そうしてそれは憲法二十八條をより一層具体的に記述したものである。こういうふうになつておるのでございします。私どものこの條文を讀む方と

いたしましては、政府の説明によつて、憲法二十八條、あるいはまた労働組合十六原則の精神によつて、より具体的にそれが記述されたものであるというふうな理解されないのであります。ことに現行法の規定ではつきりしておつたものを、一層その範圍を狭めて、かつまたその理解の仕方を弱めるといふ方向に、記述されておる。特にここで記述されておられますところの團結権にいたしましても、あるいはまた団体交渉権にいたしましても、あるいはまた争議の行動権にいたしましても、そこではどの條文をとりまして、交渉上においてもとか、あるいは交渉するためにというふうな、こういう制限規定がされておるのであります。憲法二十八條における保障というところに対して、大きなわくをかけた規定であるというふうな考えをおるのでございします。この点に關しまして、法務總裁はどのようにお考えになつておるのでございしますか。

○殖田國務大臣 お答えいたします。憲法第二十八條と、第一條との關係であります。この法律が憲法第二十八條の基礎に立つものであることは、申すまでもないことでありまして、結局第二十八條の、いわば土俵の上におきまして、必要と認められる事項を立法しよう、こう考えておるのであります。憲法の保障という文字から見た場合には、これを上まつた規定も設けておるわけになるものであります。平面的の問題として見ますと、二十八條でカバーする事項のうちに、基本的なものを取上げた、こう言つてよからうと思ふのであります。幾何学的にこ

ておるのでございます。私どもは、この條項の第二項には、前項に掲げる目的をというふうに受けて、いわゆる免責規定というものがされておるのでございまして、この受け方からいたしますと、今法務總裁が言われましたように、憲法で規定しておるものの土俵の上に立つて、必要なものだけをここに書いたということだけでは、これは非常に組合側にとつては不利な立場になつて来るのであり、しかも憲法二十八條が規定しておる所の保障というものが、ぐらつて来るというふうなまでも考えるのでございます。この点につきまして、特に先ほど問題になりましたいわゆるこの保障という文字と、それから擁護するという文字の見解でございしますが、私どもは憲法によつて保障されたところのものが、いわゆる労働者にとつて權利として存在するものであるというふう

○石野委員 擁護が保障よりも上まわっているというお言葉でございます。これは先ほども高辻政府委員が言われておりましたけれども、これに対して私どもは大きな疑義を持っているのでございます。私たちは保障されるという場合においては、いかなる場合においても、そのことは労働者にとつての権利であるというふうに考えておるのでございます。けれども擁護されるということについては、その権利というものについての建前が非常にぼやけて来る、こういうふうに考えております。先ほど高辻政府委員の説明によりますると、保障というものは制限がないのである、こういうふうに言われておつた。この擁護するという問題については、その擁護する建前からするところのいわゆる行爲は、それを受ける者にとつては非常に受身の立場になつて来るのでありまして、権利の立場

ります。決して弱めるものではないと思ひます。

○春日委員　ただいまの大臣の答弁は、大臣の立場からすれば、擁護ということは保障を強めることになる。これは私は間違ひではない、確かにそうだと思う。私どもの方は、それだから困つておるのだと言つておるのです。われ／＼の方は、実際に保障されておれば、絶対的に手をつけれないのだから、團結を保障すると言へば、われがどう團結しようとか干渉されないし、どう規約をつくろうとか干渉されないと思うけれども、あなたの方では、それ以上に強いものとして、具体的内容で、第二條なり第五條なりできめてもらつて、そうしてその無制限な保障をさらに——保障の場合は、あなたの方では手を出さなくともいいのに、手を出して来て、労働組合はこの型でなければいかにぬという。だからあなた

のいろ／＼な箇條は抜きにして、現行法をちよつと見ますと、本法は團結條の保障となつております。改正案の箇條を見ますと、團結することを擁護するとある。この文字が、現行法に比べて、さらに廣い、高い立場で、團結條が守られたとは、何人が解釈して考え得られぬと私は考えます。私はこの團結條の保障という現行法の文字、憲法二十八條の規定と、改正案の、今読みましたところの團結することを擁護するというの意味とは、何といへども團結條の保障がこの方が上まわつておるという解釈はできませんので、これは専門家の佐藤局長から、もつと明快な御答弁をお願いしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員　ただいま法務総裁から數回にわたつてお答えを申し上げましたが、私は御承知のように純粋な立法技術者といたしまして、この文

したように、團結權の保障という憲法二十八條の明快なる規定を、ここでし上げますところの團結することを護るということの意味で、絶対に侵すものではないという確信を持つて答ができますか。私はどうも確信を持つて憲法二十八條なり、現行法の團結の保障というものをそのまま、あるはそれ以上に擁護するものではないように解釈されてならぬのでございませうが、もう一度、大事なところでござますから、この点に対する佐藤さんへの答弁を願つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員　今のお尋ねに對しましては、私は確信を持つて、憲法の保障というものに、これがマイナヌとなるようなものを持つものではないといひ、むしろプラスの面を規定しておきたいことを申し上げます。

○倉石委員長　この際、先日来法務紛裁に対する質疑を留保されておられた

大橋武夫君の質疑を許します。

○大橋委員 過日公聴会におきまして、中立委員の一部から、このたびの労働組合法案は、憲法二十八條の團結権、団体交渉権またその他の団体行動権を制限するものではないか、かような意見が述べられたのであります。もちろん労働側の委員からは、かような意見はたくさん出ておりましたが、この委員会におきまして、比較的公正なりと認めて招致いたしました中立側の委員からすら、さような意見が出たのであります。これに對しまして、憲法二十八條の權利をこの法律がはたして制限をする、すなわち憲法の保障する自由権を侵害しておるものであるかどうか。この点について、この機会に法務總裁から明確なる御答弁をいただきたいと思ひます。

○殖田國務大臣 今回の労働組合法案、あるいは労働法の改正案は、憲法に違反するものでは断じてないと思ひます。二、三の問題をひろつて申し上げます。一番問題になりますのは第一條と二十八條の關係であります。これはただいま申し上げた通りであります。第二條におきまして、組合員の範圍を明確にしておきますのは、これは先ほどから質疑應答がございましたように、労働組合の御用化を防ぎまして、自主性を擁護するためでありまして、憲法の趣旨を助長するものでございまして、これに反するものではないと思ひます。また問題になりましたのは、第五條第二項第四号について、信條と申さずに、わざわざ宗教と書いておる点でありまして、いろいろ問題があるようでありまして、個々の労働組合が、自治の範

圍内におきまして、政治的信條について、組合員の資格に一定の定めをする余地を残しても、さしつかえない。必ずしも信條について差別することが、憲法上違反であるとは考えておらぬのであります。組合法は、但し宗教のごとき根本的な問題につきましては、これは差別をしてはならないと、宗教につきましては、特にこれを明らかにいたしましたのであります。従つてこの條文も憲法に抵触するものとは考えておりません。労働法におきまして、公益事業につきまして、争議行為に制限を課してあるが、憲法に規定しておりまして、公共の福祉との調整をはかるために、必要限度の制限を課することは、これは憲法の第十二條、十三條等の規定の認めるところでありまして、他にも例の存するところであります。従つて今回のこれらの法規の改正は、いろいろ御議論もありましようが、憲法に違反する点は少しもない。この確信しております。

○春日委員 まだたくさんありますけれども、ほかの人もあると思うので、この点だけだしたいと思ひます。第五條の二項四号、政治的信條については、自治的に差別することも認めてさしつかえない、こういうふうに言つておられます。ところがこれが問題だと思ひます。というのは、さういふことを言うならば、労働組合は自主的な団体で、みんなが集まつて合意できる団体だから、さういふことを差別しても、それは憲法の權利を云々するといふことではないと言ふならば、宗教だつてさしつかえないと思ふ。欧州にはカトリック労働組合といふものがある。現在さういふ事実がある。宗教がいかに、人種がいかに、性別がいかに、門地がいかに、身分がいかに、ということに、あらためてきめるといふことになれば、労働組合の性質は、株式会社とか何となくさういふ、さういふ任意的なものでなくて、一つの経営に雇われるという條件が前にあつて、しかも雇われるといふことは、その人にとつては生きるという問題、生活手段を取つては生きるという問題、だから政治的な信念が悪いから、たとえば春日は共產主義者だからおれの労働組合に入れなさい。しかもクロード・ショップといふことになれば失業しなければならぬ。生活権をはずしてしまふ。憲法に生きる權利、生活する權利があるのだから、さういふ權利をはずしてしまつて、それで憲法に違反しないといふことがあつたらう。労働者にとつてこの労働組合から除外されるということは、今大体クロード・ショップの多い時代においては、失業することだ。さういふ内容をあなた方は含めて、なおかつ憲法に違反しないと言ふか。一つの任意の文化サークルに、同じ趣旨を伴うものでなければ入れぬと言ふならいけれども、労働組合はさういふ性質のものではないと思ふ。その点で法務總裁は、労働組合を何かさういふサークルみたいなものと混同しておられるように思ひます。その点はつきりさしていただきたいと思います。

○殖田國務大臣 宗教あるいは人種といふような基本的な問題につきましては、區別をいたしておりません。しかし信條の場合は、ただいま共產黨を除くといふお話でありましたが、逆にナチは除外する、極端なナチヨナリストは除外するといふことがあつても、

さしつかえないと思ふのであります。それは自治にまかせた方が適當であると考えて、自治にまかしたのであります。

○石田(一)委員 今殖田法務總裁の御答弁の中に、憲法の十四條から引例したとおぼしい人種あるいは宗教、性別、門地、地位といふものを引用して來て、特に信條だけ省いた。しかもここに指摘しなければならぬことは、第一次の労働省の試案には、この信條が入つていたものであります。この信條の入つていたものが、二月の方のあつちの検討の結果、この信條のみが省かれたといふことでもあります。しかもこの信條のみを省いて、しかも現在の説明において、これを労働組合が自由に決つていいのだといふことになりまして、ただいまの法務總裁の言葉をもつてすれば、その組合が民主自由黨に属する者でなければ、組合員になつてはいかぬといふことをきめられていゝといふことになりまして、さうなりまして、なるほど多数黨を持つておる民主自由黨の者だけは、労働組合の組合員になれて、あとの政黨に所属しておる者は、全部組合員にはなれないといふような不都合な結果も生じて参ります。憲法において、信條あるいは人種、性別、門地、社会的地位等によつて差別してはならない。しかもこれが社会的、経済的に法律上差別してはならぬ。さういふ明らかな文句が憲法にうたつてあるにもかかわらず、この経済活動をする、すなわち経済的な面の労働組合において、信條だけは差別していいのだといふことになりまして、これは私はゆゆしい問題じやないかと思ひます。しかもこの信條という

言葉が第一次試案に挿入してあつたものが、あなたのような今のお考えでこれを抜かれたとするならば、ほかの人種とか性別とかいふことを書かないで、信條によつてはこれを組合員として拒否することができ、さうした方がむしろ明らかなのであつて、さうした憲法の十四條の條文を引用する必要はない。私はさういふふうにお考えのではありません。これではあまりに露骨に信條のみが出るといふので、宗教といふ字を持つて來てこれを挿入しようとした、さういふ考え方を保持しているように思われる。むしろこの際第一次試案にあつたように、信條といふ字の入つていた方が公正であり、妥當であり、その判断は組合自身にまかせた方がいいじやないか、さういふふうにお考えのようですが、いかがですか。

○殖田國務大臣 憲法に信條と申しますのは、國家と國民との關係を主として規定しておるのでありまして、國家が國民に對して差別をすべきじやない、さう考へておるのであります。しかしながら労働組合は労働者の私的自治的團體です。だから、それはその労働者の自治的の考えにまかしてよろしいじやないか。民主黨だけの労働組合ができるとおつしやいますが、逆に共產黨だけの組合ができるとも私は考へます。

○土橋委員 ただいまの答弁では、ここに書いてある憲法の規定は、國家がさういふ取扱いをしないのであるといふ御説明であつたのであります。もしそれに間違ひなければ、その御答弁に全然ゆるぎのないものであるならば、この法律はだれがつくるかといふ場合に、やはり國家の名においてこの法律

がつくられるのであります。この法律は民主自由党がつくるのじやないのです。これは国会でただいまつくろうとしておるのであります。従いまして、労働組合の基本的な構成要素としてこの内容を掲げてある法律を、今政府が国会に上程している過程において、憲法第十四条を見れば、今あなたの御説明になつたように申しますと、労働組合の自治的なものにまかすというのであれば、國家がこういう法律をつくりたい、こういつて國家が組織に対して干渉しようとしている場合に、その内容をなぜ政府として明確にしないか。憲法第十四条には「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない」ということを、國家が憲法において明記しておるのであります。そうすると、政府が國家の名において法律を國會へ上程している過程において、なぜこれを削除するか。その点を自治にまかせるといふのでは、全然理由にならないと私は思いますがもう一回明確な答弁をしていただきます。

○殖田國務大臣 労働組合は労働者の組合でありますから、なるべくならば組合内部の問題につきましては干渉をしない方がよろしいのです。従つて干渉しなければならぬと思うだけのものを、ここに宗教その他の制限を設けましたので、その他の分はなるべくならば自治にまかせ、こういう考えでこの法案を提案しておるのであります。従つてこの提案に対して、國會が今度おきめになるのであります。國會がもし提案を不都合であるとお考えになれば、それは否決されるだけであらうして、私どもはこれが非常にいい提案

で、なるべくこれに御賛同を願いたいと、こう考えておるのであります。

○土橋委員 一体労働組合というものは、政治的に、経済的に、または社会的關係においてつくられてゐるのであります。従つてこの第五條の規定は、労働組合の組織に関する問題として、國家がこういうものがないということをおたゞいま決定しようとしておるのであります。政府の原案として、これは労働組合の自治にまかした方がよろしい、そこまで政府としては考えなくともいいというような考え方を保持しているが、それは憲法第十四条そのものが保障しているところの權利を、あなた方が歪曲して上程されている法律案であります。そうでないと言ふならば、憲法第十四条が規定しているように、人種なりあるいは思想的な信條なり、政治的な信條、あるいは性別、社会的な身分、あるいは門地によつては區別しないということを、やはりあなたの方でこの法案の中に織り込んで、國會へ上程されるのが至当じやないかと思ふのであります。にもかかわらず、あなたの方の上程されているのは信條だけのけて、今のような御説明で出されているというところに、私は民主自由党の政策的な、労働組合に対して一党的な、一派的な、考え方の上程されているというのを言うのであります。それが、そうでないと言ふならば、なぜ憲法の規定通りにあなたの方はお出しにならないかという点を重ねて御質問いたします。

○殖田國務大臣 どもつともな御議論のようであります。私どもは信條は労働組合にまかせてよろしい、この方がいいと考へたのであります。その点につきましては見解の相違と申しますほかないと思ひます。

○石田(一)委員 法務總裁にもう一度だけお聞きしたいのですが、そうすると、先ほどおつしやいました憲法にいうところのあの十四條の、差別してはならないというものは、あれは國家と國民との關係においての問題であつて、本案のいわゆる信條が抜けたということとは、これは私的な組合と組合員との關係であるから、これでいいのだとおつしやいます。しかし國家と國民との關係において十四條があるならば、この法案そのものがもし議決され、決定されるとなると、この法案と組合との關係は、すなわち國家と國民との關係になる。そうなりますと、國家と國民との關係において、その信條によつて差別してはならないということ、この法律自身がすでに侵す、こういうことになる。そうすると、ただいま殖田法務總裁がおつしやつたことは、根底からくつがえることになりませんが、この点どうお考えになりますか。

○殖田國務大臣 信條を特に入れたのかつたのは、從來信條について自治にまかせておらなかつたものを取上げて、自治にまかしたというわけではございせん。從來といへども、信條について自治にまかせてもさしつかへなかつたのであります。しかしこのたび少し立ち入つた規定が加はりましたため、その御懸念が出て参つたと思ひます。しかしながら精神においては、今回も前のもちつともかわらないのであります。決して御懸念のごとく、信條によつて差別することを奨励したいとあるいはそういう意圖を持つてこゝういう條文をつくつたわけではありません。信條については政治的の見解で

ありますから、これは労働組合の組合員の各位のお考えにまかせた方が、かえつて組合の權利を保障するゆゑんであらうと考へて、かようにいたしましたのであります。

○春日委員 ただいま非常に妙な議論を言つておられますけれども、しかし先ほど私が言つたように、これには信條という題から出て来る大きな問題が入つておるのであつて、あなたは日本の労働組合の事情というものを御存じないと思ふ。欧州では、先ほど私が言つたように、カトリック労働組合というものがあつたけれども、日本には宗教でもつて、お前念佛だから組合に入れないとか、法華組合なんというものは、日本にはありはしない。そういうものをこゝとさらにここに記入して置いて、しかも現在労働組合の中において最も大きな問題になつておるのは、政治的信條の問題であります。また労働組合をどうらんになつても、役員選挙に、共産党、社会党、革新同盟というやうな形で、はつきりと立候補して選挙が行われておる。政治的信條こそは、労働組合において一番問題になる。だからもし規定しなければならぬとすれば、人種、宗教、性別、門地なんというやうなことは、實際問題として問題になつていないのであつて、政治的信條こそ、これが一つ問題になるだけだ。これによつて差別してはならないといふことを規定すべきである。もう一つは、あなたは先ほど労働組合は私的團體であるから、自治にまかせていいと言われたけれども、私の質問に対して答えておられない。私の言つたのは、私的にまかすのはけつこうだ。それはまああなたの見解通りでよろしいけれども、しかしこれは單に信條の問題で

なくて、労働組合というものは文化サークルなんかと違つて、労働する場所における組織であり、生活を守るための組織であるということになれば、その何万人の労働者の中で、自分の信條が合はぬからこゝの工場に働かないということになるれば、就職の機会均等という問題で憲法の條文にやはり違反して来る。政治的な信條その他によつて、そういう機會の均等を奪はれてはならぬということが規定してある。それではなければ、直接生活を脅かす問題になつて来る。あなたは、先ほど私が共産党と言つたら、ナチスの問題を出された。しかしナチスは、日本では戦犯と言われている人たちが、これは追放されているけれども、しかしそれは政治團體を結成し、政治活動をすることを禁止されて、追放されているのである。そういう人たちが自分で事業を営み、自分の家で耕作することを悪いという禁止は、ちつともない。だからそういう信條によつてナチスが出て来て、これが弊害があるというならば、そういうナチスが政治的な組織をつくつてはならぬといふことを、禁止することをやるべきであるし、現在やられてゐる。そうするとあなたの言われたやうに、共産党だけでなく、ナチスの問題を言われたが、共産党とナチスを工場からほうり出してしまつたら、私は仕上工だから——國會にでも来て、私から何とかやつてゐるけれども、それから何となくやつてゐるけれども、それでなかつたら、ほうり出されたら一体どこへ行つて働くのか。仕上工だから工場に行つて働くより手がない。それを政治的信條がそうだから、工場に働いてはいかぬといふことになれば、これは生存権を奪うことになる。そういう点をお考えになつていない。

だから文化サークルと混同してはならぬといふことを、念を押して言つてゐるのに、私的な団体だからそれは自由にした方がいい……そんな自由にされたら、生存権を奪われてしまふ。労働組合の原則は、その労働者である以上、どんな政治的信條を持とうと、全部組合員としなければならぬ。それが政治的な活動をして、それに戦犯的なおそれがあるというならば、その政治的な活動そのものが別な法規によつて禁止されればよい。労働組合に今一般に行われている原則はそれだ。政党支持の自由は、いかなる信條を持とうと、やはりそこで働いてゐる以上、組合員としての権利を與えられなければ、自分の労働條件その他に對して他人の意見によつてきめられるといふことになる。こういう大きな問題が含まれてゐる。それでもなおかつあなたは、これは私的な問題だといふに言へるか。

○殖田國務大臣 私の申し上げましたのは、ナチを組合から放逐すべきものだとして申し上げたものではございません。ナチをほうり出す場合もございまいしよくと申し上げたので、それははいやしくも労働組合を組織するほどの今日の労働者において、それだけのゲイスクレツションは十分あると思ひます。ですから、信條によつて区別するか、しないかといふことは、むしろ区別すべきではない。おそらく多数の組合においては区分してないでしよう。だから区別する、しないといふ考えは、労働者におまかせしてもいいではないかといふだけの話であります。

○春日委員 どうもあなたの言うことはわからぬ。区別する必要がないといふのではないか。今の労働者からすれば、そんなはずがないといふように言われながら、しかもそれは自由にまかせたらよろしいと言ふくらいなら、何も第四号は全部必要ないのです。必要ないものを――あなたは内閣の一員なんだから、私は知らぬとは言へない。労働大臣の責任だけで出すものじやない。なぜあなたの方はこういう四号といふようなものを入れて来るか。入れるならば、むしろ政治的信條こそが一番大きな問題である。これで一番トラブルが起つて来るから、この点を明確にすべきじやないかといふことを言つてゐるので、あなたが、私的な団体なんだから、そんなことは自由にまかせようといふのなら、何も五條の第二項の規定なんかは必要ないのだ。それこそ自治的にまかせべきだ。それをなぜそうやるか。ことさらに政治的信條だけを、組合にまかせなければならぬ理由がどこにあるか。これがはつきりしなければどうにも議論にならぬと思ふのです。なぜことさらにこの項目の中から政治的信條だけを抜かなければならぬか、それが立証されなければならぬ。

○殖田國務大臣 どうも私の説明のいたし方が、はなはだ不徹底で申訳ありませんが、これ以上に私が理由を申し上げる何がないようであります。やはりこれはあくまで見解の相違とお考え願ふほか、道がないようでありますから、どうぞあしからず……。

○石野委員 それではどうもどうも飛び／＼の質問になりますが、第五條の問題につきましては今いろいろ論議されました。不十分ではありますけれども、問題は見解の相違だといふことになりまふと、これはもう、これ以上申し上げることはちよつとむだだと思ひます。

第七條に不当労働行為が定められておりまして、この不当労働行為は、前の十一條を詳しく規定したものだといふふうに言われている。私たちもそれはそのように思ひます。そこでこれに關連するやうな問題で、さきにも前田委員から質問のあつたこととございませうが、最近賃金不拂いの問題が出てゐるのでございませう。こういう行為は將來も相当なやうに起るであろうと考えられるのでございませうが、特にこの経験にかんがみまして、こういう問題の取上げ方、不当労働行為に對してどういふやうな見解であるか、それとの關連性について、一應御説明願ひたいと思ひます。

○高橋(一)政府委員 お答えをいたします。賃金不拂いが、いわゆる差別待遇に基くところの、差別的な賃金不拂いであるならば、これは別論でありまふが、一般的な理由による賃金不拂ひといふのは、この不当労働行為にはならないといふふうに解釈いたしております。

○石野委員 そうするとこの問題は、不当労働行為にならないといふことになるのですが、この法案は基準法との關連性が十分あると私たちは考えられてゐます。基準法におけるところの取上げ方と、この法案の取上げ方において、やはり關連性はないといふふうにお考えになりますか。

○高橋(一)政府委員 ここに不当労働行為としてあげておりますのは、私の理解するところでは、この行為によつて、組合の切りくずしなどが行われる可能性のあるものをあげておるのであります。單に使用者の方のやり方がいかぬといふ問題を、すべて不当労働行為としておるのではないように考えるのであります。従ひまして他の理由に基く賃金不拂いといふものは、労働基準法の第二十四條の違反にはなりましても、必ずしもここにいう、不当労働行為にならないといふふうに解釈しております。

○石野委員 労働者はその團結権あるいは団体交渉権を確保に保障されておる。労働法は、その團結権または交渉権の結果として出て来るところの團體協約、あるいはそれから生れる効果についても、十分保障しなければならぬといふふうに思ふのでございませう。今日労働協約の問題は、少くともこの労働協約の線から規定されるところに考へておられますが、労働協約として定められるところの賃金の問題と、労働組合法によるところの使用側側面労働行為といふものとの間に、關連性はないのでございませうか。

〔委員長退席、三浦委員長代理着席〕

○高橋(一)政府委員 使用者側の何か不当行為、たとえば債務不履行といふたものについても、すべてこれを刑罰をもつて強制するかどうかといふ問題になりますと、全然別個であります。が、ここにいわゆる不当労働行為といふのは、どこまでも團結権を保障する。なお先ほどから問題になつておりますところを考へれば、いわゆる擁護するために、特にこのやうなハンディキャップを使用側側面に設けておるものと理解されるのであります。一般的な使用者側の不当行為といふものには、

では、また別個の対策があるべきではないかといふふうに考へます。

○石野委員 別個の扱いがあるのはなかるうかといふ、その別個の扱いはどういふやうな扱いになるのですか。

○高橋(一)政府委員 その一つは、労働基準法の第二十四條などでありまして、労働基準法中には、そのやうな意味での強行規定が相当含まれておるやうに考へております。

○石野委員 この問題についてはいろいろな疑義を残しますが、私の時間とあとの質問なさる方の關係もありまふので、一應おきませう。第十五條の規定でございませうが、労働協約の期間の問題でございまして、今度の條文において新しくはつきり加えられましたものに「いかなる場合においても、三年を越えて有効に存続することができない。」といふことが書かれておるのでございませう。これは從來しばしば「同僚議員からも尋ねられた点でございませう。いかなる場合においても三年を越えて有効に存続することはできない」といふことは、必然的に、労資双方に於けるところの無協約の時代が出て来るといふことを、予想しておられることと存するものでございませうが、もしそのやうな無協約時代が出まするときに、このことから発するところの労資間における係争の扱いといふものを、どのように考へるか。そうしてまたそのことは一面においては、やはり労働者の種々なる争議行為を無放任に許すものである、許してもいいのである、どし／＼争議はやつてよろしい、協約がない時代におけるところの團結権に基き、また憲法に保障するところの團

体交渉権または団体行動権というものは、無放任にされてよろしいのだという建前において、この條項を入れたのであるかどうかという点について、御説明願いたいのであります。

○賀來政府委員 御承知の通りに団体協約は、労資間の関係を平和的に調整し、双方の権利義務を守つて行かうという規定であります。従ひまして協約の期間が切れましたならば、労資双方にとつて利害が非常に深いのでありますから、必ずや労資双方は、みづから進んで適当な、合理的な労働協約を結ぶものと期待をいたしております。争議を抑圧しようという考え方はございせん。しかしながら争議が起らずに済むことは、最も合理的な状態であると考えておるのであります。御指摘のように、争議が無制限に起ることを奨励しようという考えは持つておりません。

○石野委員 もちろん無制限に争議の発生することを期待するものではありません。それは当然だと思つておりますが、しかしこの條文のままで行きますと、当然やはり無制限に争議はやられることになるだろうと思つてございます。それでは政府側としてましては、これに対する別な考慮はされるのでございましょうか。この無協約時代に対する取締りというふうなもの——いわゆるこの改正法案は、私どもにとつては取締りの趣旨によつて改正されたと思つてございます。必ずそういうふうなことの意図が、どこにあるだろうと思つてございます。それはどうなのでございましょうか。

○賀來政府委員 先ほど申しましたように、

うに、労働協約は労資双方の権利、義務を明確に規定し、その関係の調整をはかつて行くものであります。正常に維持しようとするものであります。それから、労資双方は、おそろくみづから進んで合理的な協約を結ぶものと期待いたしておりますが、もし現在のよう使用者側が非常に無理解でありまして、かつてな労働協約を押しつけようとする、あるいは労働者側が一方的に権利を主張した労働協約をつくらうとする、かような場合がありましたときには、われ／＼はただちに争議に訴え活動によりまして、また労働委員会の一應は労働委員会を活用することによつて、すみやかに解決できるものと考えておるのでございます。なお申し上げたいと思ひますが、労働協約は労資双方がお互いに自主的につくるべきものでありまして、これに関連して、い／＼な法律でもつて律することは適當でない、かように考えておるものであります。

○石野委員 労働協約は自主的につくられるものであつて、それに対していろいろと介入すべきものでないという御趣旨は賛成でございます。しかしそれはさきにも議論がありましたように、第二條、第五條等においては、むしろその逆を行つておるのであります。この十五條の規定は、どれだけ善意に解釈しても、先ほど労働委員会を活用してということをやつておるには、やはりどちらかの側からの申出がなければ、活動が開始できないといふふうなわれ／＼は考えておるのでございます。従つてこれについては、お

そらく無協約時代の争議が、頻繁に行われることになつて来る危険性をはらむのでございしますが、それでもやはりその点に対する危険がないといふふうなことをおるのでございましょうか。

○賀來政府委員 御指摘の通りに、調停は公益事業でない限り、一方の申請だけではできないのであります。しかしながらあつせん規定によりまして、ば、申請がなくても、労働委員会は積極的に出てあつせんすることができると考えております。さうな意味合いにおきまして、今後特にい／＼な意味であり苦難な状態に労資双方とも入るの活動することをお願いいたしております。

〔三浦委員長代理退席、委員長着席〕

○石野委員 この点については、あつせんをここに活用せよという意図によつて——この問題に対して政府の考えていることは、労働委員会等が積極的に介入して行くことによつて、解決できるだろうという考え方であるといふように理解いたします。

第十九條についてお尋ねいたしたいのでございします。この点についても各委員からしば／＼議論されておるところでございしますけれども、私はこの委員の任命という点について、これはやはり同僚委員が言つておられますように、任命ではなくして——野村公述人も言つておられましたように、利益代表になるものについては、選挙制で行くべきであるといふふうな考えております。任命ということは、少くとも所管大臣のこの問題に対する介入を意味するものでありまして、労働委員会が

やはり同じように民主的に構成されなければならぬという意味合いから行きますまでも、このようないわゆる任命という規定でなくして、選挙なり推薦による者に対して、委嘱するといふ現行法の規定の仕方の方が、より民主的であり、皆もまたよく理解しやすい問題であるといふふうな考えるのでございします。これに關しましては、千葉その他においてもい／＼な例が出ております。前にも、また茨城縣等におきましても、前の委員の改選のときなどには、この推薦委員と知事の委嘱する過程においてトラブルが起きておりました。そうして多くの労働者諸君が信頼をもつて推薦した労働者側の委員が、長い期間にわたつて忌避されて、多くの労働者にとりましては、ほとんど第一次的でない、第二次、第三次の人々が、現在労働委員の職についておる事実があるものでありまして、このよ

うなことでは、労働委員会が労資の紛争にあたりまして、それを調停し、あつせんして行くところの信頼性を、失つて来ることになるのだといふふうにも考えるのでございまして、私はやはり現行法のように委嘱するといふ形がすつきりしたものであるといふふうな考えるのでございします。けれども、それについていま一度政府の御所信を伺いたいと思ひます。

○賀來政府委員 御質問は、けさほど前田委員にお答えしたところでありました。労働委員会は行政機関でありまして、公務員法の一般職になつております。従ひまして今後は任命という言葉を使うことにいたしましたのであります。実体についてはちつともか

わりはありません。委員の選任の方法につきましては、現行法の通りに今度も規定をいたすのであります。労働者側あるいは使用者側の推薦に基きまして、知事または労働大臣が、責任をもつて最も適切な人を選任するといふことが、適當と考へておる次第であります。但しけさほど申しましたように、ただいまのような御意見が非常にあるといふことは、われ／＼も認めておるのであります。従來の運営に従ひまして、研究はいたしたい、かように考へておる次第であります。

○石野委員 鈴木労働大臣にお尋ねいたしますが、大臣はこの任命の條に當る重要な位置におるのでございします。任命するにあたりまして、さきに第五條第四号におきますいわゆる信條の問題がありました。ここで大臣はこの任命にあたりまして、特にこの信條の点についての考慮を持つて、任命される今後の御方針であるかといふことについて、お尋ねいたしたいと思ひます。

○鈴木國務大臣 ただいま御指摘になりましたやうな、さういつた任命にあたりまして、信條その他といふふうなものにとらわれることなく、高いと申しまするか、もつと全体的の廣い意味でもつて、任命という問題には當らうと考へております。

○石野委員 いま一つ二つお尋ねいたします。十九條につきましてはこれで質問をおきます。第二十四條の、いわゆる公益委員のみの権限の問題でございします。いろいろ／＼な面から政府はこの公益委員に対して、その中立妥當性、公正な立場を立証しようとしておるのでございします。私たちは從來労働

委員会の中におきまして、いわゆる第三者委員というものについても、中立公正ということは、なか／＼保しがたいことを経験しておるのでございませう。これについては末弘会長の先日の公述の際においても、るる公述されておつたところだと存じております。今公益委員に與えておきますところの非常に廣汎な権限というものは、このような観点からしますと、私どもにとつては非常に過大であり過ぎる、こういうふうな考えております。そも／＼この公益委員という考え方でございませうが、私どもからいたしますれば、公益というものの立場は、どこまでもいわゆる労働者側、資本家側、その両者がともにいるときに、初めて公益の立場がとり得られるものであらう、こう思うのであります。資本主義的な社会におきまして、公益委員として選出される人々には、主として資本主義的な社会において教育される。そしてまたそういうような通念において、妥当な人として選出されて来るように思うのでございます。そうして労働者側と資本家側との両者の側から行きますならば、ややもすればその大部分の者は、いわゆる資本家側の陣営の方々が、妥当な人として選出されるように思うのでございます。このような危険性のあるいわゆる第三者でございませうが、その第三者を、ただひとり手離しで、いろ／＼な問題の審議に當てるとは、非常に労働者にとつては脅威であります。私たちはそのような脅威を含んでおるところの公益委員に、このような大きな権限を與えるということに対しては、反対の考え方を持つておるのでございます。

政府といたしましては、このような危惧を持つておるところの公益委員に対しては、やはり労働者あるいは資本家の両方の側を、同時にその中に入れることによつて、そうして一切のこの公益委員のみに與えようとする権限を、やはり三者の同時的な立場における権利としてとる方が、妥当ではなからうかと考えておるのでございます。が、政府はそれについて、どのようにお考えになつておるのでございませうか。

○賀来政府委員 労資があつた場合に、初めて第三者といひますか、中間ができる、それ以外に第三者といひますか、中立といふものはあり得ないといふ考え方にございましては、私どもは賛成できないのであります。さうな誤解を起すおそれがありましたので、今度の改正に際しまして、第三者委員という言葉を、特に公益を代表する委員というふうな表現を使つたのであります。御指摘のように、この公益を代表する委員の適任者を得るといふことは、今日までの状況におきましては、非常にむづかしいとわれ／＼認めておりますが、この委員の選出方におきまして、労資の同意を得てこれを任命するといふことになつておりますのは、御指摘のような危惧のないように、という考慮が拂われておるのであります。今日までの経験によりまして、と、準司法的事項に關しましては、大體労資の意見はまつた反対の立場にありまして、その決定は大體實際におきまして、公益を代表する中立委員によつて決定されておるといふ状況であります。實際面はさうになつておりますが、準司法的事務の取扱ひ

につきましては、裁判所に準ずるような事務になるわけでありませう。従いまして公益を代表する第三者的な立場にありませうが、この判定に當るといふことは、取扱ひの事の性格から見ると至當であると考えます。但しこの公益の委員のみがこれに當るといふことになりまると、御指摘のような欠点もまた出て参るといふことを考えましたので、公聴会の御意見でも、労資双方からも特に強く要望されましたように、これが審問に際しましては、労資がこれに参加するといふことができまう。この審問の参加の形式、あるいはどういふ形でやるかといふことは、中央労働委員会規則によつて定めることになつておるのであります。

○石野委員 ただいまの問題につきましては、私の見解と違ふといふことの御答弁で、もうこれ以上は討論になつてしまひますから、申し上げません。労働委員会の非公開の原則につきましては昨日も土橋委員から論ぜられたところでおきまして、私どもとしては政府の御説明でありましたけれども、やはりこの問題は、労働者側にとつても、あるいは資本家側にとつても、非公開よりも、むしろ公開するという建前をとる方が、より民主的であり、しかも事件の解決に當つては、一層その方が両者に、あるいは対社会的にも、解決の道を早めるのではなからうか、こういうふうに思つておりますけれども、政府といたしましては、それに對してやはり非公開の方がよろしいとおつしやるのでございませうか。

○賀来政府委員 お答えいたします。その問題につきましては、昨日土橋委員に私からお答え申し上げましたよう

に、経験者といひまして、私自身がこれは悩んだ問題であります。しかしながら大體におきまして、やはり現行法の非公開原則といふものが、これは原則としては適當であると考えます。しかしながら、法律上さうに定めましても、これは御指摘のように、労働委員会がこの解決に當るのであります。いやくも御意見のありましたように、またわれ／＼の経験から申しましても、公開することによつて、輿論の批判を仰いで行くことが、事の解決を早める場合もあり得るのであります。そのようなことは労働委員会自身が行くといふことになつておる次第であります。

○石野委員 それでありますならば、現行法におきましては、この問題について、確かに労働組合がどちらかの要請があつたときには、公開ができるというふうな規定があつたと思つております。それはやはり現行法のまゝにして残しておいた方が、よろしいのではないかと申すのでありますが、政府としては、それを残しておいた場合に、何か非常にまずいような点があつて削除されたのでありませうか。

○賀来政府委員 お答えいたします。経験によりまして、現行法のような行き方では参りますならば、関係者の要求によつてということになるのであります。これは事の解決に當る労働委員会の自主的な決定にまつのが至當と考えたので、かような意味に書いた次第でございませう。

○石野委員 それではその質問は一應おきまして、労働法の問題につきまして一つだけお尋ねいたします。

改正試案の際には但書として、公益事業の指定に關しましては爭議行為の發生中にその事業が第八條第二項または第三項の規定によつて公益事業として指定されても、その爭議行為については、この限りでない。と云うふうなうたつてあつたのであります。今回の改正におきましては、これが削除されておるのでございますが、改正法案においては、どのような御措置をなさるつもりでありますか。

○松崎政府委員 今の御質問の点は、ちよつと條文の場所が違ふように思ふのであります。御指摘の点は、改正案においてもそのまま残つております。

○石野委員 私の質問はこれで打ち切ります。

○大矢委員 私は時間が非常に迫つておりますから、ごく簡単に、今まで他の委員から質問のなかつた点だけ、お尋ねしたいと思ひます。昨日のいろいろの質疑應答を聞いておりますと、この法案は實に面白い、解釈がまち／＼、私ども何べん読んでも、どうもわからぬところが相当多い。前の第一次試案と、第二次試案と、今度出たものでは相当開きがある。この開きはどのようにできたかという質問に對して、いや労資の間のいろいろの意見を聞いてやつたとか、あるいは九原則の実施のためとか、いろいろ考慮してやつたとか言つておりますが、結局第一次試案の意圖した、すなわち政府案といひますか、労働省案といひますか、それが了解が得られなかつたから、やむを得ずさうなつたのか、速記をとめてでもよいから、はっきりさしてもらいたいと思ひます。これは自発的にさうしたのだ、向うさん

の意図はない、はつきりそう言えるか、まず第一にそれをお聞きしたい。

○賀来政府委員 御承知の通り、今次の改正につきましては、総司令部は有力なる指導と援助を與えるということを言われておりまして、事実有力なる指導と援助を與えていただいたのであります。この指導と援助に基づきまして第一次試案をつくりまして、これを発表いたしましたのであります。試案は同意を得て発表したものでございせん。しかしながら、かようなものを発表してはいけないというふうなこともなかつたのであります。もちろんこれは総司令部と十分打合せまして、その指導と援助を受けたのであります。その後試案を発表した結果の公聴会は、速記をとりまして詳細総司令部に提出をいたしてあります。われ／＼も自主的にこの結果に基づきまして、研究をいたしておるのであります。その結果でできた案について、総司令部と打合せたのであります。総司令部におきましても、この公聴会の意向は十分尊重すべきであるということと、諸情勢の変化から見まして、今度のような法案にすることが適當であるということになりまして、われ／＼といたしましては、その基本的な指導に基づき、立案いたしましたのでございせん。

○大矢委員 せんだつて來ある委員から尋ねられまして、今後漸進的に改革する意思があると言っておりまして、第一次試案がいろいろ／＼な關係で実現できなかった。ことに與党である民自党の内部にも相当反対があり、特に日経連においては、せんだつての總會に、吉田さんが祝辞を述べに行かれた席上で、私どもが見ても解せない点がある。

決議されている。そういう日経連並びに民自党の内部の意向を参酌し、その了解を得るために漸進的にこれをやつた。であるから本心は、第一次試案を漸進的に実行したい、こういう説明が大臣の答弁の中にもありました。そういう意図があるのかどうか。いやさうでない、これは固定したものでないから、將來はその通りやるが、今の諸情勢を考へて、やむを得ずこういうことになつたというのか、この点非常に重大だと思ひますので、お聞きしたい。

○鈴木國務大臣 漸進的という意味は、ただいま一面の例をあげられまして、たゞに、民自党の政策とか、あるいは日経連の政策、そういうものと直接の關係があつて、それを第一次、第二次、第三次と實現して行くというふうな考え方でもつて、申し上げたものでは毛頭ないのでございせん。公聴会その他で発表された有力な意見のうちで盛り得なかつたもの、また皆さんの國會における討議をも率直にお伺ひして、改正し得べきものがあれば、改正してもいいのではないかと、平面的な考え方でも申し上げたのでありまして、前段のような意味は持つておりません。

○大矢委員 逐條的に入ります。第二條の一項ですが、計画と方針とに關する機密の事項に「参画し」と第一次試案にはあつたが、「接し」となつてゐる。「接し」というのは字句が非常に範圍が廣くなるし、「参画し」というと非常に狭い範圍になる。これは字句が簡單であります。内容が非常に違つて來ると思ひます。その点ひとつお伺ひしたいと思ひます。

○石黒説明員 ただいまの御質問に対して御説明申し上げます。第一次試案におきまして「参画し」と書きました点は、決定に直接参画するということにございまして、こちらは機密の事項に「接し」ということで、これは機密の情報に接觸するということの意味でございせん。決定に直接参画するというのは、たとえば決定をする會議に出席する権限を有するということである。機密の事項に接するということ、情報というふうな意味であるということとで御了解願へば、その區別はおわかりになると思ひます。

○大矢委員 それでは今申し上げましたように、範圍が非常に廣がつたと考へます。その点はどうか。○石黒説明員 ただいまの御質問に對しまして、労働條件の決定に直接参画するものというものは、今回の提案いたしました法案におきましては「雇入、解雇、昇進又は異動に關して直接の権限を持つ監督的地位にある労働者」これに對應するものでございまして、機密の事項に接しという点は、試案で申し上げますと、労働省試案の第三項の第四号にはほとんど同文のものが出ております。別に廣げた趣旨ではございせん。

○大矢委員 それでは次に第二條の四号であります。これもまた新しく加わつた條項であります。主として政治運動又は社会運動を目的とするもの。これは實際に主として政治運動をやつてゐるところの労働組合、社会運動をやつてゐるところの労働組合が、事実あるのかないのか、その点お尋ねいたします。

○賀来政府委員 今まで三箇年間にございましたはこれに該當した組合はございせん。それから社会運動と書いてありますが、現行法には社会運動は入つておりません。

○大矢委員 これはよく言われる十六原則の第六項に、労働組合は政治運動並びに政党的の支持を妨げるものではないといふことがありますが、それに抵触しないかどうかということ、それから、たとえば今度の労働法改悪反對という、この労働者の意思を表示するために同盟罷業が行われた場合に、一体これに合うかどうか、その点をお聞きいたします。

○賀来政府委員 この規定は主として政治活動で、すなわち労働組合の本質的な使命であることはそのうちにいたしまして、ほとんど政党と同じような活動ばかりやる、こういうものを言うのであります。従ひましてわれ／＼は労働組合が十六原則に書いてありますように、政治的な活動をするということ自体は、何ら禁止するべきものではないと考へております。今度の法規改悪反對といふふうなストライキをやる、このこと自体は、労働組合の資格否認の條件にはならないと思つております。

○大矢委員 こういう條項を入れると政治的に關係なしに労働者の運動、さらにまた地位の向上といふものを、別個に考へるわけに参らぬのであります。そこで政治的に意見のある場合、そういうことに解されるおそれがあるために、経済上の問題をくつつけてやる、すなわち政治上の意見を反映させるために、特にこの経済上の問題をとつて争議を多くするといふおそれが、これで多分に出來ると思ひます。

○賀来政府委員 法律によりまして、政治ストを禁止するとか何とかいうことになりまして、あるいはまた、たとえば同情ストがどうであるとかいうことになりまして、やはり今御指摘のやうに、むしろ経済的要求をくつつけてやるうとする傾向が出るだらうという御意見は、われ／＼もごつと考へております。

○大矢委員 そういふおそれのある——しかもその争議を、つとめて平和的に團體交渉によつてやるうとする。この法律の精神等から行きまして、おそれがあるようなものを、さらに加えたといふことに対して、私は疑義を持つのであります。この点はどうかして——しかも今聞きますと、そういう主として政治運動をやつてゐるやうな團體はないにかかわらず、こういうものをに入れてゐるというところは、私は非常に了解に苦しむのであります。なおその点を簡單でよろしゅうございせんから、お聞きいたします。

いうことを持つて来たと思いますが、これは前に監獄の人なんか、公務員法で附則の中にこれを禁止した例があることを、説明書の中に書いておりました。これはこの地方公共団体ということまでいっても入れなければならぬ。このならば、附則の方に持つて来るか、あるいは地方公共団体ということののけるか、さもなくばこれだけのりつばなものを——りつばではないけれども、法律をつくつてやろうとするのに、地方公務員法ができませんと、ただちにこれが死文になつてくるようなものを、第四條に掲げてゐるのはどういふわけですか。私はこの点は、置かなければならぬのでしたら、むしろ附則の方に持つて来るのが適當でないか。もし置くのならば地方公共団体というのでなしに、全般的警察及び消防の労働組合の結成禁止をした方が——地方公共団体ということをとつた方が、合理的だと思ひますが……。

○石黒説明員 第四條につきまして御説明申し上げます。この規定をここに置きましたのは、できるだけ現行法の建前をかえないために、かえないという趣旨から、特にこの規定を省く必要も認められませんでした。ここに置きましたのは、「地方公共団体の警察吏員及び消防吏員」といたしまして理由は、國家公務員法の附則第十六條におきまして、國家公務員法について、労働組合法、労働法は適用がないと書いてございまして、ここに現行法のごとくに、警察官吏及び消防職員はと書きましても、その中の國家公務員に属するものは当然に省かれますので、そういうことに書いておきながら、それが実際に動かないという規定を置いておきましては、かえつて惑わしめるゆゑんであると思ひましたから、必要のあるもののみを残した次第であります。

○前田(種)委員 ちよつと今の第四條の答弁に関連してでございますが、私は國家公務員法はあくまで特例法だと思ひます。この労働組合法こそほんとうの法律でありますから、警察官吏全体の禁止事項を書くならば、やはりここに明記すべきだ。そして要するにこの後へ受けて、國家公務員法の九十八條の規定にあるというようにすべきであつて、國家公務員法という特例法にあるから、本法にいらぬというものは、逆だと私は考えますが、この点に対する見解はどうでしょうか。

○石黒説明員 ただいまの点につきましては、國家公務員法九十八條との關係におきましては、あるいはそういう見解も成立つかと思ひますが、國家公務員法の附則第十六條におきまして、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法及び船員法並びにこれらの法律に基いて発せられる命令は、第二條の一般職に属する職員には、これを適用しないと書いてございまして、ここに何を書こうとも、全然意味がないという結果になりますので、國家公務員法のこの規定が生きております以上は、こちらの方へ書くことが無意味であるということでございます。

○前田(種)委員 私はかりにそれであつても、國民の團結権を擁護する二十八條の規定を中心とするところの労働組合法である以上は、あくまで労働組合法にも一應明確にしておいて、そしていろいろの特例が出た場合は、特例でそれを受けるといふようにすべきが、やはり正しいと考えます。それを國家公務員法ができ、地方公務員法ができたら、そちらの方にするからいふらぬじやないかということになると、今大矢委員の御質問のように、第四條の問題についても、さらに地方公務員法ができると、またこの條項は削らなければならぬということになります。が、やはりこの條項は明確にはつきり生かしておいて、そして特例法でそれをするといふふうにする方が正しいのじやないかと、あくまで考えるのですが、どうですか。

○石黒説明員 同じようなことを申し上げて恐縮でございますが、國家公務員法については、労働組合法で何を書いても適用がない。しかも警察官吏につきましては、國家公務員法九十八條が御承知のように適用になります。國家公務員法第九十八條の、職員は組合云々という規定は、警察官吏、警察職員等は職員の組合をつくれぬ。しかしながら警察官吏が個人として——警察官吏のみならず、國家公務員が個人として、職員組合以外に他の労働組合に加入することは、第九十八條の禁止するところではございせん。従いまして警察官吏につきましても、必ずしも他の労働組合に加入することは禁止されておらないというのが、人事院の見解のようでございまして、これに対して、第四條におきまして、警察官吏は労働組合を結成し云々というぐあいには書きましても、はたしていづれの方が警察官吏に適用になるかといふような混乱を起すおそれがございますので、こちらには明確を期した次第でございます。

要だと私は考えます。警察官吏と、警察に勤めるところの一般公務員との區別を、やはり明確にすべきだと考えます。警察官吏並びに消防官吏といふものは禁止されておりますが、それではない警察、消防に勤めておる者があるはずで、そういう者は、おそらく公務員法の九十八條の四項でも除外されておると思ひます。むしろこの点をここで明確にすべきだと考えますが、私は、それは意見になりますから、もうこれ以上申し上げません。

○大矢委員 第五條の問題ですが、これはいふん議論になつた條項であります。これは私も從來届出主義であつたのが、今度は認可主義にかつておると思ふのであります。字句を読みましても、労働委員会に証拠を提出して、そして規定に適合することを立証しなければならぬ。立証しなければ、それが効力を発しないということでありますから、あくまでもこれは認可規定だと思ひます。そこでこの規定から行きますと、先ほど石野君もそういうことを述べられたやうであります。せんだつての公聴会のときに、附則によつて、六十日以内にこれを終らなければならぬ、いわゆる立証しなければならぬといふことで、実は三万を越える労働組合が、六十日間にそれはどういふことができるものではない、できないやうなことを規定されては困るといふやうな話がありました。この点はどうかですか。できると考へて六十日と置いたのか。事実上はやらなくてもいいといふやういふ話もありませんが、こういう規定が明らかにあれば、これはやらねばならぬことにな

ります。そういうことはどうですか。

○松崎政府委員 附則の六十日といふものは、法人だけでありまして、一般の労働組合ではありません。

○大矢委員 それでは、第十九條の八は、もう前に前田君から質問がありましたから、この点は再び質問いたしません。九に「公益委員の任命については、その中の三人以上の員数の委員が同一の政党に属する者となつてはならない。公益委員が自己の行為によつてこの規定に抵触してその資格を失つたときは、當然退職するものとする。」とは、どういふ意味か。たとえば政党に入社しなければ抵触しないのか。ある特定の政党に向つて、選挙のときに應援演説だとか、あるいはまた推薦状を出すとかいふことについて、抵触するの。か。そうでなく、それは党に入社して初めて自己の行為により抵触するの。か。これをはつきり解釈していただきたい。

○松崎政府委員 今の御指摘の点は、入社しなければという意味でありまして、入社しなければという意味であります。

○大矢委員 それでは労働法に入りまして、「中央労働委員会の決議によつて」を「國會の承認を経て」と、こう言つてあります。これはやはり前にどなたからか質問があつたやうであります。労働委員会に諮問を経るのです。労働委員会に一應諮問なら諮問をして、そしてさらにこれを大臣が國會に承認を求めるといふ方が非常にいいんじやないかと私は考へる。それが一つ、それから公益事業の指定の規定はここにあるが、取消しの規定がない。これは特に今日日本が再建途上にあつて、今

○鈴木國務大臣　　こういうような字句を使わなくてもいいような時代が、日本の労働組合の発展段階のうちに一日も早く来ることを、大矢委員とともに、ひたすら待つております。

○大矢委員　最後に、くどいようでありまするが、日本の労働運動は二・一ストを契機として反省期に入つております。しかも健全な、非常に反省して、民主的な方向に持つて行こうとする幹部の努力が拂われておるといふことを、私は考えるのであります。それ

はしばし／＼答弁の中にも言われておるところでありまして、大体傾向として——部分的にはいろいろありましようが、傾向として、そういう健全な組合発展の方向に向いつつあることは、再確認をしていただけるかと思ひます。従つて私は、くどいようでありま

するけれども、この字句を何とか修正なりすることができぬかというところは、これは最近な例かも知れませんが、國家公務員あるいは官吏、警察官の

ような公吏の人のいろいろな事件——最近特にわれ／＼は三面記事で見ることがありますが、決してそういうことで全部を律して行けるものではないのでありますけれども、生活難のために窃盗、強盗をやるといふようなことがあつた場合に、公務員の服務規定の中に、あるいは官吏の服務規定の中に、お前は窃盗をやつてはいかぬのだという

ことを書いたときに、官吏は一体どういう氣持がするか。私はそういう意味で、一部にそういう者があつたからといつて、この健全に向いつつある労働組合に対して、暴力行為を正しいものだと解してはならぬといふことは、教養を高め、社会的な地位の向上をはかるうとして、あらゆる努力をしておるこの組合に対して、あまりにも酷な言葉ではないかと思ひます。しかしながら今いろいろ局長からの意見を聞きまして、自分の意思に反するようないふこともあるといふことを、言葉の片鱗に伺つたのでありますから、これ以上は申しませんけれども、どうかそういう氣持を労働者が起すといふ、あるいは持つてゐるということについて、あれは相愛で、實際の上には先ほど法務

總裁も言つたように、適用しないの

だ。あれはわれ／＼は、單に杞憂でけつこうだつたといふことの事實が現われるように、労働行政なり、あるいはこれらの労働組合の運動の指導者にも、考慮を拂われないといふことを切にお願ひしまして、私の質問をこれで打ち切ります。

○倉石委員長 大橋委員の鈴木労働大臣に対する質疑の保留されておつたものを、この際許可いたします。

○大橋委員 私は前回の質問を通じて、この法案の改正の動機は、いわゆる組合民主主義の徹底をはかるという進歩的な線に沿うものでありまして、そうして團結権、爭議権の制限というような反動的な線とは、およそ反対なものを意圖しておる。かようなことにつきまして、過日労働大臣並びに政務次官よりお答えをいただいたのでございませう。しかるにその後本委員会におきまして公聴会を開きまして、委員会が最も公正なりと認めて、かつまた労働陣営の主要なる意見を代表する三人の公述人は、いづれも口をそろえてこの案に反対の旨を述べたのでございませう。また従來の公聴会その他の経緯を通じて、労働者の間にこの案に対して相当反對論があるといふことは、大臣もよく御承知のことと存するの

のでございませう。しかしながら、この種の労働組合法のごとき法律を、眞に円滑にその目的に従つて運用をいたしますためには、関係者の最も大部分を占めておる労働者階級の、全幅的な支持共鳴がなければ、この法案の施行を円滑に行うといふことは不可能であると思ひますが、この点に

つきまして、労働大臣は將來この法案

に対して、わが國動労大衆の多数の人々の協力を得て、これを円滑に施行することができるといふことについて御確信があらますならば、この際にお漏らしをいただきたいと存じます。

○鈴木國務大臣 法案は、いろいろな角度から検討いたしますと、それ／＼のよつて立つておる角度その他いろいろの批判もあると存じますが、提案理由の説明以來、ずっと私自身、また政府委員が御説明申し上げましたごとく、改正の動機も、それからそれ以後の推移も、ただいま大橋委員の御指摘の通り、一にかかつて民主的な、建設的な組合運動の推進性にあつたといふ点につきましては、私も良心的に、その線ははずしておつたとは、今日も考へておりません。従ひまして各方面からいろいろな批評はあつたにいたしましても、現段階におきましては、これを冷静に運用して、冷静にこの法の底を流れるところの意圖を了解していただけるならば、多くの働く労働者諸君の同感を必ず得られる。こういう確信を持つて、今日臨んでおる次第でございませう。今後の運用につきましても、そういう立場をとつて、この法案が幸いに國會の御協賛を得られましたならば、確信を持つてその線に沿つて労働行政に進みたいと存じます。

○大橋委員 ただいま大臣から、確信を持つて労働者の協力を得られるといふお答えをいただいたのであります。今日においていろいろな角度から考え直さなければならぬ時期であると思ひるのでございませう。特に私は、この組合の運営、またこれによるところの労働者の團結権、團體交渉権、爭議権等

の行使につきまして、最も問題となるところは、労働者に対する使用者側の態度であると思ひのでございませう。使用者は戦時の統制において、創意とくふうとを失つたといふ面が、今日なおかなり指摘し得ると思ひのでございませう。企業の能率的な経営に對します熱意を失ひまして、單に経済統制によるところの金融であるとか、あるいは公定價格の操作であるとか、そういう統制の面を利用するところの利潤獲得といふものが、戦時中及び戦後今日まで、比較的企业者の関心の中心であつて、企業自体の能率の運営による超過利潤の獲得といふものが、ややもすれば等閑に付されておつたように思われるのでございませう。そうしてこのことの結果といたしまして、戦後において租税が高くなる、また賃金が高く、その結果利潤の減つたといふ場合におきまして、経営能率の改善といふことを考へることがなく、いわゆる補助金であるとか、赤字融資であるとか、またマル公の引上げであるとか、こういうことによつて、その赤字をカバーしようといふ方面に逃げ込んでおつたものも、少なくないでございませう。しかるに昨年ににおきましていわゆる企業三原則といふものが行われまして、この赤字融資、あるいは補助金の支給、あるいは價格の引上げ、こういう面が閉鎖せられました結果、その損失ないしマイナスの面を、いわゆる賃金の不拂いといふような事象へ持つて行つた。こういうことが今日賃金の不拂いを生んだかなり大きな原因ではないかと想像をいたしておるのでございませう。過去二年間の爭議は、どれもそのおしりが結局において政府に來ておつたとい

うこと、すなわち企業家が、全部ともちろん申せませんが、その一部のは、自己の企業に対する責任を放棄しておつたものが少なくないといふことを、言い得ると思ひのでございませう。労働問題の解決には、これを改善することが第一なのでございまして、企業経営に對する使用者の自主性、責任性といふものを強調しなければならぬと思ひのであります。大臣はこのたびの法案におきまして、労働者に対して自主性、責任性を強く要求せられたのであります。その半面において、今日わが國の企業家に対して、また自主性、責任性を要求することが妥當ではないかと愚考いたしましたのでございませう。まずもつて今日においては、企業の能率の向上に對する、企業家の創意、くふうといふことを回復させなければならぬ、あるいは賃金の面において、これを例にとりますならば、今日における賃金はいわゆる生活給的な色彩が濃厚なのでございまして、高能率に對する高賃金政策といふものが、實際に行いがたいようになっておる。またその他労働能率を増進せしむるための労働管理といふものが、比較的閑却せられておるような面が少なくないのでございませう。この企業家の自主性、責任性を労働管理の面において高からしめるということが、今後の労働問題の解決においては、最も重要な一つのポイントとなるのでございませうが、労働大臣におかれましては、企業家をして労働管理に對して強き熱意を持ち、今後の来るべき企業の合理化といふ場合において、その結果を労働者の犠牲において負担せしめるといふ方向でなく、作業能率の増進といふ面において

四〇

解決をして行くという、方法に向つて指導せられるために、どういう御用意がありますかを、最後に質問いたしまして、私の質問を打切る次第でございます。

○鈴木國務大臣 労働問題の根本的解決が、國民経済の立ち直りにあることは申すまでもないのであります。同時にまた大橋委員の御指摘になりましたように、企業家側の自主性、責任性という問題に對しましては、新しい段階に即して、これも同様強く要請されなければならぬという考え方には、全然同感でございます。ただ困難な諸条件のもとで、その原則については、もちろん百パーセント同感でございますが、これを具現して行く實際的方式、経済政策というものは、なかなか一口にそう簡単に、適当な強力な政策というものが採れないというのが、率直のところ、現在の日本の現段階の中における實際の姿であることももちろんであります。それにいたしまして、経済九原則の犠牲を、労働者諸君のみに押しつけるという考え方は、考え方としても成立たないし、またそんなことを、しなくてはならぬとしても、現実の問題として、それが押し通せるものでないことも、わかりきつておるのであります。労資双方の協力——最初に私もしばしば繰返して申しましたごとく、労資の対等なる関係確立の上に、双方の民主化、双方の責任性の確立という線に沿つて、労働問題もすべての問題も解決して行くべきである。そう考えております。この段階におきましては、強く経営者諸君にも、新しい時代の経営者として立ち上つて、この方向を歩んでいただきたい。

たい。その實際的の政策を用意してあるかという御質問でもありましたけれども、これは各方面、安本その他経済省とも打合せまして、労働省といたしましてはまたたくそいう立場には同感でございますから、そういう方向に日本の経営者諸君が進んでくれるように希望いたしまして、その方向に強力に進んで参りたいと思つております。

○前田(種)委員 大蔵大臣が本委員会に出席されなかつたことを非常に遺憾と思つております。さらに関係の局長もすでおられないということでありまして、労働大臣また國務大臣でございますから、要点だけ申し上げまして、鈴木大臣の答弁を願ひ、さらに政府で善処してもらいたい点を要望しておきたいと思つております。

第一番は所得税の問題でございます。特に勤労所得税の問題です。今度の予算面から見ましても、予算の審議にあたりましても、大蔵大臣は所得税の軽減の問題は、昨日來朝されましたシャウブ博士一行がお見えになると、この夏でも臨時議會を開いて軽減を實現したいというような公約を、予算委員会その他で意思表示をされておられるのでございます。しかし實際問題として、シャウブ博士一行が來朝されました十分の検討をされました結果、はたして大蔵大臣が予定したおられるように、早急に臨時國會を開いて、さうした審議をするようになるかどうかという点は、その後の情勢等も考えますならば、ばなはだおぼつかないものじやないか。私の見解から申し上げますならば、年末もしくは來年度の予算の編成のときになるのじやないかというところ、心配するのでござい

す。予算面から見ましても、私が数字をあげるまでもなく、所得税三千百億のうちで二百億が勤労所得税になつております。しかも營業所得は二十三年度に比しまして三〇%増、國民所得の全体から見ましても三〇%増になつておるにもかかわらず、勤労所得の方は五五%増というところに二十四年度の予算面になつております。これはかに勤労大衆に、税の上においても負担が加重しておるかということが、二十四年度予算にも現れておるわけでありまして。昨年の三千七百円ベースのときには九十四円の税金であつたものが、六千三百七円ベースになつたために、八百四十円の税金になつてゐるわけですから、どうしても勤労所得税の問題は、政府としても善処してもらわなければならない重要な問題でございます。から、ぜひともこの問題のためには、特に労働大臣として最善の努力をしていただきたいと熱望するものでござい

ます。

次に税金の取立ての問題について、過日も質問いたしました。最近賃金の不拂ひ、遅延等が續出しておるにもかかわらず、当然賃金として支拂わなくてはならない金を、税金の滞納という形において、税務署が差押えてとつてしまふというやうなことが、全國に相当行われておることでございます。もちろん法律的には、賃金が優先するか、税金が優先するかという問題でございますが、國民の生活を脅かすという現実の問題にあたりましては、この関係の処理も適切な方法を講じていただきたいと私は考えます。さらにもう一つは全体の政府支拂ひが、今日非常に遅れておる關係上、多くの事業は

行き詰つておるわけでございます。そのためにも首切りがあり、工場の縮小が續出しているというこの現状において、どうしても政府は、ベストを盡して政府支拂ひを督促して、さうした關係において各企業に迷惑をかけないということにならなくてはならぬと考えます。今日まで本委員会が審議しました中におきましても、取立てるべきところの保険料その他の滞納につきましては、相当苛酷な追徴金等の法的処置を講じてあるにもかかわらず、当然政府が支拂わなくてはならないものは数箇月も遅れておつて、それがあたりまえだというやうな今日の状態になつております。これはどうしても大蔵省の責任でございますが、政府全体の責任において、政府支拂ひのために多くの民間企業に迷惑をかけて、しかも勤労大衆全体に迷惑をかけているということとを、一日も早くなくすというようにするために、最善の方途を講じていただきたいと私は考えます。この点について大臣の御答弁がございますならば、答弁を伺つて、さうしてこれ以上は私は申し上げませんからぜひ大所高所から、特に労働省の立場から、この問題等については御善処を要望する次第でございます。

○鈴木國務大臣 第一の勤労所得税の問題は、私どもの立場からいたしまして、最も關心事項であり、労働者諸君の實質賃金の中の重要な問題になつて來ますので、この問題につきましては、もちろん労働大臣といたしましては、重大な關心を持っております。これは大蔵大臣がお答えすべきことで、閣議その他で受けてゐる私の印象から申しまして、この勤労所得税の

軽減という問題に對しましては、吉田総理も、それから大蔵大臣も、特別の關心を持つて臨んでゐると、私の印象ではそう見えるのであります。ただ諸般の事情によりまして、御承知のやうな推移はたどりまされけれども、あらゆる問題の中で、この問題を最も重要な問題として、総理は考えておられると、私はそういう印象を受けておるのでございます。私どもの立場といたしましては、先ほど申した通りでございますが、前田委員の御指摘の点は、もういづれの政見、だからから考えても異論のないところでございまして、これは言い過ぎかもしれませんが、私から大蔵大臣また総理にも、労働委員会においてその要望がありましたということ、正確にお傳へいたします。

それから政府支拂ひの問題につきましては、これもすでに本會議でも問題になりましたし、政府といたしましては、率直に申し上げまして、その原因がどういふところにあるにせよ、これは政府の責任であり、さういふ事態でもつて推移することは、まことに相済みないことだと思わざるを得ないのであります。この点につきましては、最近大蔵省の中に審議室というやうな窓口を設けて、この問題について——さういつた当然支拂われるべきもので、しかも本省の方では支拂つたと思つてゐるものが、まだ支拂われなというやうなものにつきましては、一々具体的に、今日までのやうに單なる文書の通牒、監督という程度を越えて、直接その苦情を受取るやうな窓口をつくつて、さうして処理して行くというやうな方式もつい数日前に決定したのであります。一方この問題につ

きましては、皆さんからの御指摘もありまして、労働大臣といたしまして、しばし閣議において発言し要望したのであります。大体において五月の中ごろまでには、かつて四月の初めごろ指摘されたところの多くの支拂いが、完成するという形でもつて推移し、またその手当も進んでおると聞いております。なお今日要望がありましたことも、正確にお伝えいたします。

それから税金と賃金の不拂いの問題は、賃金が税金以外のあらゆる債務に優先するところの第一の債務であるという原則に至つては、私どももちろんそう考えておりますが、賃金の関係におきましては、法的にはどうなりまするか——労働者諸君にとつて今日のようなきに於いて、賃金の遅拂いというふうなことが、いかに切実な問題であるかということは、十分わかりますので、この点につきましてはさらに研究を重ねて善処したいと思ひます。

○島田委員 私はこの際ただいま議題となつております両法案の質疑の打切りにつき、動議を提出したいと存じます。本両案は去る三十日國會に提案されて以來、本委員会におきましては、連日熱心に審議が續行されて参りました。一部の方面からは、重労働委員会という、まことに名譽あるうわさをせられたほどに、文字通り寧日なき努力が續けられて参つたのでございしますが、大体質疑も一巡したようでありますから、この程度で質疑の打切りをいたしたいと存じます。何とぞ御賛成あらんことをお願いいたします。

○倉石委員長 ただいまの島田末信君

の動議に御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○倉石委員長 起立多数。よつて本動議のごとく決定いたしました。ただいま議題になつております両案についての質疑を打ち切ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四十一分散会